

**第3次伊勢崎市障害者計画**

**第6期伊勢崎市障害福祉計画**

**第2期伊勢崎市障害児福祉計画**

**令和3年3月**

**障害福祉課**



はじめに…

伊勢崎市では、平成26年3月に「第2次障害者計画」を、平成30年3月に「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、「障害のある人が生涯を通じていきいき暮らせるいせさきの実現」に向け、市民の皆様と協働して障害者施策を推進してまいりました。

国においては、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、同年6月には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部が改正されたほか、「発達障害者支援法」の改正も行われるなど、障害者福祉の向上に向けた法整備が進んでいます。

また、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に支え合って暮らしていく「共生社会」の実現に向けた動きも広まっています。

そのようななか、本計画では、「第3次障害者計画」、「第6期障害福祉計画」、「第2期障害児福祉計画」を一体的に作成し、障害者施策の一層の推進に向けて取り組んでいくことといたしました。

今後は、本計画の実現に向け、市民の皆様を始め、障害者団体、医療機関及び福祉サービス事業者等の皆様におかれましても、なお一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました伊勢崎市障害者計画策定委員会及び伊勢崎市自立支援協議会の委員の皆様、並びに貴重なご意見をいただきました市民の皆様に心からお礼を申し上げます。



令和3年3月

伊勢崎市長

阿 泰 雄



# 目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の位置づけ	3
2 計画の期間	5
3 関連する計画	5
4 ニーズの把握	6
5 検討組織と市民意見の収集	6
6 国の障害者施策の動向	7
7 県の取組	10
第2章 障害のある人をめぐる本市の状況	11
1 本市の状況	13
(1) 人口の動向	13
(2) 世帯の状況	15
(3) 産業別就業人口の推移	15
2 障害者の状況	16
(1) 身体障害者	16
(2) 知的障害者	17
(3) 精神障害者	18
(4) 障害支援区分認定の状況	20
(5) 障害児支援の状況	21
第3章 障害者計画	23
1 前計画の取組状況	25
(1) 取組状況調査	25
(2) 基本施策ごとの概要	26
(3) 第2次障害者計画の総括と本計画への反映	28
(4) 市民アンケートからみた評価のめやす	28
2 重点課題	29
課題1. 相談機関の連携強化・相談しやすい体制づくり	29
課題2. 情報提供の充実	31
課題3. 一人ひとりの能力にあった就労の推進	32
課題4. 将来を見据えた生活支援体制の整備	34
課題5. 災害時・緊急時への対策	37
課題6. 外出しやすい環境の整備（社会参加の促進）	38
課題7. 子どもの能力・個性に応じた支援体制の整備	41
課題8. 障害者理解の促進	42

<b>3</b>	<b>基本的な考え方</b> .....	<b>43</b>
	(1) 基本理念 .....	43
	(2) 重点的に取り組む事項 .....	43
<b>4</b>	<b>施策体系</b> .....	<b>44</b>
<b>5</b>	<b>計画の推進体制</b> .....	<b>45</b>
	(1) 伊勢崎市自立支援協議会の役割 .....	45
	(2) 市民参加、当事者参加の推進・進行管理 .....	46
	(3) 推進体制の充実 .....	46
<b>6</b>	<b>施策の推進</b> .....	<b>47</b>
	<b>基本施策1 教育・育成（育つ・学ぶ）</b> .....	<b>48</b>
	施策(1)幼児教育・療育の充実 .....	48
	施策(2)学校教育の充実 .....	50
	<b>基本施策2 雇用・就業（働く）</b> .....	<b>52</b>
	施策(3)一般就労の促進 .....	52
	施策(4)福祉的就労の充実・拡充 .....	54
	<b>基本施策3 生活支援（自立した生活をする）</b> .....	<b>55</b>
	施策(5)生活支援体制の充実 .....	55
	施策(6)相談体制の充実・強化 .....	57
	施策(7)権利擁護システムの充実 .....	58
	<b>基本施策4 安心安全で質の高い生活(安全に豊かに暮らす)</b> .....	<b>59</b>
	施策(8)住環境の整備 .....	59
	施策(9)外出・社会参加手段の確保 .....	60
	施策(10)生涯学習・スポーツ・レクリエーションの充実 .....	62
	施策(11)安全な建物・道路・交通機関の確保 .....	63
	施策(12)防災・安全対策の充実 .....	64
	<b>基本施策5 保健・医療（すこやかに生きる）</b> .....	<b>65</b>
	施策(13)健康増進及び疾病の予防・早期発見の推進 .....	65
	施策(14)医療の充実 .....	66
	施策(15)機能回復・維持訓練の充実 .....	67
	<b>基本施策6 情報・コミュニケーション（つながる）</b> .....	<b>68</b>
	施策(16)コミュニケーション手段の確保 .....	68
	施策(17)情報提供の充実 .....	69
	<b>基本施策7 啓発・交流・協働（みんな一緒に）</b> .....	<b>70</b>
	施策(18)啓発・福祉教育・交流活動の推進 .....	70
	施策(19)地域福祉活動の促進 .....	72
	施策(20)外国人障害者施策の充実 .....	73

<b>第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画</b> .....	<b>75</b>
<b>1 前期計画の点検・評価</b> .....	<b>76</b>
(1) 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の進捗状況 .....	76
(2) 児童福祉法に基づく障害児支援等の進捗状況 .....	78
(3) 地域生活支援事業の進捗状況 .....	79
<b>2 サービス見込量設定の考え方</b> .....	<b>81</b>
<b>3 基本理念・目標</b> .....	<b>82</b>
(1) 基本理念 .....	82
(2) 成果目標（令和5年度末における目標） .....	84
(3) 本市の方針 .....	95
<b>4 計画の推進体制</b> .....	<b>97</b>
(1) P D C Aサイクルの推進 .....	97
(2) 伊勢崎市自立支援協議会の役割 .....	98
<b>5 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方</b> .....	<b>99</b>
<b>6 指定障害福祉サービス及び相談支援に関する事項</b> .....	<b>100</b>
(1) 訪問系サービス .....	101
(2) 日中活動系サービス .....	103
<b>1 生活介護</b> .....	103
<b>2 自立訓練（機能訓練）</b> .....	104
<b>3 自立訓練（生活訓練）</b> .....	105
<b>4 就労移行支援</b> .....	106
<b>5 就労継続支援（A型）</b> .....	107
<b>6 就労継続支援（B型）</b> .....	108
<b>7 就労定着支援</b> .....	109
<b>8 療養介護</b> .....	110
<b>9 短期入所（ショートステイ）</b> .....	111
(3) 居住系サービス .....	112
<b>1 自立生活援助</b> .....	112
<b>2 共同生活援助（グループホーム）</b> .....	114
<b>3 施設入所支援</b> .....	115
<b>4 宿泊型自立訓練</b> .....	116
(4) 相談支援 .....	117
<b>7 障害児支援に関する事項</b> .....	<b>119</b>
<b>1 児童発達支援</b> .....	120
<b>2 放課後等デイサービス</b> .....	121
<b>3 保育所等訪問支援</b> .....	122
<b>4 居宅訪問型児童発達支援</b> .....	123

5	障害児相談支援	124
6	医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	125
8	地域生活支援事業の実施に関する事項	126
	(1) 実施する事業の内容(必須事業)	127
	(2) サービス見込量及び設定の考え方と確保の方策	129
1	理解促進研修・啓発事業	129
2	自発的活動支援事業	129
3	障害者(児)相談・生活支援事業	130
4	成年後見制度利用支援事業	131
5	成年後見制度法人後見支援事業	131
6	意思疎通支援事業	132
7	日常生活用具給付事業	133
8	手話事職員養成研修事業	134
9	移動支援事業	135
10	地域活動支援センター事業	136
11	福祉ホーム事業	137
12	訪問入浴サービス事業	137
13	聴覚障害者生活訓練等事業	138
14	日中一時支援事業	139
15	聴覚障害者ミニデイサービス事業	140
16	レクリエーション活動等支援事業	141
17	声の広報等発行事業	141
18	朗読事職員養成事業	142
19	障害者虐待防止対策支援事業	143
20	知的障害者職親委託事業	143
21	医療的ケア支援事業	144
	資料編	145
1	策定経過	147
2	伊勢崎市障害者計画策定委員名簿	148
3	伊勢崎市障害者計画策定委員会設置要綱	149



# 第1章 計画の概要





# 1 計画の位置づけ

□本計画は、「障害者基本法」(障害者があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会(共生社会)を実現するための法律)第11条第3項に基づく市町村障害者計画、「障害者総合支援法」第88条に基づく市町村障害福祉計画及び「児童福祉法」第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画を一体として定めるものです。

□「第3次障害者計画」は本市の障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画として位置づけられています。

「第6期障害福祉計画」、「第2期障害児福祉計画」は障害者総合支援法第87条及び児童福祉法第33条の19の規定に基づく基本指針(障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたって基本となる理念、サービス見込量の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取組等を国が定めたもの)及び県の基本的な考え方に即した計画で、サービス提供体制の確保を目的として、サービス種類ごとの実施に関する事項や必要な見込量、見込量確保のための方策を定める計画として位置づけられています。

本計画は、伊勢崎市障害者計画(平成26年度～令和2年度、以下「第2次障害者計画」という。)を継承し、また平成29年度に策定した「第5期伊勢崎市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」との整合を図っています。

□伊勢崎市総合計画、伊勢崎市地域福祉計画をはじめ、関連する市の計画との整合性を保ちつつ、群馬県障害者計画・第5期群馬県障害福祉計画・第1期障害児福祉計画(バリアフリーぐんま障害者プラン7)との整合を図っています。

## 障害者基本法の一部を改正する法律【概要】

### 1) 目的規定の見直し(第1条関係)

- ・全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

### 2) 障害者の定義の見直し(第2条関係)

- ・身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

### 3) 地域社会における共生等(第3条関係)

1)に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。

- ・全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ・全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ・全て障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

### 4) 差別の禁止(第4条関係)

- ・障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ・社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施のついて必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- ・国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。

### 5) 国際的協調(第5条関係)

- ・1)に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。

### 6) 国民の理解(第7条関係)／国民の責務(第8条関係)

- ・国及び地方公共団体は、3)から5)までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。
- ・国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。

### 7) 施策の基本方針(第10条関係)

- ・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。
- ・障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。

## 2 計画の期間

本計画は、令和3～8年度までの6か年計画です。なお、第4章（障害福祉計画・障害児福祉計画）については3年ごとに現状の分析及び評価を行い、計画の変更を行います。

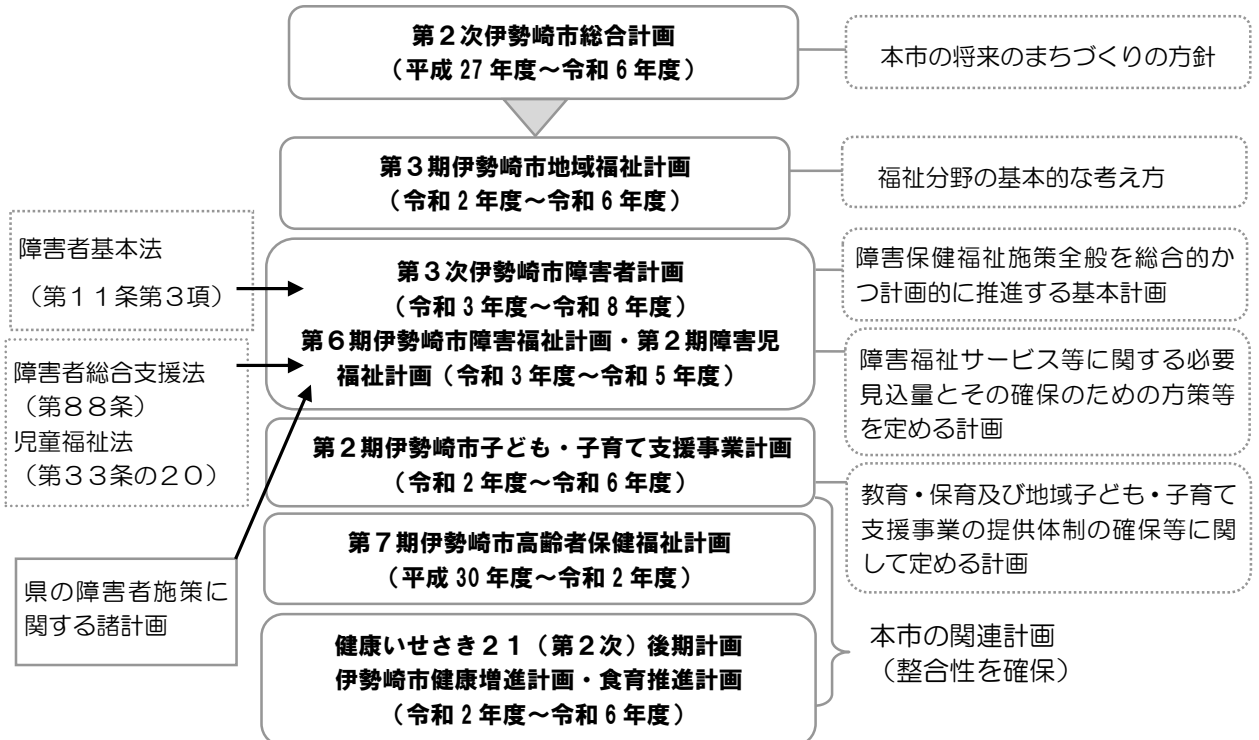
図表 1 本計画の期間

	平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
障害者 計画	第 2 次						第 3 次						
障害 福祉計画	第3期	第4期		第5期		第6期			第7期				
障害児 福祉計画	見直し		見直し			見直し			見直し				
				第 1 期		第 2 期			第 3 期				

## 3 関連する計画

本計画は、本市の最も基本となる計画である「伊勢崎市総合計画」や本市の福祉分野における基本理念を定めた「伊勢崎市地域福祉計画」、その他、本計画の関連計画との整合性を保ちつつ策定するものです。

図表 2 本計画と関連計画との関係



## 4 ニーズの把握

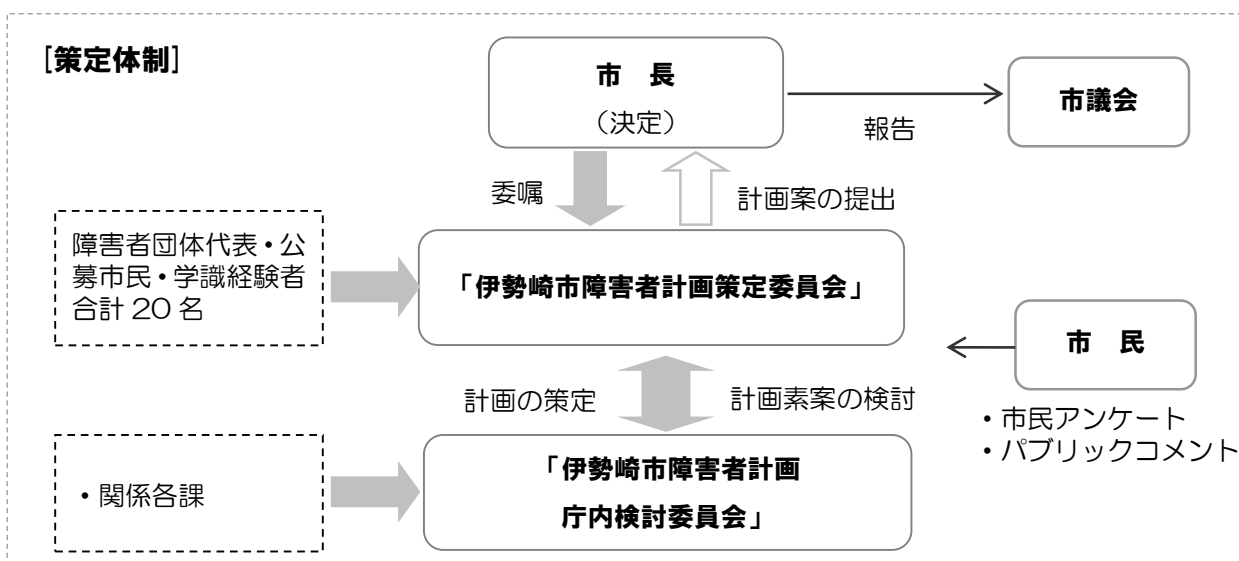
第2次障害者計画や第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画に対する評価や今後の施策のニーズ等に関する意見を把握するため、市民アンケート調査を実施したほか、児童の保護者、ボランティアへのアンケート調査を行いました。

図表 3 調査の概要

1. 市民アンケート調査	調査期間	令和2年6月29日～7月20日		
	調査方法	郵送による配布・回収		
	配布数	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者合計 2,400人		
	有効回収率	48.1%	有効回答数	1,154人
2. 児童へのアンケート調査	調査期間	令和2年6月30日～7月31日		
	調査方法	学校・団体代表者による配布・回収		
	対象者	特別支援学校生徒及び障害者団体計 287人		
	有効回収率	41.8%	有効回答数	120人
3. ボランティアへのアンケート調査	調査期間	令和2年6月30日～7月31日		
	調査方法	団体代表者による配布・回収		
	対象者	ボランティア団体計 240人		
	有効回収率	49.2%	有効回答数	118人

## 5 検討組織と市民意見の収集

本計画は、市民アンケート調査やパブリックコメント等による市民の意見・要望を収集しました。また、障害者団体、公募市民や学識経験者などで組織される「伊勢崎市障害者計画策定委員会」の意見を踏まえながら、適切な反映を図って策定しています。



## 6 国の障害者施策の動向

我が国の取組は心身障害者の福祉に関する施策の基本事項等を定めた心身障害者対策基本法に端を発し、障害者自らが契約により福祉サービスを利用する「支援費制度」の導入、障害の種類によって異なっていた各種サービスを一元化し、障害特性などを踏まえたサービスが提供されるようになった「障害者自立支援法」の施行、障害者サービス等の対象範囲に難病患者等が含まれることとなった「障害者総合支援法」の施行などの法整備等により推進されてきました。

その後の法整備として、平成28年6月には、障害者総合支援法の施行から3年を目途とした見直しが行われ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成30年4月に施行されました。この改正では、障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図ること、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことが規定されました。

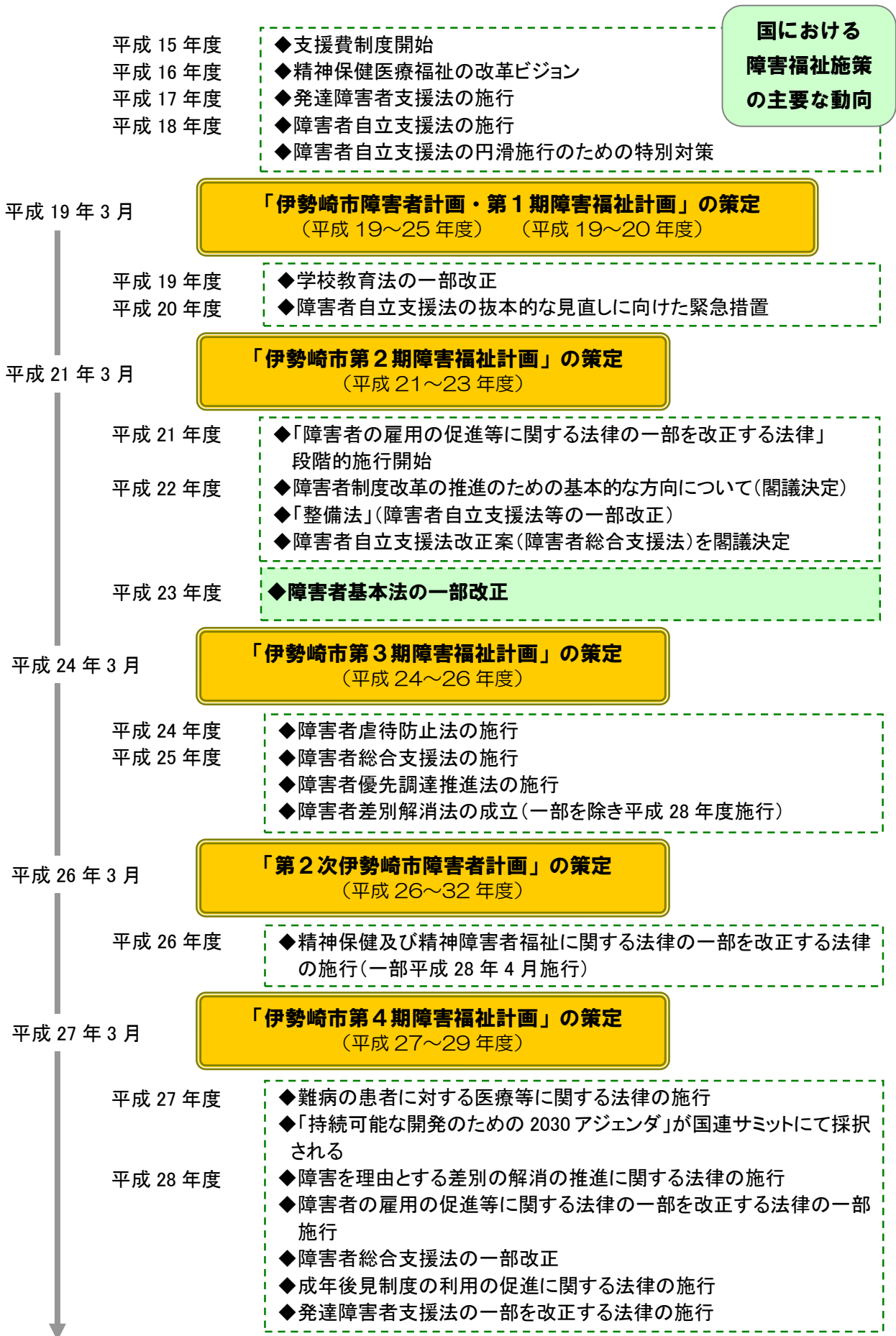
平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。この法律は、平成23年の障害者基本法改正で規定された「差別の禁止」を基本原則とすることについて具体的に定めたものであり、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等が規定されました。また、それに伴い、障害のある人の雇用環境については、平成28年4月に「障害者雇用促進法」の改正が一部施行され、雇用の分野において障害を理由とする差別的取扱いの禁止等が規定されました。

平成28年6月には「発達障害者支援法」の一部改正が公布され、同年には施行されました。この改正では、発達障害者が個人としての尊厳に相応しい日常生活・社会生活を営むことができるように、支援が切れ目なく行われることに関し、国・地方公共団体がその責務を明らかにすることや、障害の有無によって分け隔てられること無く（社会的障壁の除去）、相互に人格と個性を尊重（意思決定の支援に配慮）しながら共生する社会の実現に資すること等が目的として新たに明記され、これに伴う発達障害者の支援のための施策が整備されました。

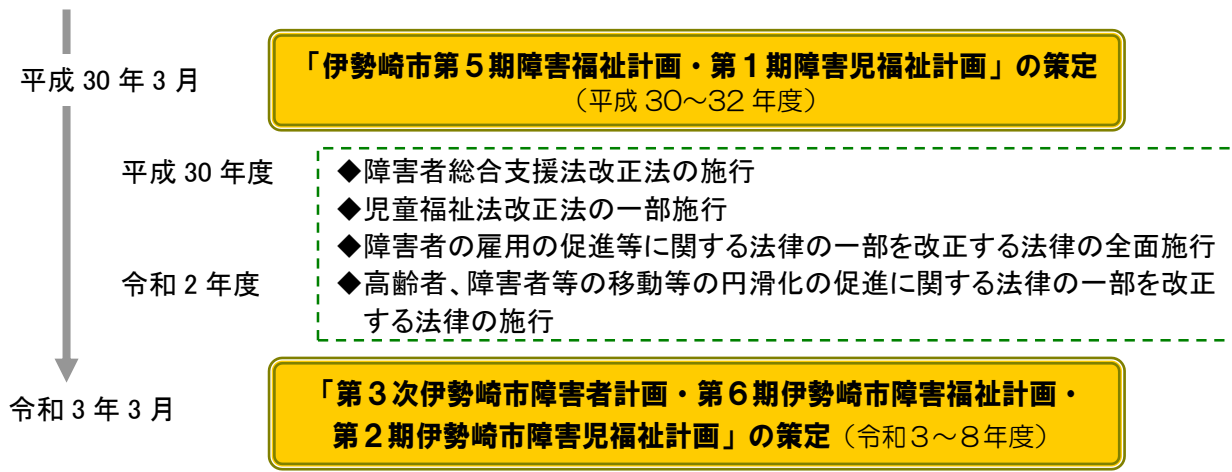
このほか、平成30年6月には、障害者による文化芸術活動への機運の高まりを受け、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布、施行されました。

令和2年6月には、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（ユニバーサル社会実現推進法）」の施行や、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を契機に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が一部施行され、ハード・ソフト両面での共生社会の実現に向けた法整備が行われました。

図表 4 国の主要な動向と伊勢崎市の障害者（児）にかかる計画の流れ







■持続可能な開発目標 (SDGs)

2015 年 (平成 27 年) にアメリカ・ニューヨークで開かれた「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。このアジェンダ (行動計画) の中で示された 2030 年までの具体的行動指針が「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)」です。

SDGs は「誰一人取り残さない」ことをスローガンに、17 の目標と 169 の細分化されたターゲット (達成基準) を掲げています。また、これらの目標とターゲットは相互に関連しており、経済問題だけでなく、様々な社会問題や環境問題を国際社会全体で解決することを目指しています。

本市においても、SDGs の掲げる開発目標への貢献を念頭に置き、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた取組を推進していくことが求められています。

図表 5 持続可能な開発目標 (SDGs)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料：国際連合広報センター

## 7 県の取組

群馬県では、平成5年度に「群馬県障害者施策行動計画バリアフリーぐんま障害者プラン」（平成5～12年度）を策定し、障害のある人にとっての様々な障壁（バリア）を取り除く「バリアフリー」を基本理念とし、障害者施策を総合的・計画的に推進してきました。

その後も国の障害者計画や法整備を反映して計画を策定しており、現在は「群馬県障害者計画・第5期群馬県障害福祉計画・第1期群馬県障害児福祉計画～バリアフリーぐんま障害者プラン7～」（平成30～32年度）の計画期間となっています。「バリアフリーぐんま障害者プラン7」は、障害の有無に関わらず、お互いを尊重し、住み慣れた地域で自分らしく生きる社会の実現を基本理念としており、「お互いの理解の促進、共生社会の実現に向けた取組の推進」、「自己決定の尊重、意思決定の支援、当事者本位の総合的支援」、「安全で安心できる地域づくり」の3つを基本目標としています。

また、平成15年4月には、「人にやさしい福祉のまちづくり条例」が施行されました。この条例は、人にやさしい福祉のまちづくりに関し、障害の有無、年齢、国籍に関わらず、誰もがいきいきと心豊かに日常生活を送り、社会活動を行うことができる社会の実現を目的としており、県民・事業者の障害者理解の促進や地域福祉の推進、施設等の整備促進等について基本方針を策定しています。

また、平成27年4月には、障害のある人が地域で自立し、自分らしい生き方ができるような社会の実現には、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保が不可欠であり、その手段の一つが手話であるとする認識に基づき、「群馬県手話言語条例」が施行されました。この条例は、手話に関する基本理念を定め、行政機関等の責務及び役割を明らかにし、手話に関する施策の推進を図ること等を目的としています。

### バリアフリーぐんま障害者プラン7

（群馬県障害者計画・第5期群馬県障害福祉計画・第1期群馬県障害児福祉計画）

#### 【基本理念】

障害の有無にかかわらず、お互いを尊重し、住み慣れた地域で自分らしく生きる社会の実現

#### 【基本目標】

- お互いの理解の促進、共生社会の実現に向けた取組の推進
- 自己決定の尊重、意思決定の支援、当事者本位の総合的支援
- 安全で安心できる地域づくり

#### 【計画の主な取組】

- お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進
- 自立した生活の支援と意思決定支援の推進
- 保健・医療体制の充実
- 教育の充実
- 文化芸術活動・スポーツ等の充実
- 雇用の拡大・就労の促進
- 意思疎通環境の整備
- 安全・安心なまちづくり推進

## 第 2 章 障害のある人をめぐる本市の状況





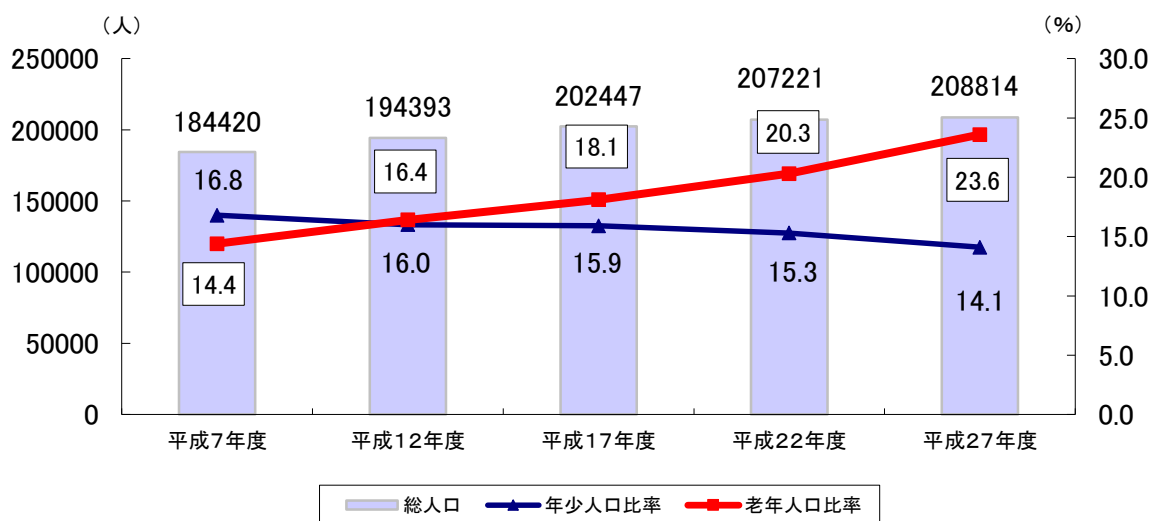
# 1 本市の状況

## (1) 人口の動向

平成17年の合併以降、総人口は20万人を超えて増え続けていますが、平成22年から平成27年にかけての増加人数 1,593人 は、平成17年から平成22年の増加人数 4,774人 に比べて少なくなっています。老年人口(65歳以上)が年少人口(15歳未満)を上回った平成12年以降、その傾向は続いており、今後も続くものと考えられます。

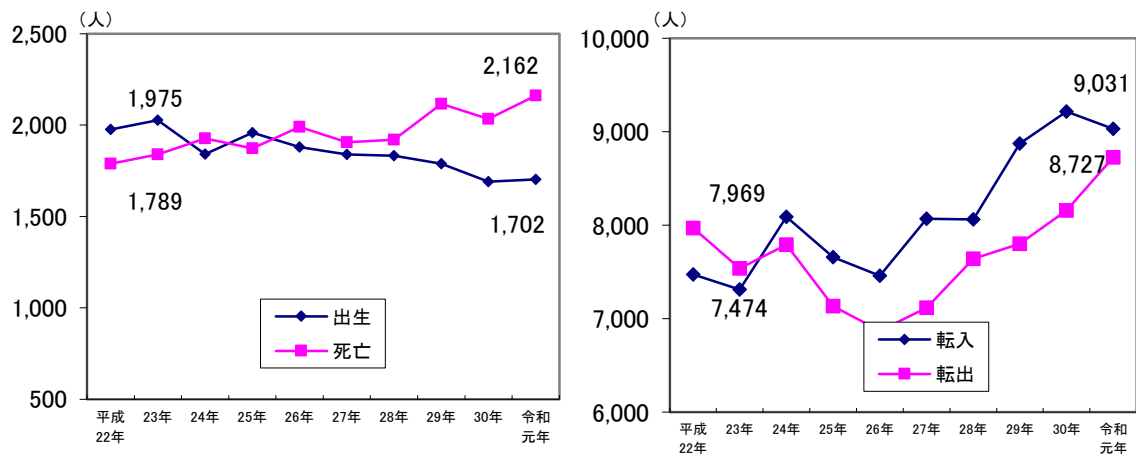
自然増減・社会増減では、平成28年まで出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向にありましたが、平成29年からその傾向はより顕著になっています。転出者と転入者の推移については、平成24年以降は転入者が転出者を上回っています。外国人市民は、平成25年まで減少傾向にありましたが、平成26年以降現在に至るまで増加傾向にあります。中でも、ベトナム国籍の外国人市民が平成26年以降増加しています。

図表6 総人口・年齢3区分人口の推移



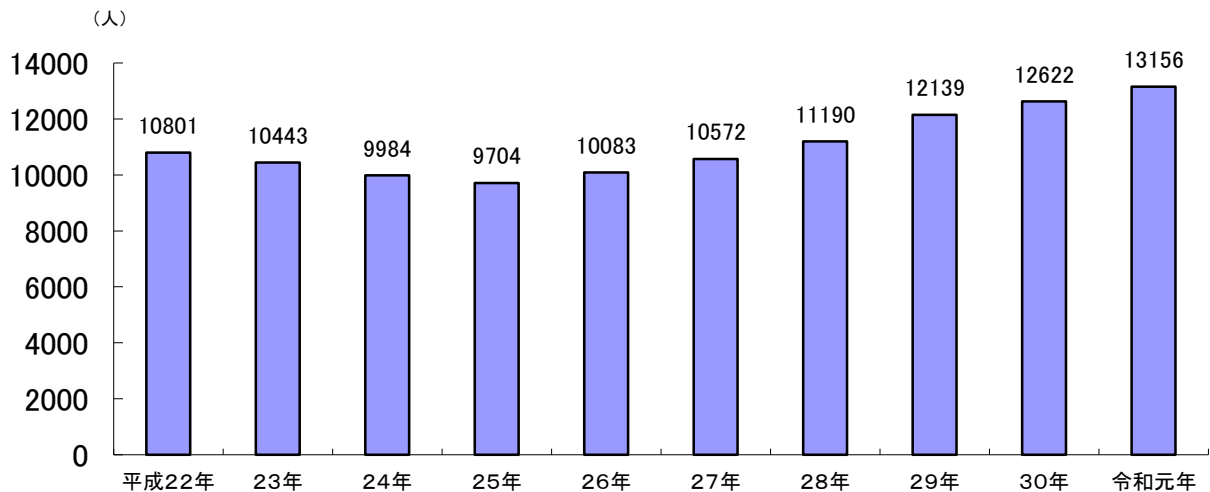
資料：国勢調査

図表7 自然増減（左）・社会増減（右）の推移



資料：人口動態統計（10月）

図表8 外国人市民の推移



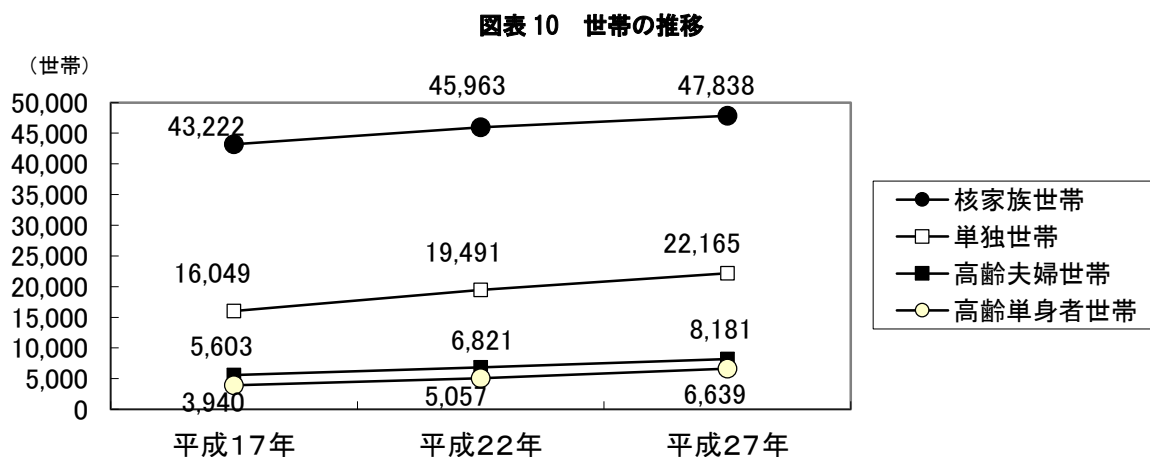
資料：人口動態統計（12月）

図表9 国籍別外国人市民の推移

(人)	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
ブラジル	4,182	3,822	3,456	3,146	3,155	3,199	3,332	3,337	3,388	3,485
ペルー	2,607	2,562	2,495	2,360	2,338	2,381	2,358	2,358	2,375	2,369
フィリピン	1,064	1,074	1,075	1,125	1,189	1,303	1,414	1,717	1,794	1,705
ベトナム	919	902	896	986	1,049	1,234	1,491	1,829	1,989	2,330
中国	610	636	720	681	646	584	604	587	619	653
朝鮮韓国	221	213	206	205	195	194	186	193	198	209
その他	1,198	1,234	1,136	1,201	1,511	1,677	1,805	2,118	2,259	2,405

## (2) 世帯の状況

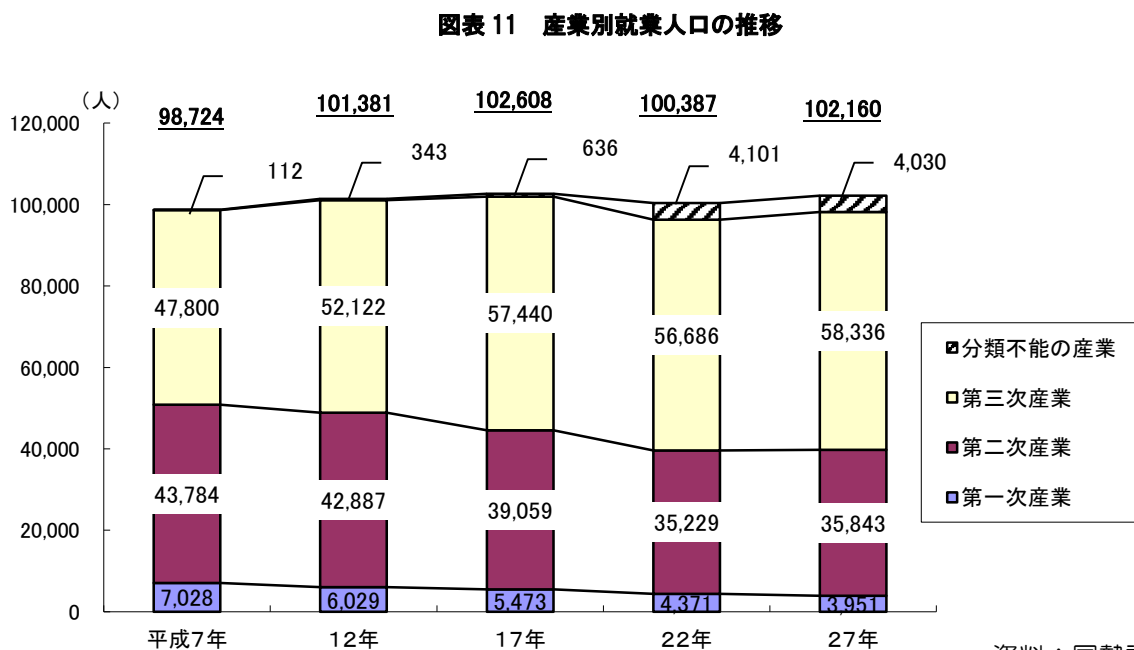
平成27年の核家族世帯は約48,000世帯で、単独世帯（一人暮らし世帯）が約22,000世帯にのぼり、いずれも平成17年から増加傾向にあります。また、高齢夫婦世帯と高齢単身者世帯（一人暮らし高齢者世帯）についても、平成17年から一貫して増加傾向にあります。



資料：国勢調査

## (3) 産業別就業人口の推移

就業人口は平成22年に減少したものの、平成27年には増加に転じました。内訳では、農業を中心とする第一次産業が一貫して減少し、平成27年には4千人を下回りました。平成7年から平成22年にかけて減少していた製造業を中心とする第二次産業や、小売業やサービス業など幅広い産業が該当する第三次産業は平成27年には増加しています。

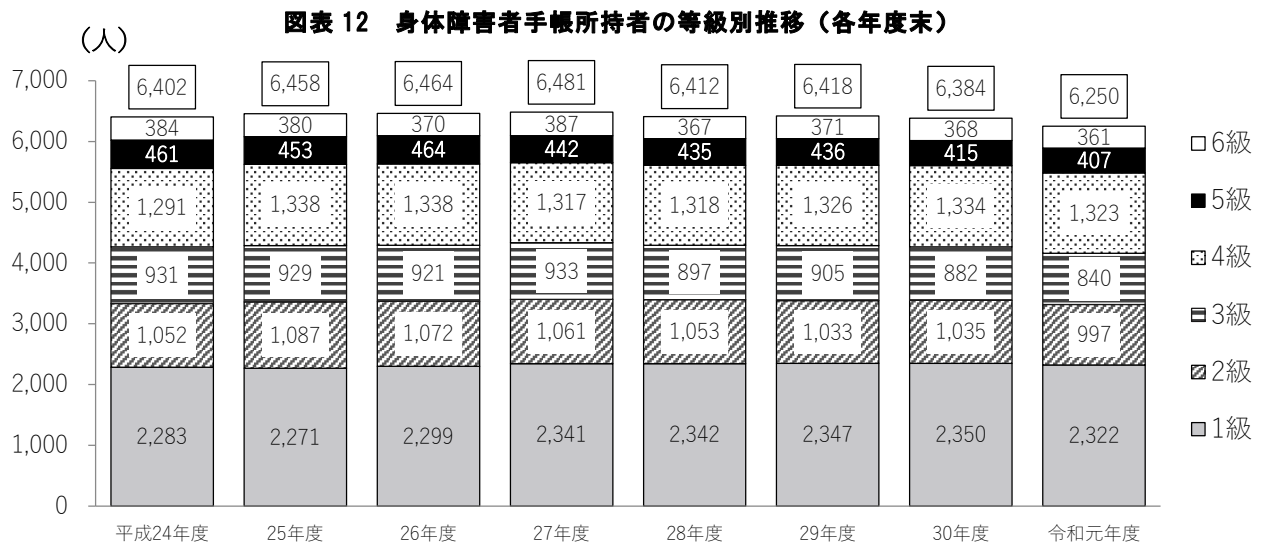


資料：国勢調査

## 2 障害者の状況

### (1) 身体障害者

令和元年度末現在で、身体障害者手帳所持者数は 6,250 人となっており、これは同時期の市の総人口（213,167 人）の 2.93%にあたります。手帳の等級分布の推移をみると、直近の3年間では最も障害の重い1級の割合が増加傾向にあります。また、障害種別ごとにみると、全体の過半数を占める肢体不自由（上肢・下肢・体幹）が減少傾向を示しており、その一方で聴覚・平衡機能障害と内部障害が増加しています。



図表 13 身体障害者手帳所持者の等級別割合の推移（各年度末：単位は%）

年度	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度
1級	35.7	35.2	35.6	36.1	36.5	36.5	36.8	37.2
2級	16.4	16.8	16.6	16.4	16.4	16.1	16.2	16.0
3級	14.5	14.4	14.2	14.4	14.0	14.1	13.8	13.4
4級	20.2	20.7	20.7	20.3	20.6	20.7	20.9	21.2
5級	7.2	7.0	7.2	6.8	6.8	6.8	6.5	6.5
6級	6.0	5.9	5.7	6.0	5.7	5.8	5.8	5.8

図表 14 身体障害者手帳所持者の障害種別割合の推移（各年度末：単位は%）

年度	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度
視覚障害	5.8	5.7	5.7	5.6	5.5	5.5	5.3	5.6
聴覚・平衡機能障害	7.5	7.7	7.7	8.3	8.3	8.9	9.1	9.0
音声・言語・そしゃく機能障害	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2	1.1	1.1
肢体不自由（上肢・下肢・体幹）	54.9	54.7	54.7	53.7	52.6	51.7	51.4	50.6
内部障害	30.5	30.6	30.6	31.5	31.6	32.7	33.1	33.7

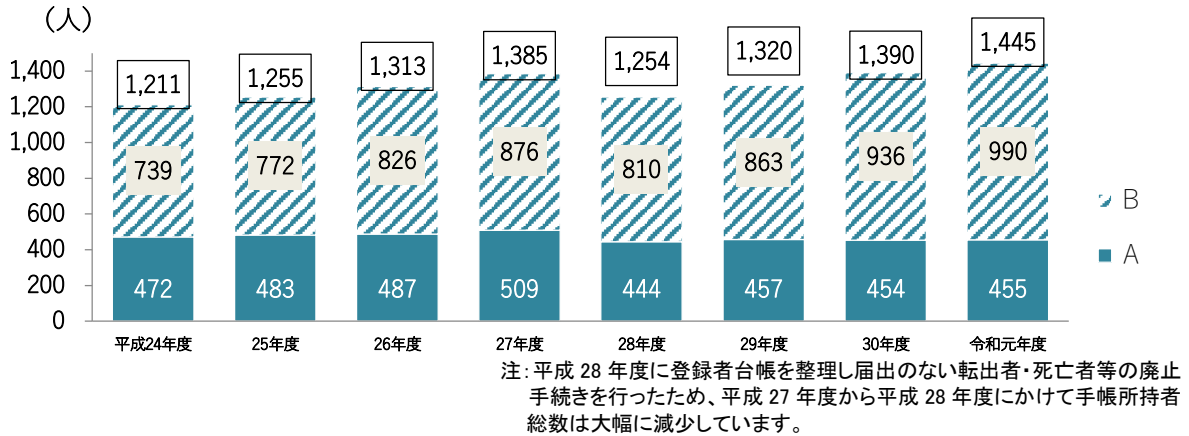
注：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならないことがあります



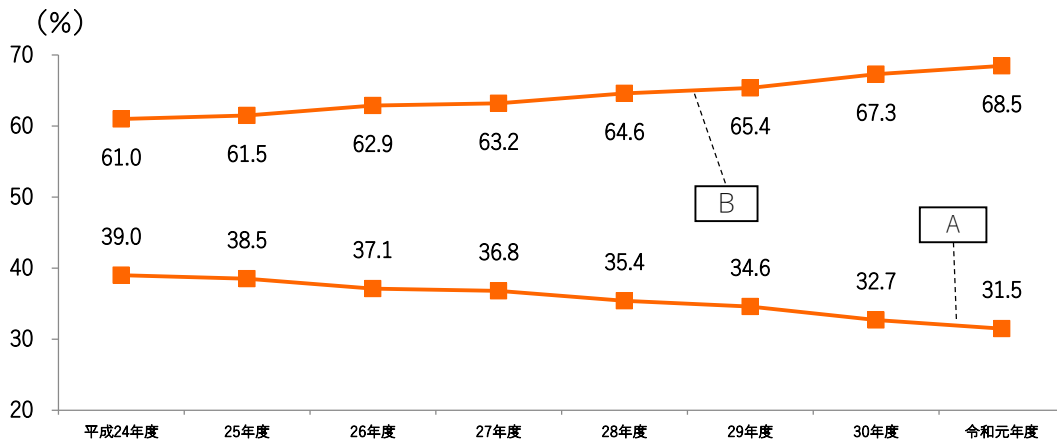
## (2) 知的障害者

令和元年度末現在で、療育手帳所持者数は 1,445 人（市内総人口の 0.68%）となっています。割合で見ると、等級別では中・軽度（B判定）の比率が上昇しており、年齢別では 18 歳未満が増加傾向となっています。

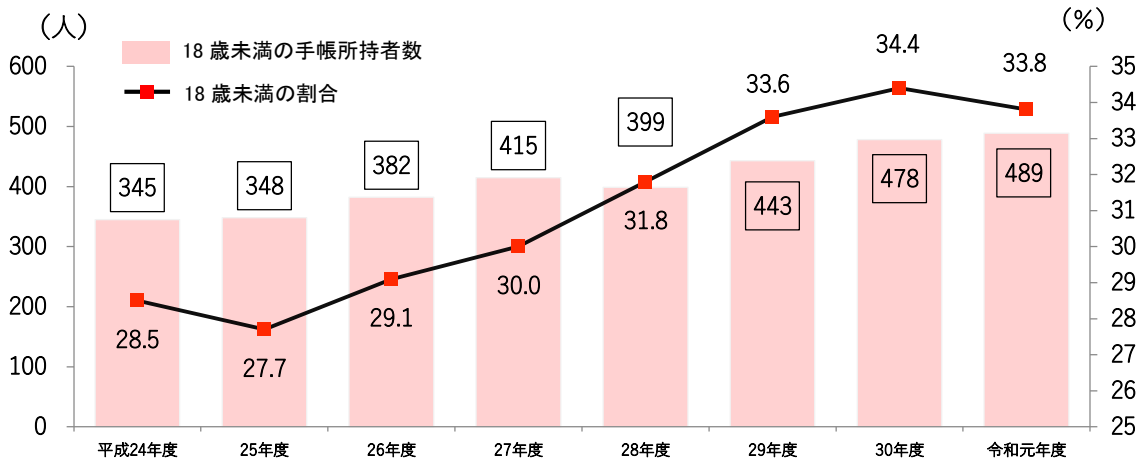
図表 15 療育手帳所持者の等級別推移（各年度末）



図表 16 療育手帳所持者の等級別割合の推移（各年度末）



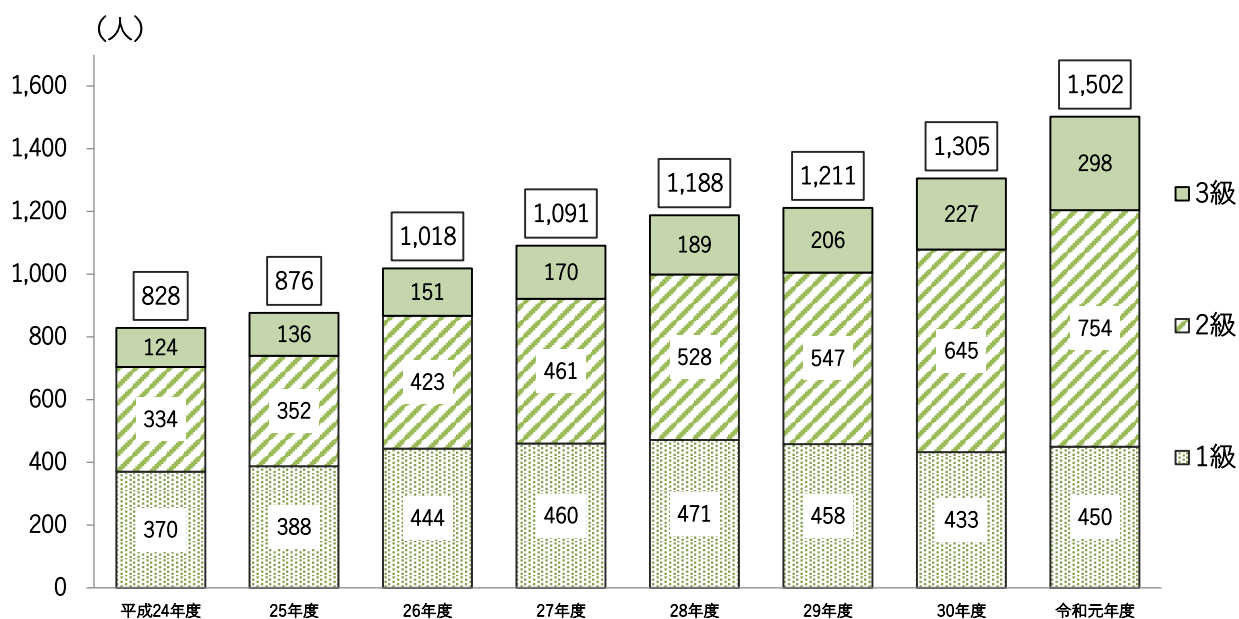
図表 17 療育手帳所持者の年齢構成の推移（各年度末）



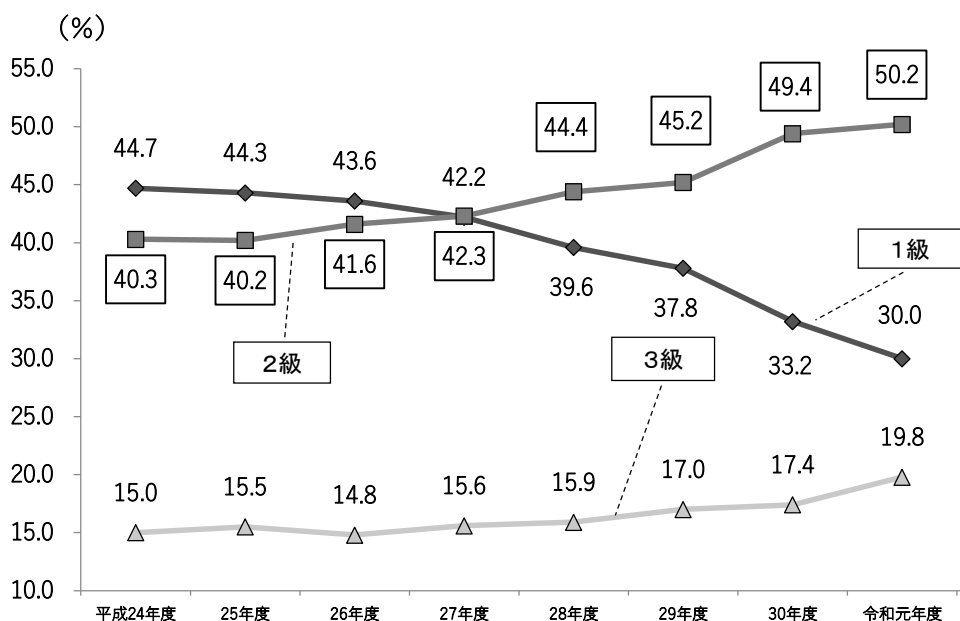
### (3) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成19年度以降、年々増加しており、令和元年度末現在で1,502人（市内総人口の0.70%）となっています。また、自立支援医療（精神通院）年間受給者数も大幅な増加を続けており、令和元年度末現在では3,344人（市内総人口の1.57%）となっています。疾病分類でみると、令和2年9月現在では「統合失調症」が全体の28.2%、「気分（感情）障害」が33.9%となっており、併せて全体の60%程度となっています。

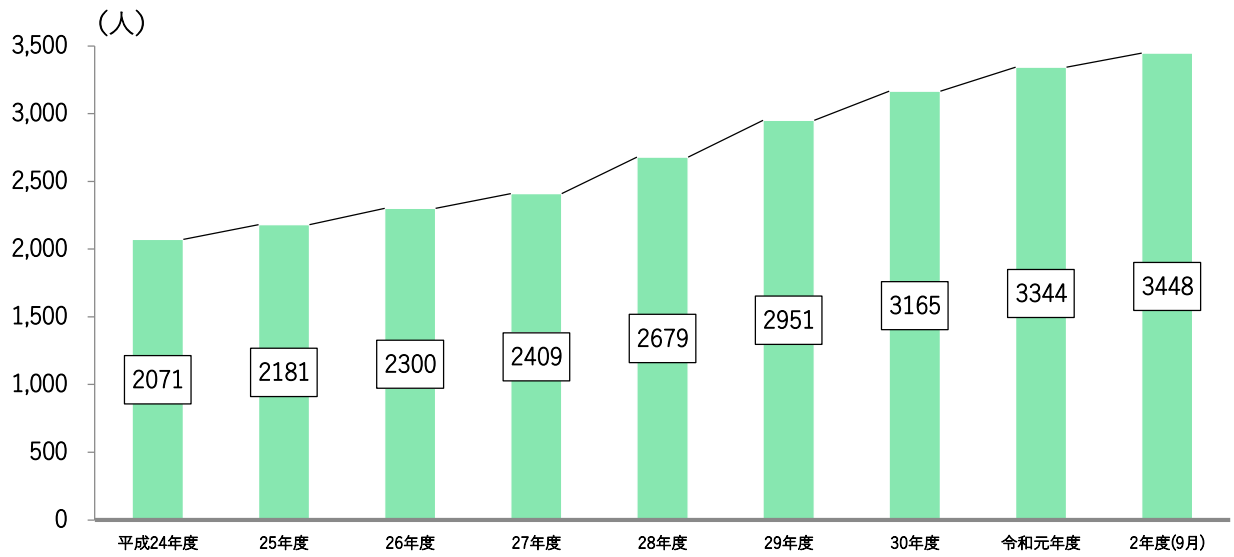
図表 18 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移（各年度末）



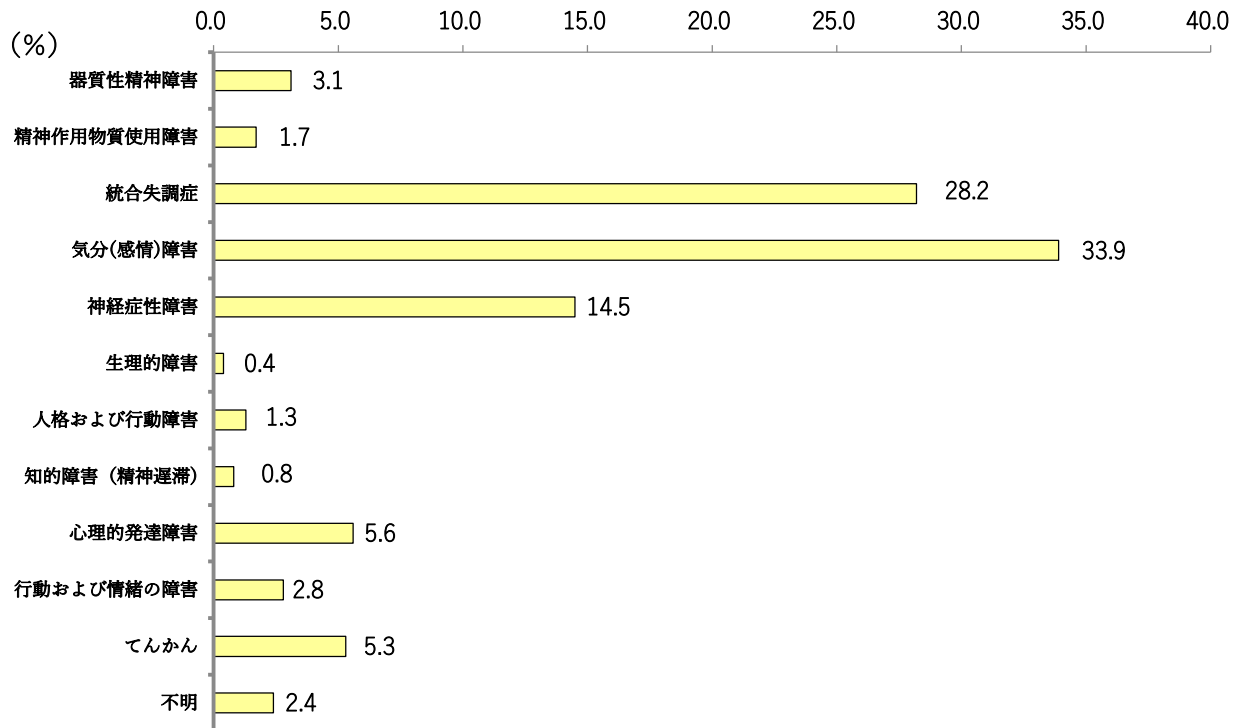
図表 19 精神保健福祉手帳所持者の等級別割合の推移（各年度末）



図表 20 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（各年度末）



図表 21 自立支援医療（精神通院）受給者の疾病分類（令和 2 年 9 月末現在）

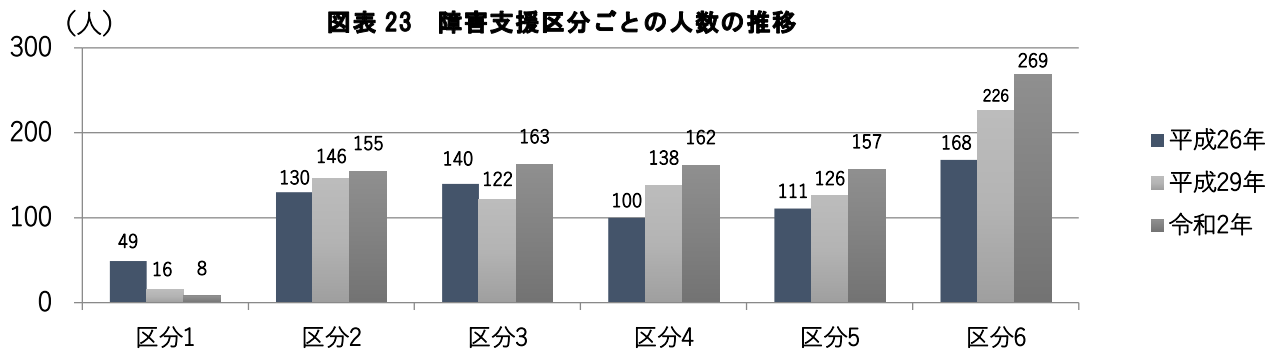


## (4) 障害支援区分認定の状況

令和元年度末現在、障害支援区分認定を受け、かつ支給決定している認定者は914人となっています。区分別にみると、最も重い「区分6」の認定者が急激に増えており、全体の30%近くを占めています。さらに身体障害者と知的障害者に限ると、区分5と区分6の合計で半数を超える状況となっており、本市では「障害者の重度化」が進行しているといえます。

図表 22 障害支援区分認定の状況（令和2年3月31日現在）

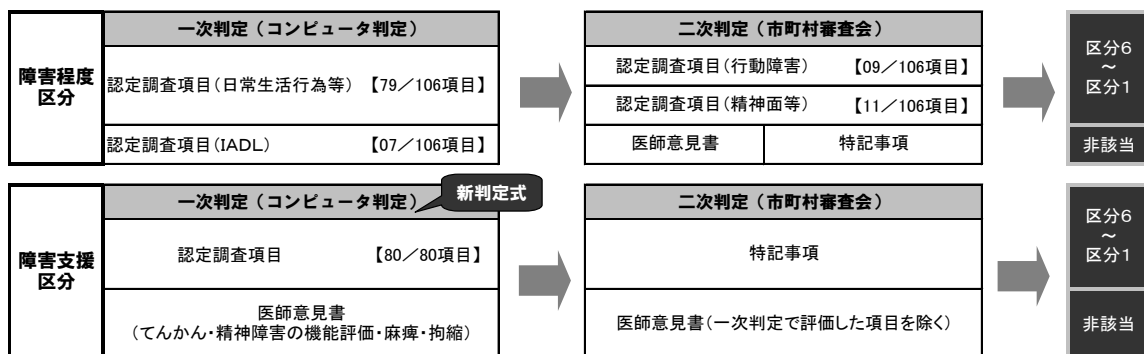
(人)	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障害者	3 1.4%	9 4.3%	32 15.2%	36 17.1%	37 17.5%	94 44.5%	211 100.0%
知的障害者	3 0.6%	37 7.1%	76 14.6%	113 21.8%	115 22.2%	175 33.7%	519 100.0%
精神障害者	2 1.1%	109 59.6%	54 29.5%	13 7.1%	5 2.7%	0 0.0%	183 100.0%
難病患者	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
合計	8 0.9%	155 17.0%	163 17.8%	162 17.7%	157 17.2%	269 29.4%	914 100.0%



### ◆障害者総合支援法における「障害支援区分」について

福祉サービスの利用者の心身の状況を判定するもの。「非該当」及び「区分1～6」の6段階があり、これによって受けられる福祉サービスの範囲等が決まります。

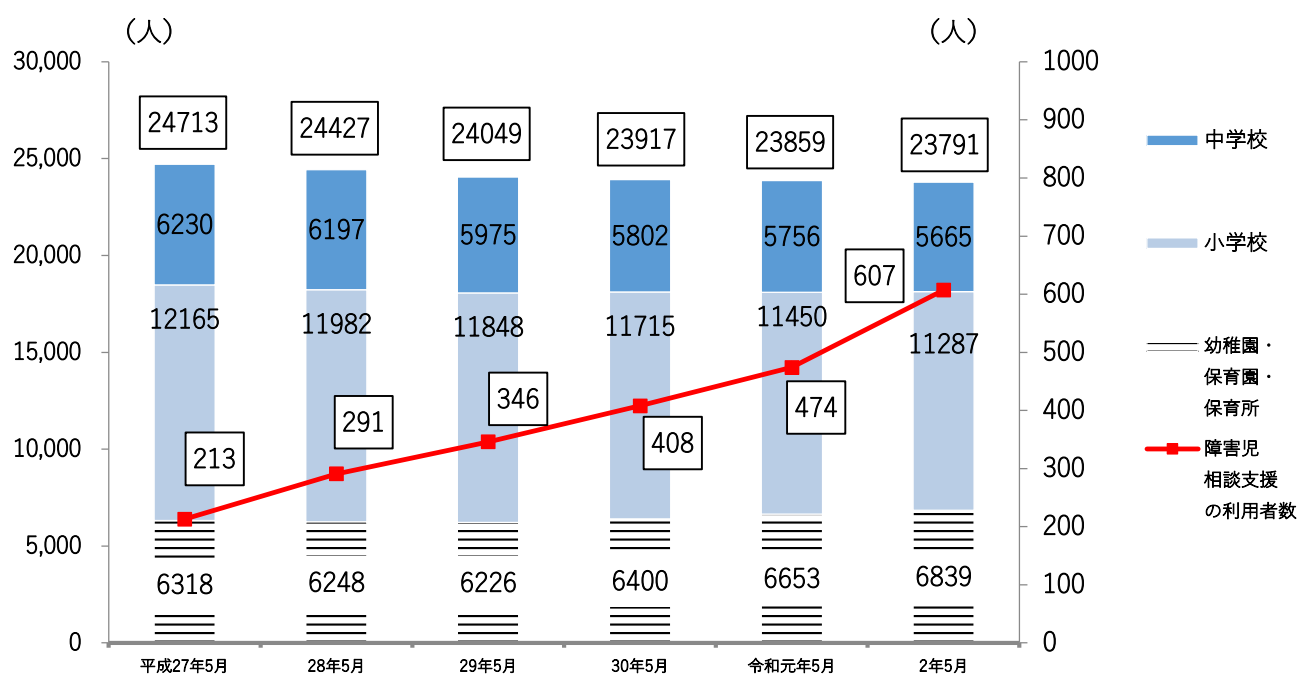
障害者自立支援法では「障害程度区分」とされていましたが、障害者総合支援法により、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度を総合的に示すものとして見直されました。特に、知的障害、精神障害や発達障害の特性をより反映するため、健康・栄養管理、危険の認識、読み書き、感覚過敏・感覚鈍麻、集団への不適応、多飲水・過飲水の6項目が追加された80項目のコンピュータ判定と医師の意見書で一次判定が行われます。その後、医師の意見書等を考慮しながら、市が設置する審査会で二次判定が行われ、それらを元に市が区分を認定します。



## (5) 障害児支援の状況

市内の児童・生徒数は緩やかな減少傾向を示していますが、その一方で障害児相談支援の利用者数は年々増加しており、令和2年5月現在では607人となっています。

図表 24 市内小中学校等の在籍者数と障害児相談支援利用者数の推移





## 第3章 障害者計画







# 1 前計画の取組状況

## (1) 取組状況調査

第2次障害者計画では、7つの基本施策ごとに事業を選定し、達成目標を設定しました。令和元年11月に取組状況を調査した際、目標を設定した全38事業のうち、22事業が目標を達成（平成30年度末時点）している結果となりました。

また、達成に及ばなかった16事業の中で、達成率が90%以上のものは6事業、それ以外の事業は10事業となりました。

図表 25 第2次障害者計画における目標ごとの達成率

基本 施策	達成目標項目名	前回計画記載内容		調査結果	達成率
		平成24年度	目標 (令和2年度)	平成30年度 実績	
1 教育・ 育成	保育所等協力支援事業年間利用日数	9日	20日	28日	100.00%
	児童発達支援月間延べ利用者数	41人	80人	89人	100.00%
	放課後等デイサービス月間利用者数	96人	160人	333人	100.00%
	「発達障害等」に関する教職員研修年間延べ参加者数	831人	1,000人	1,014人	100.00%
2 雇用・ 就業	就労継続支援A型年間実利用者数	6人	12人	60人	100.00%
	市役所の障害者雇用率	2.15%	2.40%	2.54%	100.00%
	就労継続支援B型月間実利用者数	184人	250人	298人	100.00%
	障害者就労施設等の優先契約件数	5件	25件	31件	100.00%
3 生活 支援	地域移行支援年間実利用者数	4人	10人	4人	40.00%
	居宅介護月間実利用者数	132人	150人	177人	100.00%
	日帰り短期事業年間実利用者数	172人	200人	195人	97.50%
	障害者（児）相談・生活支援センター年間延べ相談件数	6,903件	7,000件	5,401件	77.16%
	発達相談支援事業年間延べ相談件数	981件	1,000件	1,660件	100.00%
	市町村虐待防止センター担当職員研修会年間延べ参加職員数	1人	4人	5人	100.00%
	成年後見制度に係る市長による審判の年間延べ請求手続件数	4件	10件	4件	40.00%
4 安心安全で 質の高い生活	グループホーム月間実利用者数	108件	180件	165人	91.67%
	重度身体障害者（児）住宅改造費の補助	2件	5件	1件	20.00%
	同行援護月間実利用者数	30人	40人	29人	72.50%
	移動支援年間実利用者数	145人	200人	217人	100.00%
	福祉タクシー券年間交付者数	481人	500人	359人	71.80%
	ｽﾎｰﾂ・ﾚｸﾘｰｼﾞｮﾝ教室開催等事業年間延べ参加者数	579人	700人	1,467人	100.00%

	障害者等への図書年間配達件数	82 件	85 件	81 件	95.29%
	多目的トイレの設置割合（公共施設における設置率）	43%	80%	51%	63.83%
	障害者に対する交通安全教育年間延べ参加者数	56 人	150 人	165 人	100.00%
	災害時要援護者名簿登録者数	0 人	1,000 人	2631 人	100.00%
	福祉避難所数	0 箇所	6 箇所	7 箇所	100.00%
5 保健・医療	障害者の特定健康診査受診者数	17 人	30 人	17 人	56.67%
	自立支援医療年間実受給者数	2,263 人	2,500 人	3,311 人	100.00%
	じん臓機能障害者等通院交通費補助事業年間延べ利用者数	371 人	380 人	375 人	98.68%
	機能訓練等給付年間実利用者数	10 人	15 人	14 人	93.33%
	生活訓練等給付年間実利用者数	7 人	20 人	19 人	95.00%
6 情報・コミュニケーション	手話通訳者派遣事業年間延べ派遣件数	292 回	400 回	774 回	100.00%
	手話奉仕員養成講座年間受講者数	65 人	70 人	50 人	71.43%
	朗読奉仕員養成講座年間受講者数	9 人	10 人	14 人	100.00%
7 啓発・交流・協働	人権啓発事業の講演会・研修会の回数	12 回	12 回	12 回	100.00%
	社会福祉援助技術現場実習性の受け入れ	2 人	3 人	3 人	100.00%
	自発的活動支援事業年間延べ参加者数	519 人	600 人	658 人	100.00%
	自立支援協議会（多文化共生部会）年間開催回数	2 回	6 回	0 回	0.00%

## （２）基本施策ごとの概要

- 基本施策1「教育・育成」の達成目標は、全て達成率100%となっています。幼児教育と療育の充実に関しては、保育所（園）や健康管理センターと連携しながら、発達に遅れのある児童の早期発見等を目指しています。また、就学後については、こども発達相談室で通級訓練、放課後等デイサービス事業で生活能力向上のための訓練等を行うなど、障害のある子どもの居場所づくりを推進しています。
- 基本施策2「雇用・就業」の達成目標は、全て達成率100%となっています。就労移行支援や就労継続支援A型・B型事業では、障害のある人の一般就労と福祉的就労の拡充を図っています。また、地域活動支援センターでは、障害のある人に創作活動、社会適応訓練、機能訓練、生産活動の機会等を提供し、社会との交流の促進を図っています。
- 基本施策3「生活支援」の達成目標は、「居宅介護月間実利用者数」「日帰り短期事業年間実利用者数」「発達相談支援事業年間延べ相談件数」「市町村虐待防止センター担当職員研修会年間延べ参加職員数」が達成率90%以上となっています。「地域移行

支援年間実利用者数」、「成年後見制度に係る市長による審判の年間延べ請求手続件数」については、いずれも達成率 40%となっており、大きく目標値を下回っています。また、「障害者（児）相談・生活支援センター（現・障害者基幹相談支援センター）年間延べ相談件数」の達成率は約 77%となっていますが、制度の変遷等に伴い、基幹相談支援センターは原則として計画相談支援を行わない方針となったため、計画相談支援と一般相談の件数の合計値で設定していた目標値と実績値の間には大きな乖離が生じています。なお、一般相談の件数は年々増加している状況です。

■基本施策4「安心安全で質の高い生活」の達成目標は、「グループホーム年間実利用者数」や「移動支援年間実利用者数」等7つの事業で達成率 90%以上となっています。その一方、「同行援護年間実利用者数」「福祉タクシー券年間交付者数」については約 70%、「重度身体障害者（児）住宅改造費の補助」「多目的トイレの設置割合」は、それぞれ 20%、約 63%となっており、大きく目標値を下回っています。障害のある人の住環境の整備について、既存の建物のバリアフリー化や新設される建物のユニバーサルデザインの推進が必要です。また、社会参加の促進に伴う移動手段の確保についても、さらなる事業の推進と拡充が求められています。

■基本施策5「保健・医療」の達成目標は、「自立支援医療年間実受給者数」や「じん臓機能障害者等通院交通費補助事業年間延べ利用者数」等4つの事業で達成率 90%以上となっています。その一方で、「障害者の特定健康診査受診者数」は達成率約 56%と大きく目標値を下回っています。障害のある人の健康増進を図るために、保健・医療の分野とのさらなる連携が必要です。また、自立支援医療の受給者数は当初の見込み 2,500 人を大幅に超え、平成 30 年度末では 3,300 人を超えていることは注視される点です。

■基本施策6「情報・コミュニケーション」の達成目標は、「手話通訳者派遣事業年間延べ派遣件数」と「朗読奉仕員養成講座年間受講者数」の2事業で達成率 100%となっています。その一方で「手話奉仕員養成講座年間受講者数」については、達成率約 70%となっており、目標値を下回っています。障害のある人のコミュニケーションを支援していく事業の拡充が求められています。

■基本施策7「啓発・交流・協働」の達成目標は、「人権啓発事業の講演会・研修会の回数」、「社会福祉援助技術現場実習生の受け入れ」等3つの事業について、達成率 100%となっています。自立支援協議会（多文化共生部会）は、福祉サービスの利用

に特化した通訳者の設置について検討を重ねましたが、福祉従事者に対するニーズ調査の結果、ほとんど需要が見込まれないことが判明したため、現在は休会中となっています。障害のある人への理解の拡充や、障害のある人を支える人材の育成について、市や障害者団体が連携していく必要があります。

### (3) 第2次障害者計画の総括と本計画への反映

第2次障害者計画の取組状況を踏まえ、以下の点に留意しました。

- 第2次計画で取り組みが不十分であった施策については、その結果を踏まえ、第3次計画の重点課題を設定しています。
- 計画の実行性を確保するため、重点的に取り組む事項を設定するとともに、成果をあげるための通過点として、庁内関連課で共有する「達成目標」（令和元年度実績と令和8年度目標値）を施策ごとに設定しています。

### (4) 市民アンケートからみた評価のめやす

「伊勢崎市は障害のある人にとって暮らしやすいまちか」との質問に、“概ね暮らしやすい”（「とても暮らしやすいまちだと思う」と「どちらかという、暮らしやすいまちだと思う」の合計）と回答した人は3障害いずれも過半数となりました（図表 25）。地域に支えられていると感じる人ほど“暮らしやすい”と回答する傾向があることから、本市が障害のある人にとってより暮らしやすいまちになっていくために、地域社会とのかかわりや、市民の障害に対する理解の促進が地域全体で求められていると考えられます。

図表 26 障害者にとって、いせさきは暮らしやすいまちだと思いますか（問 47）

(%)	とても暮らしやすいまちだと思う	どちらかという、暮らしやすいまちだと思う	どちらかという、暮らしにくいまちだと思う	暮らしにくいまちだと思う	無回答
身体障害(n=387)	11.9	46.0	14.2	6.2	21.7
知的障害(n=451)	7.3	47.0	23.5	8.0	14.2
精神障害(n=380)	14.5	46.3	20.0	10.8	8.4

## 2 重点課題

市民アンケート調査、児童・ボランティアへのアンケート調査、策定委員からの意見や第2次障害者計画の点検を踏まえ、重点課題を以下のように整理します。

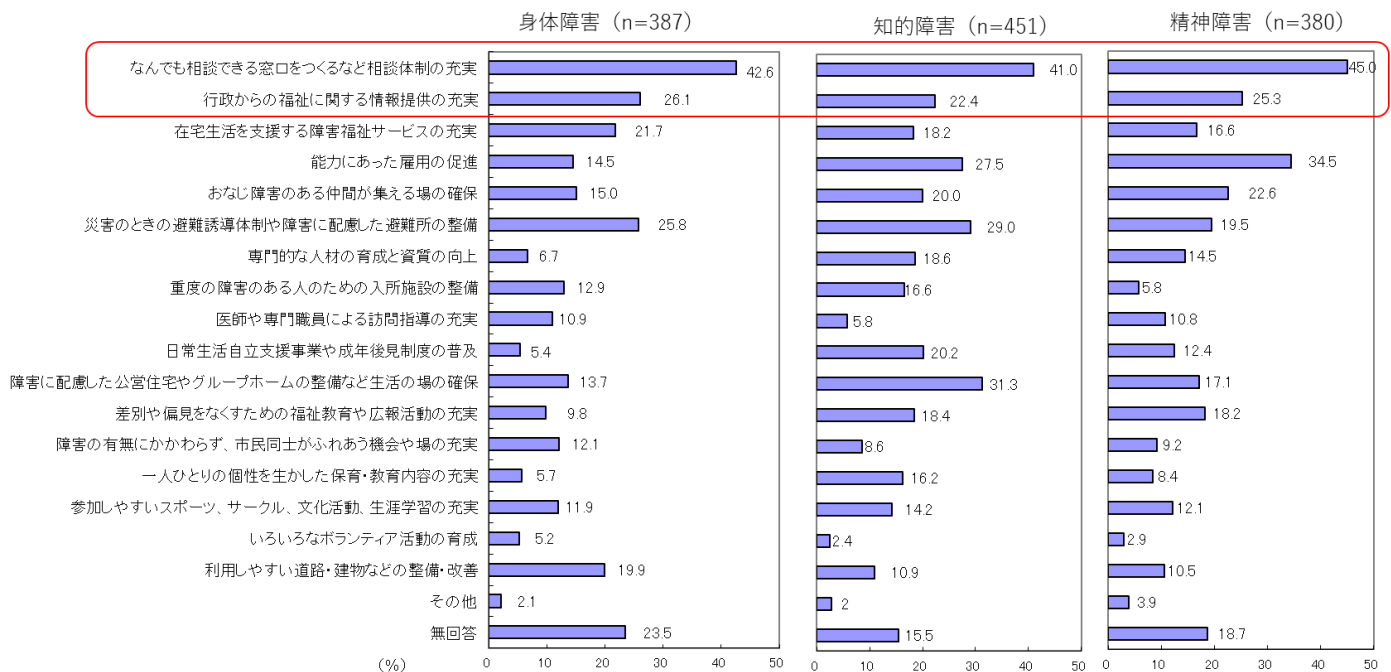
### 課題1. 相談機関の連携強化・相談しやすい体制づくり

#### ○相談体制の現状

■第2次伊勢崎市障害者計画（前期計画）を策定した当時、市内に8箇所しかなかった相談支援事業所<sup>1</sup>は21箇所まで増え、平成29年には、障害者基幹相談支援センターも開所するなど、伊勢崎市の相談支援体制は着実に拡充している状況にあります。

■しかし、今回のアンケート調査では、前回調査（第2次障害者計画策定のための市民アンケート。平成25年5月実施。）と比較して若干の改善は見られたものの、今なお「相談体制の充実」が最重要課題となっていることが浮き彫りとなりました（図表26）。

図表27 障害者にとって、暮らしやすいまちづくりのためには、どのようなことが必要だと思いますか。（問48）



<sup>1</sup> 相談支援事業所：

ここでは、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所のこと。

## ○相談機能に関する問題

■自由回答で寄せられた意見を総合すると、相談に関する問題は概ね次の2点に集約されます。

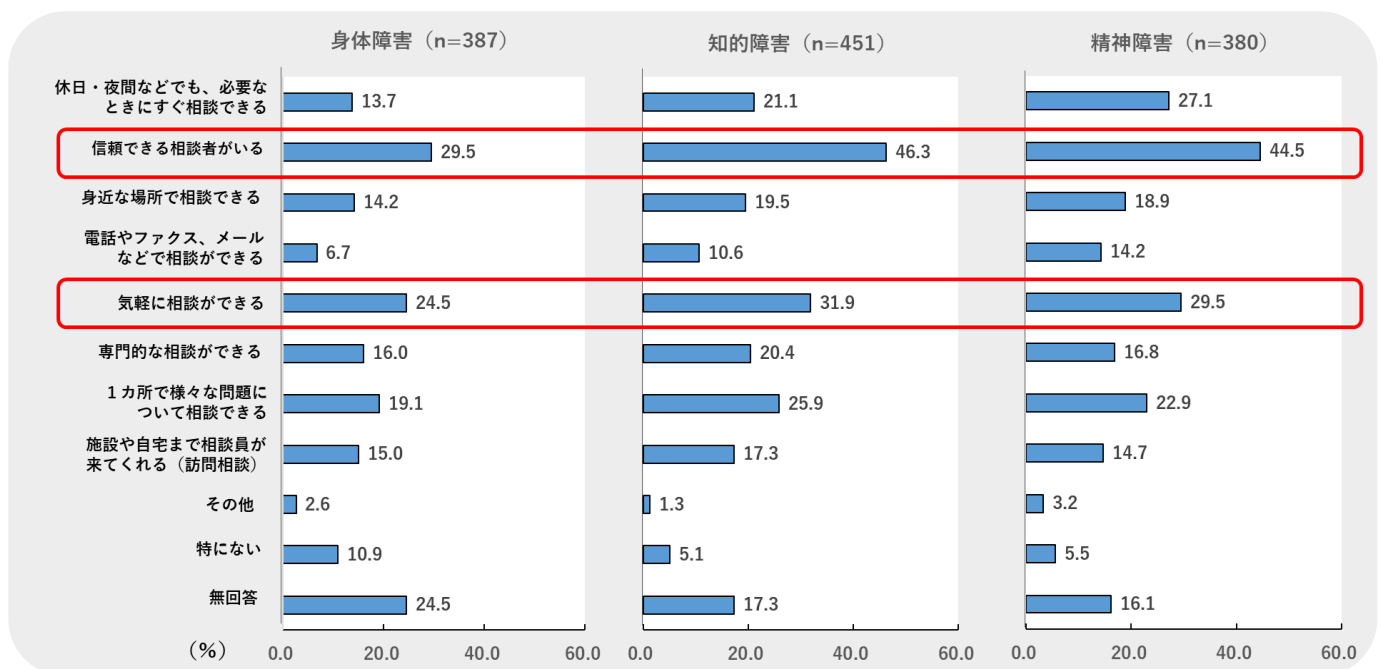
### 1. どこに相談すればよいのか分からない

相談機関の専門分化が進む中で、相談者は自ら適切な相談先を探すことが困難になっています。その結果、「悩みはあるが、どこに相談すればよいのかが分からない」という状況に陥り、相談を諦めてしまうケースが発生しています。

### 2. 相談しても悩みが解決しない

各機関で対応した相談員の知識不足等によって必要な支援を得ることができなかったり、たらい回しにされたりするケースが発生しています。

図表 28 相談しやすい体制を作るためには、どのようなことが必要だと思いますか。(問 18)



## ○まとめ

■問題の早期発見を図るためにも、「まずは相談してみよう」と思える雰囲気・体制づくりを進めていかなければなりません。相談を諦めてしまう人がいなくなるよう、相談先を分かりやすくするなど、情報提供のあり方等を検討していく必要があります。また、自ら相談に赴くことが困難な人もいることから、アウトリーチを含めた相談体制の検討も進めていくことが重要です。

■本市では、障害の種別や年齢にかかわらずワンストップで相談を受けることができ、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として障害者基幹相談支援センターを設置しています。より多くのニーズに応えられるよう、障害に関する相談の窓口として、支援体制の充実を図ります。

■障害に関する悩みは複雑化・複合化<sup>2</sup>が進行しており、一つの相談機関では問題が解決できないケースも少なくありません。各機関において障害に対する知識と理解の向上を図るとともに、関係機関の連携を強化していくことで、相談者の信頼感を高めていく必要があります。

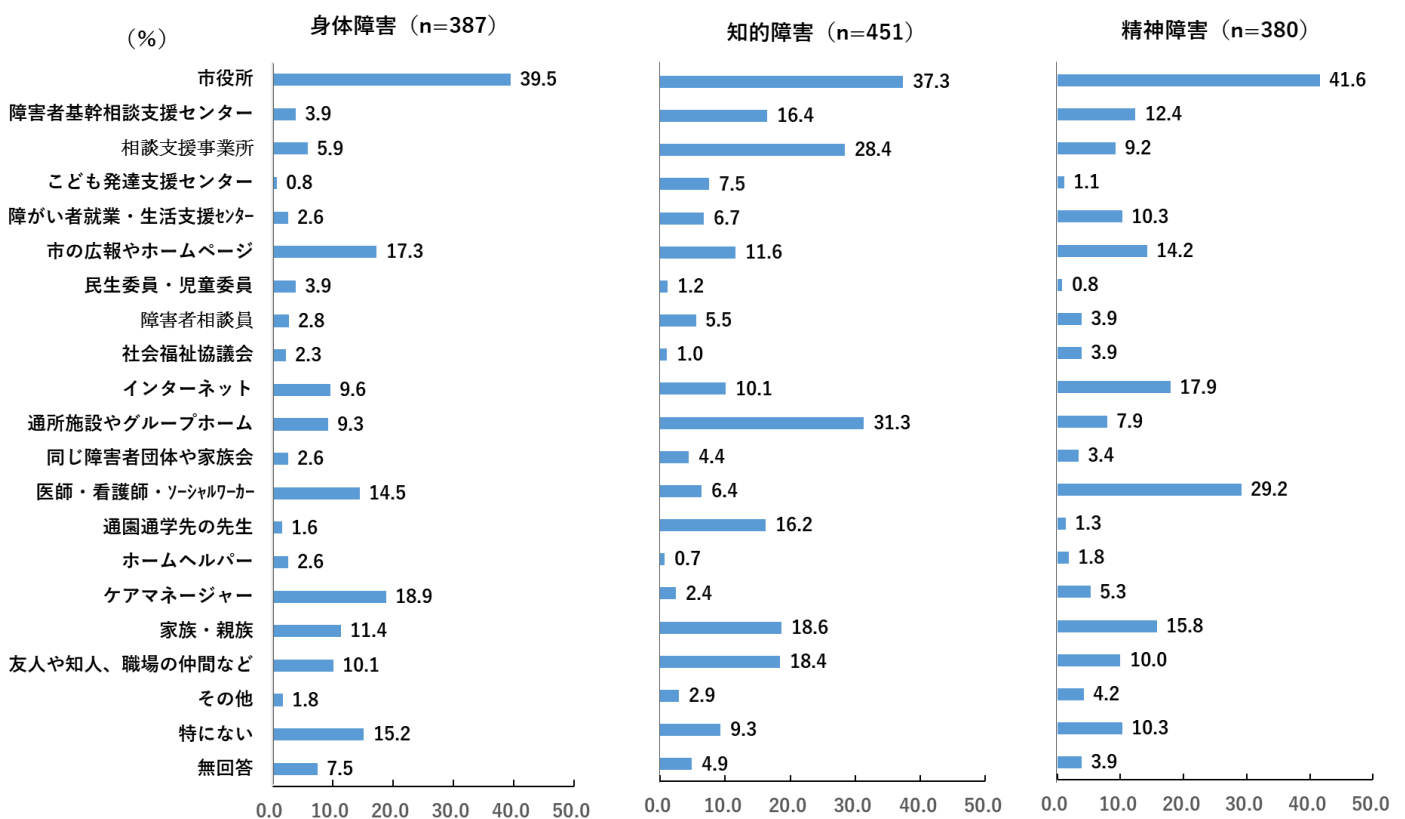
## 課題 2. 情報提供の充実

### ○情報の入手先

■前回調査と比較して若干の減少はありましたが、「情報提供の充実」を求める声も多く寄せられています（図表 26）。

■福祉サービスに関する情報の入手先としては「市役所」を挙げた人が最も多く、全体の4割程度となっています。障害種別ごとに見ると、身体障害ではケアマネージャー、知的障害では相談支援事業所・通所施設・グループホームの職員、精神障害では医師等を挙げている人が多く、普段からかかわりのある相談先が主な情報の入手先となっていることが読み取れます（図表 28）。

図表 29 福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか（問 15・複数回答）



<sup>2</sup> 複合化：

一つの世帯において複数の課題が存在している状態。8050問題（高齢の親が引きこもりの50代の子を経済的に支えている状態）や、ダブルケア（育児と親・親族の介護を同時期に担っている状態）などが一例として挙げられる。

## 〇まとめ

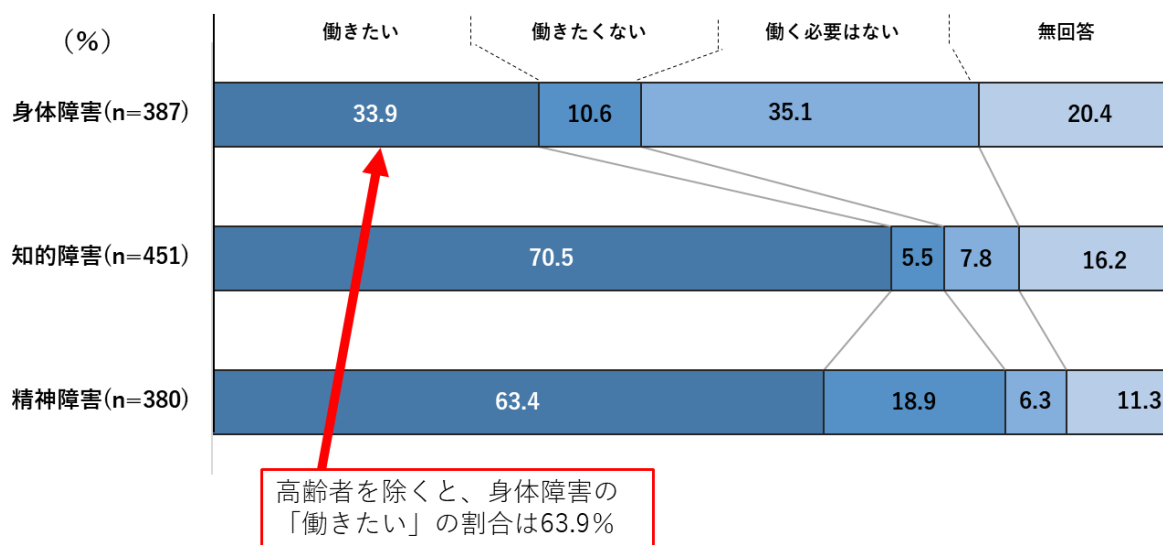
- 福祉サービスの主たる情報源として、積極的な情報提供を行っていくことが求められています。
- 広報などの一方的な情報提供は、必ずしも全ての人に届くわけではありません。より多くの人に情報を伝えるため、各相談機関との情報共有を密に行っていく必要があります。

## 課題3. 一人ひとりの能力にあった就労の推進

### 〇就労意欲と実際の就労状況

- アンケートの結果から、障害の種別によらず、就労意欲は非常に高いことが分かりました（図表 29）。しかし、就労意欲があっても実際に就労できていない人は多く、その傾向は精神障害で特に顕著です（図表 30）。障害者雇用施策の推進により、障害者の一般就労の機会は徐々に拡大していますが、まだ十分ではない状況だと言えます。

図表 30 今後、仕事をしたい（続けたい）と思いますか。（問 31）



図表 31 「就労意欲がある」と回答した人の、実際の就労状況（問 27・問 31）

単位：人	働いている	働いていない	
身体障害(n=70)	42	28	【働いていない理由】 病気・障害・ケガなどのため 62人 仕事が見つからない 33人
知的障害(n=197)	162	33	
精神障害(n=215)	109	105	

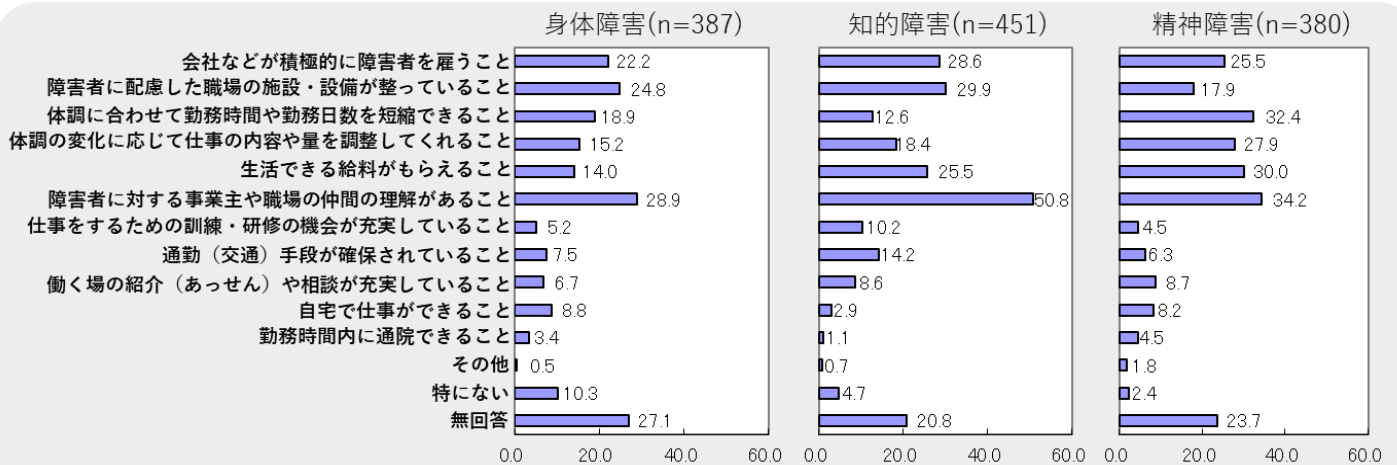
※児童（18歳未満）と高齢者（65歳以上）の回答は除外しています。



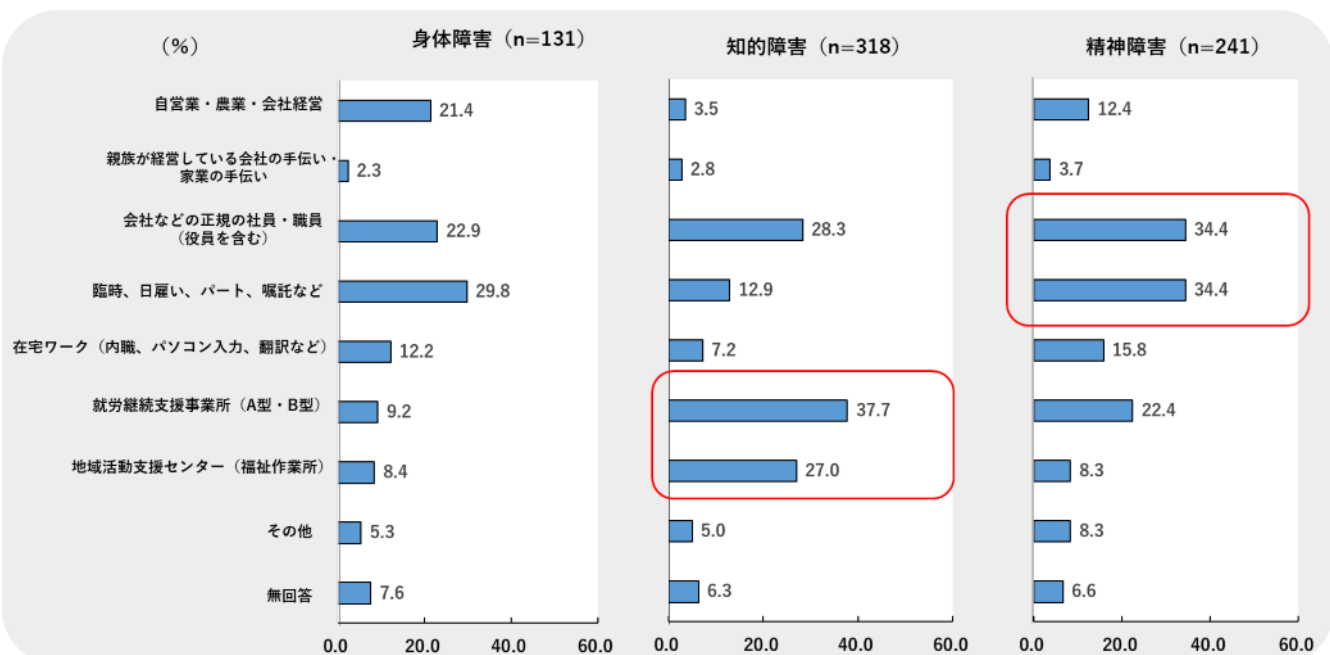
## 〇まとめ

- 障害者の一般就労を推進するためには、障害者に対する事業主や職場の理解を高めていくとともに、関係機関が連携し、一人ひとりの能力に適した一般就労の受け入れ先を確保していくことや、就労面と生活面の一体的なサービスを提供していくことなど、安心して働き続けるための総合的な支援が肝要です。
- 精神障害では、他の障害と比較して「体調に合わせて勤務時間や仕事内容を調整したい」というニーズが高く、柔軟な労働条件の設定が求められています。
- 希望する働き方を見ると、精神障害では一般就労を望む人が圧倒的多数となっていますが、知的障害では福祉的就労を望む人が65%弱と、前回調査の結果（51.1%）を上回る状況となっています（図表32）。一般就労への移行を推進するだけでなく、能力に応じた働く場を確保していくことが重要です。

図表32 障害のある人が働くためには、どのようなことが必要だと思いますか。（問33）



図表33 希望する働き方は次のどれですか。（問32）



## 課題4. 将来を見据えた生活支援体制の整備

### ○将来の生活に対する不安

- 今回の調査では、施設での暮らしよりも地域（自宅・グループホーム等）での暮らしを望む人の方が圧倒的に多く、また、半数以上が家族と一緒に生活を望んでいることが分かりました（図表 33）。
- その一方で、障害当事者・家族の双方にとって、将来の生活に対する不安は一層大きいものとなっていることも分かりました（図表 34）。自由回答で寄せられた意見を見ても、いわゆる「親なき後」に言及しているものが非常に多く、危機感の高さがうかがえます。
- 将来の生活に対する不安が高まっている理由の一つとして、「介助者の高齢化」が考えられます。今回の調査では、主たる介助者の3人に1人が65歳以上（高齢者）、8人に1人が75歳以上（後期高齢者）というデータが得られました（図表 35）。本市においても、「8050 問題」は深刻な状況であり、親なき後への備えは喫緊の課題であると言えます。

図表 34 これからどのように暮らしたいですか。（問 13）

単位：%	地域で生活 ←			計	施設・病院で生活 →		計	その他・わからない・無回答
	家族と一緒に暮らしたい	独立して一人で暮らしたい	グループホームで暮らしたい		障害者施設・介護施設で暮らしたい	病院などの医療的ケアのある施設で暮らしたい		
身体障害 (n=387)	59.2	5.2	1.6	66.0	4.4	3.6	8.0	26.2
知的障害 (n=451)	51.2	6.9	10.9	69.0	7.5	0.9	8.4	22.6
精神障害 (n=380)	53.4	16.8	3.2	73.4	1.3	2.6	3.9	22.6

図表 35 将来の生活に対する不安について（一部抜粋）

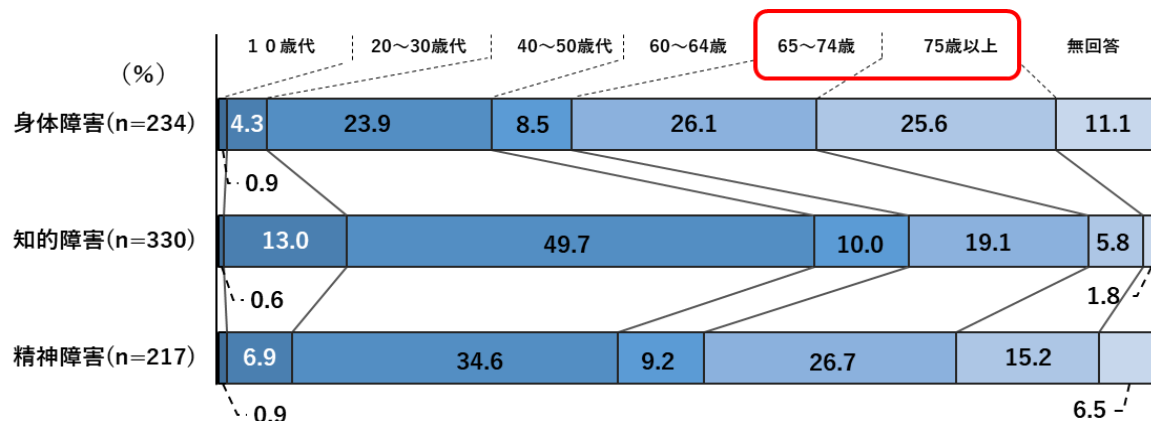
- 問12 現在の生活で困っていることや不安に思っていることがありますか。

単位（%）	身体障害(n=387)	知的障害(n=451)	精神障害(n=380)
将来の生活	35.6	59.8	72.0

- 問54 おもに介助している人の心配なことはなんですか。

単位（%）	身体障害(n=343)	知的障害(n=421)	精神障害(n=348)
将来、介助できなくなった時のことが不安	47.0	70.9	46.1

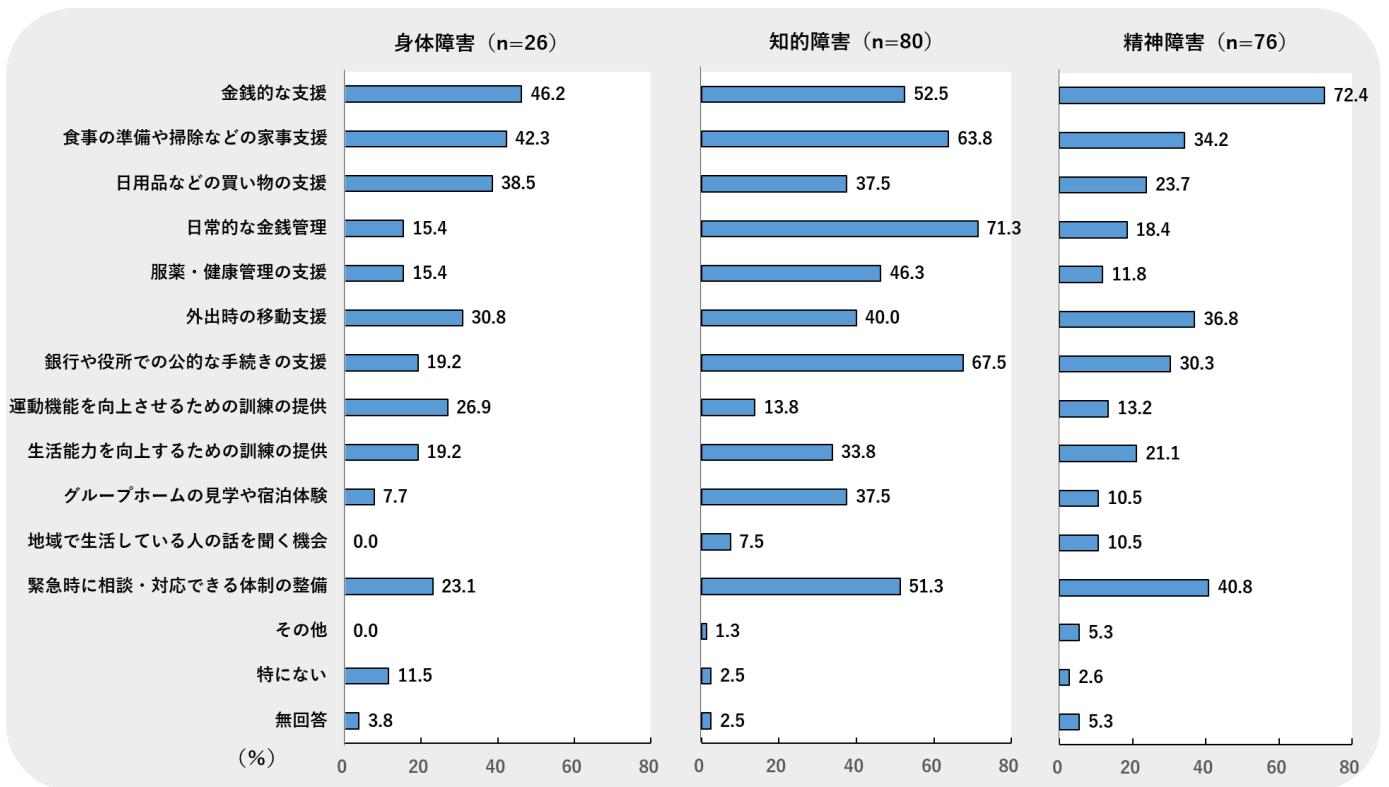
図表 36 主な介助者の年齢（問 51）



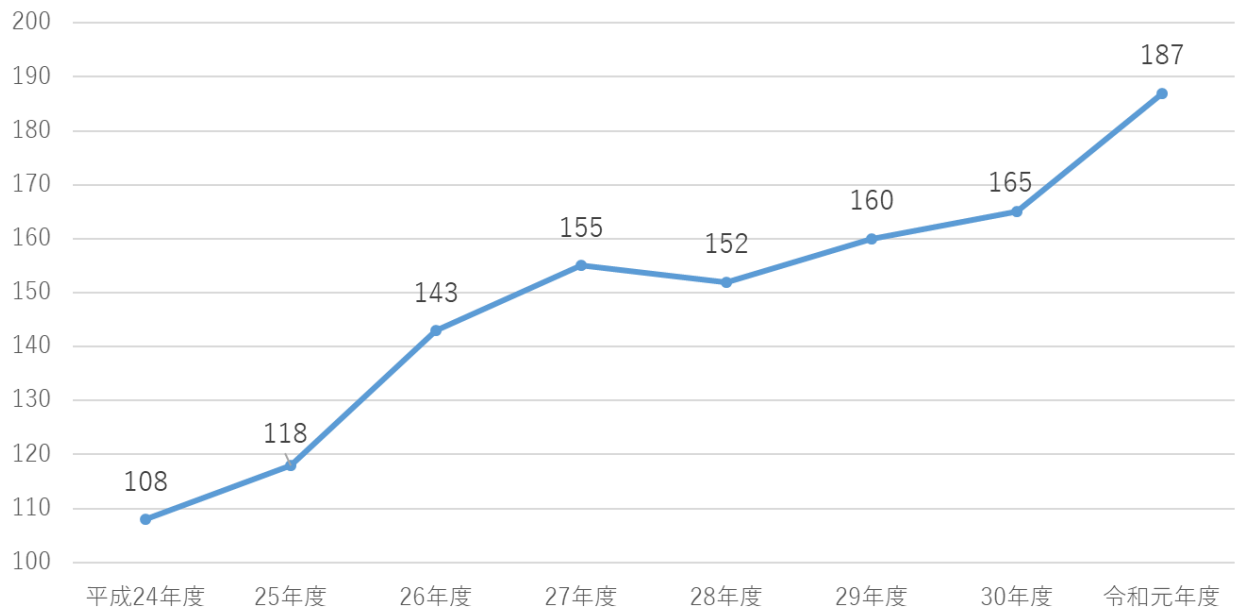
## ○まとめ

- 主たる介助者がいなくなった後も地域で独立した生活を送っていくためには、本人の障害の特性に応じた多様な支援を提供していく必要があります（図表 36）。また、これをコーディネートするための相談支援専門員の確保・育成も重要な課題の1つです。
- グループホームの件数は年々増加傾向にありますが、依然としてグループホームに対する需要は高く、一層の整備推進が求められています（図表 26・図表 37）
- アンケートの結果からは、一人暮らしの生活を望む人も多く見られました。多様な暮らしの希望に応じていくため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（P.85）」や「地域生活支援拠点（P.88）」の整備を進め、地域の結びつきをより強固なものとしていく必要があります。

図表 37 一人暮らし・グループホームでの暮らしを始める（続ける）ためには、どのような支援が必要ですか。（問 14）



図表 38 伊勢崎市の共同生活援助（グループホーム）支給決定者の推移



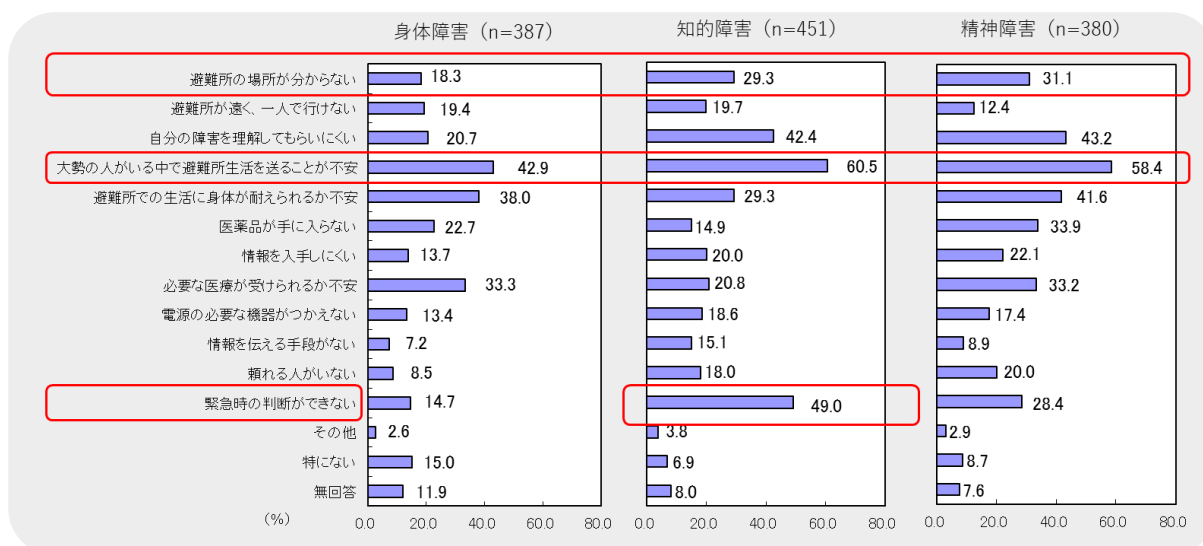
※グラフ上の数字は各年度3月期の実利用者数

## 課題5. 災害時・緊急時への対策

### ○災害時の不安・問題

- 避難所の場所が分からない人は、知的障害と精神障害で3割近くに上ります(図表38)。災害時・緊急時に関する情報が、障害者に対して十分届いていない現状が読み取れます。
- 障害の種別によらず、「大勢の人がいる中で避難所生活を送ること」は、多くの人にとって大きな不安要素となっています。特に知的障害と精神障害では、普段慣れていない環境に身を置くことに対して強い抵抗があり、「避難所に個室や間仕切りを用意してもらいたい」という要望が多く寄せられています。
- このほか、知的障害では「緊急時の判断ができないこと」も大きな心配事となっていることが分かりました。

図表39 地震などの大規模な災害が起きた時の心配なことはなんですか。(問24)



### ○まとめ

- 本市では、第2次伊勢崎市障害者計画に基づき、7箇所の福祉避難所<sup>3</sup>を整備したところです。福祉避難所の存在とその運営方針について一層の周知を図るなど、災害時の不安を軽減する取組が必要です。
- また、緊急時に自力で避難ができない人たちに対しては、避難行動要支援者支援制度<sup>4</sup>の周知を図り、より一層の登録を促す必要があります。

<sup>3</sup> 福祉避難所：

一般的な避難所での生活が難しい高齢者や障害者など、特別な配慮を要する人を受け入れるための避難所。

<sup>4</sup> 避難行動要支援者支援制度：

災害時に自力で避難することが困難な人を、事前申請により「避難行動要支援者名簿」へ登録し、これを自主防災組織などの関係機関に配布して情報を共有することで迅速な対応が行えるようにする制度。

## 課題6. 外出しやすい環境の整備（社会参加の促進）

### ○社会参加の現状

■「障害者が社会参加をしていると思うか」という質問に対し、3障害全てで否定派（あまりそう思わない・そう思わないの合計）が肯定派（そう思う・まあそう思うの合計）を上回っています（図表 39）。障害者の社会参加は、依然として進んでいないことが分かります。

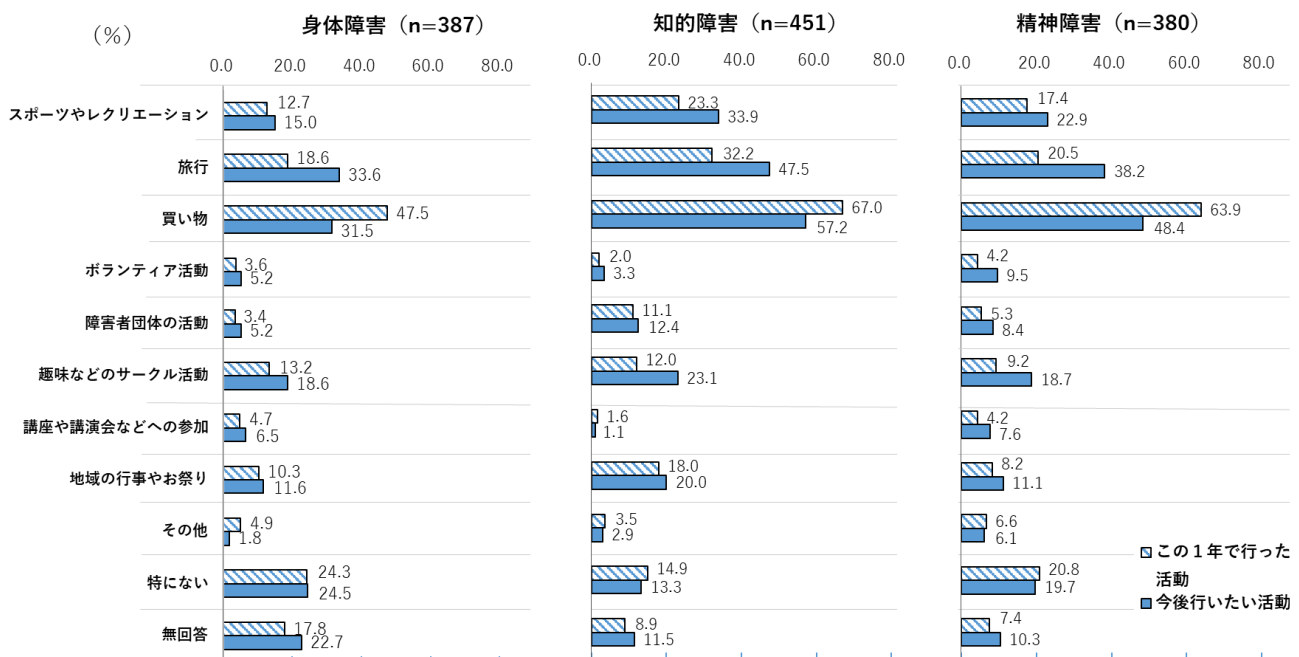
図表 40 障害者が社会参加をしていると思いますか。（問 46）

選択肢		区分	今回調査(%)	変化	前回調査(%)
肯定派	そう思う	身体	9.8		7.1
		知的	6.4		5.4
		精神	9.7		9.4
肯定派	まあそう思う	身体	20.9		19.2
		知的	20.2		22.5
		精神	19.2		21.3
否定派	あまりそう思わない	身体	33.1	↓	43.9
		知的	43.5		51.2
		精神	42.4		38.6
	そう思わない	身体	13.4		12.8
		知的	16.4		11.6
		精神	20.3		22.7

### ○今後の活動の希望

■図表 40 は、問 39（現在行っている社会参加活動）と、問 40（今後行いたい社会参加活動）の結果をまとめたものです。「今後行いたい活動」が「この1年で行った活動」のグラフを上回っていれば、「今後その活動を行ってみたいが、今はまだできていない人」がいることを意味します。「スポーツとレクリエーション」「旅行」「趣味などのサークル活動」の3項目では、特にギャップが大きくなっていることが分かります。

図表 41 この1年くらいの間、次のうちどの活動をしましたか (問 39)・どのような活動をしたいと思いますか (問 40)



## 〇まとめ

- 障害者の社会参加を促進するためには、まず「社会参加の場」までの距離を縮めることが重要です (図表 41)。ユニバーサルデザインの理念に基づき、誰もが身近な場所で安心して活動ができる環境の整備を進めていく必要があります。
- 外出を妨げる要因は、施設・設備などハード面の問題だけに留まりません (図表 42)。地域の障害者への理解を深め、心のバリアフリー<sup>5</sup>を推進することで、社会参加に対する心理的な距離も縮めていくことが必要です。
- これらのユニバーサル社会<sup>6</sup>の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するにあたっては、その目指すべき将来像を地域全体で共有することが求められるため、ユニバーサルデザイン条例の制定等も含めた検討を進めていくことが重要です。

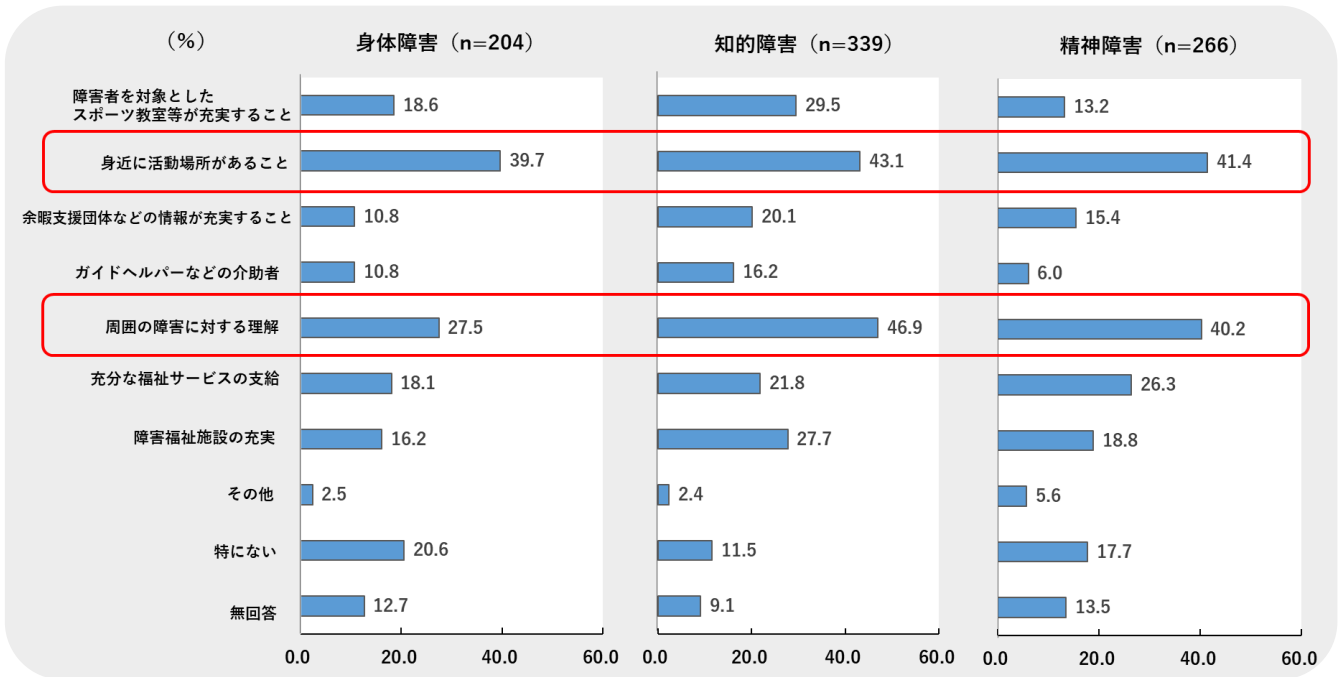
<sup>5</sup> 心のバリアフリー：

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと (「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」より抜粋)。

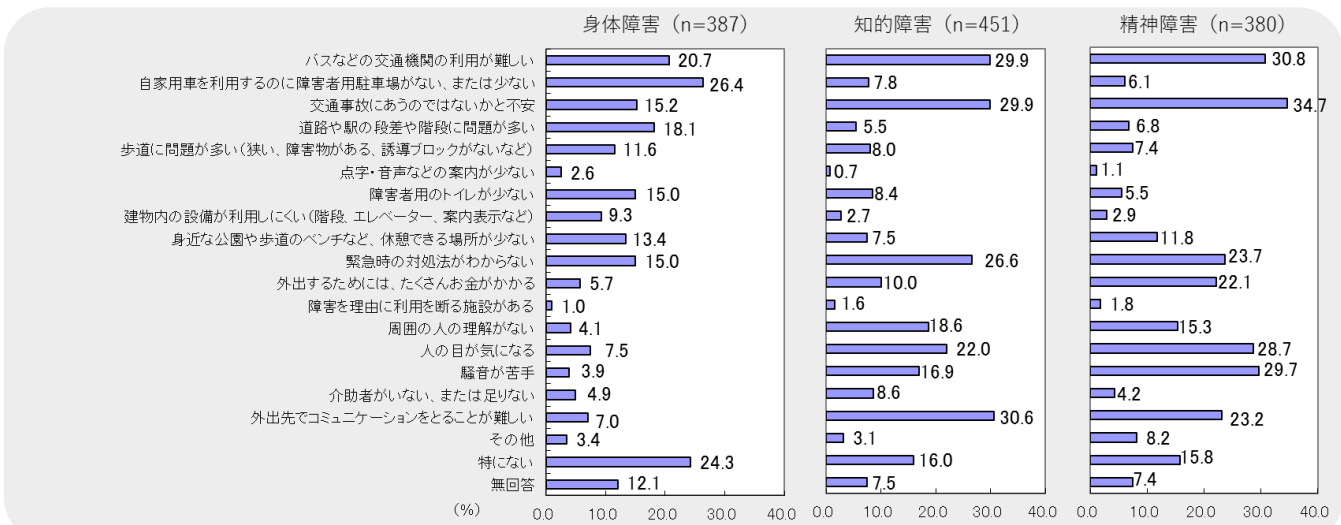
<sup>6</sup> ユニバーサル社会：

障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会。

図表 42 その活動をするためには、どのようなことが必要ですか。(問 41)



図表 43 外出のとき不便に感じたり、困ったりすることはありますか。(問 23)





## 課題7. 子どもの能力・個性に応じた支援体制の整備

### ○保育・教育に求められているもの

■アンケートでは、「障害への理解を深め、子どもの能力や障害の状態に適した指導を行うこと」を求める人が最も多く、前回調査よりもその傾向は顕著になっています。次いで、「就学相談や進路相談などの相談体制の充実」を求める声が多く寄せられています。

■自由回答で寄せられた意見でも、保育・教育の場で働く人の“障害に対する理解の開き”に言及したものが多く見られましたが、一方で保育園等の受入体制や人員配置に対する不満などもあり、質・量の両面に対するアプローチが求められています。

図表 44 保育や教育に望むことはどのようなことですか。(問 37)

選択肢 (n=179)	今回調査(%)	変化	前回調査(%)
就学相談や進路相談などの相談体制の充実	30.3		35.7
障害への理解を深め、子どもの能力や障害の状態に適した指導	69.1	↑	57.1
施設、設備、教材の充実	10.9		13.3
介助体制の充実	4.2		6.1
個別指導の充実	20.6		17.3
通常の学級への受け入れの推進	6.1		6.1
まわりの子どもたちの理解を深める交流機会の充実	12.1		12.2
通園・通学の支援	6.7		10.2
医療的なケア(吸引・経管栄養・導尿など)	1.2		2.0
特になし	3.6		3.1
無回答	12.7		13.3

※回答数が少なく、障害種別ごとに見た場合では誤差率が大きくなってしまいうため、全体の割合のみ記載。

### ○まとめ

■保育・教育の場には、「障害に対する深い知識と理解」を持った職員を配置することが理想ですが、アンケートの結果からは必ずしも全ての場において達成されてはいない状況が読み取れます。職員の異動等の事情も考慮した、研修体制や人員配置の強化などの対策が求められています。

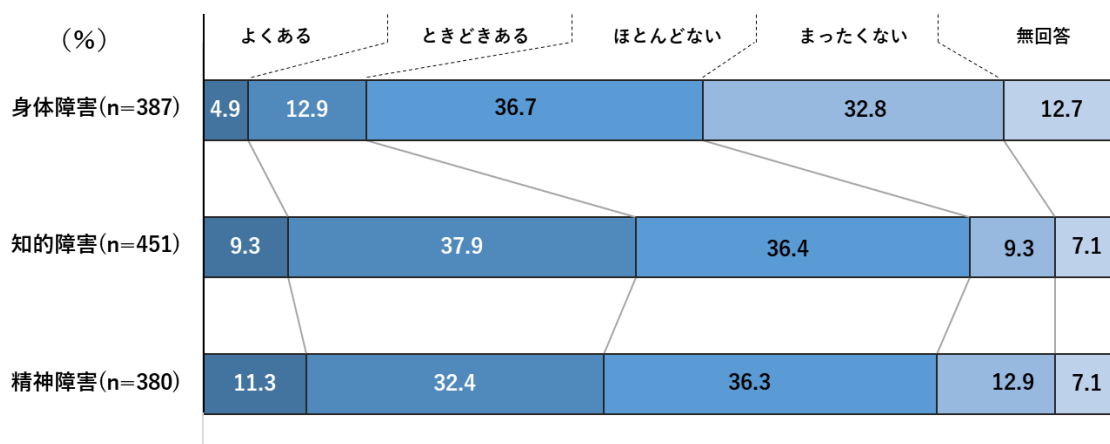
■前回の調査時点と比較して若干改善はしていますが、就労の場・日中活動の場・進学先などの受け皿が十分ではない中で、将来を見据えた相談・支援体制の充実が望まれています。

## 課題8. 障害者理解の促進

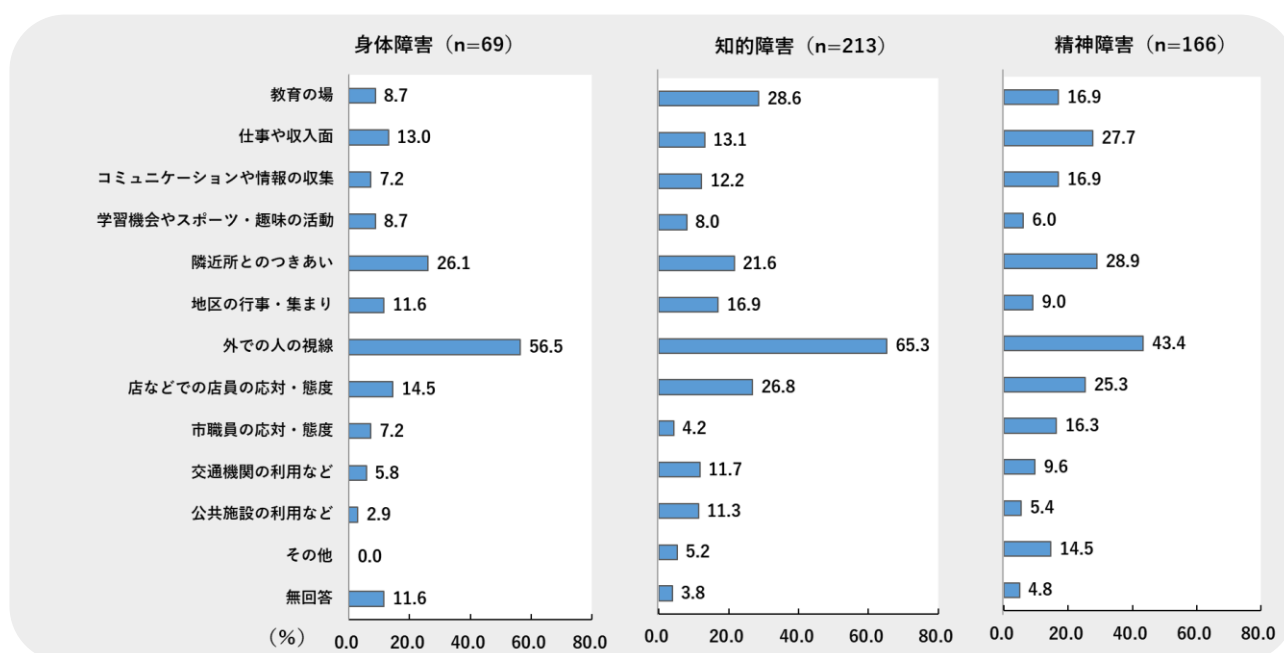
### ○現状と課題

- 今回の調査では、様々な障害福祉施策を進めていく上で、「障害者に対する理解を促進していくこと」がいかに重要であるかが改めて示されました（図表 31・41・43 等）。
- しかし、本市では生活の様々な場面における差別や偏見が解消されておらず、障害者理解の状況は前回調査時点と比較してほとんど変化していません。（図表 44・45）。
- 制度や事業の変更とは異なり、人の意識を変えるためには通常多くの時間を要します。障害のある人もない人も集える機会・場の提供や、福祉教育の充実等を図り、これを継続していくことが重要です。

図表 45 あなたは障害を理由として差別を受けたり、偏見を持たれたりしたことがありますか。（問 43）



図表 46 どのような場面で差別や偏見を感じましたか。（問 44）



### 3 基本的な考え方

#### (1) 基本理念

障害の壁を越えて市民相互の“つながり”をつくっていく第一歩として位置づけた、第2次障害者計画の理念を踏襲します。

障害者があたりまえに暮らせるまちの実現

**障害のある人が 生涯を通じて、  
いきいき暮らせる いせさきの実現**

#### (2) 重点的に取り組む事項

以下のとおり、本計画で重点的に取り組む事項、重点課題1～8を設定します。

**重点課題1：相談機関の連携強化・相談しやすい体制づくり**

**重点課題2：情報提供の充実**

**重点課題3：一人ひとりの能力にあった就労の推進**

**重点課題4：将来を見据えた生活支援体制の整備**

**重点課題5：災害時・緊急時への対策**

**重点課題6：外出しやすい環境の整備（社会参加の促進）**

**重点課題7：子どもの能力・個性に応じた支援体制の整備**

**重点課題8：障害者理解の促進**

# 4 施策体系

基本理念

基本施策

施策

障害のある人が  
生涯を通じて  
いきいき暮らせる  
いせさきの実現

## 1 教育・育成

(育つ・学ぶ)

- (1) 幼児教育・療育の充実
- (2) 学校教育の充実

## 2 雇用・就業

(働く)

- (3) 一般就労の促進
- (4) 福祉的就労の充実・拡充

## 3 生活支援

(自立した生活をする)

- (5) 生活支援体制の充実
- (6) 相談体制の充実・強化
- (7) 権利擁護システムの充実

## 4 安心安全で質の高い生活

(安全に豊かに暮らす)

- (8) 住環境の整備
- (9) 外出・社会参加手段の確保
- (10) 生涯学習・スポーツ・レクリエーションの充実
- (11) 安全な建物・道路・交通機関の確保
- (12) 防災・安全対策の充実

## 5 保健・医療

(すこやかに生きる)

- (13) 健康増進及び疾病の予防・早期発見の推進
- (14) 医療の充実
- (15) 機能回復・維持訓練の充実

## 6 情報・コミュニケーション

(つながる)

- (16) コミュニケーション手段の確保
- (17) 情報提供の充実

## 7 啓発・交流・協働

(みんな一緒に)

- (18) 啓発・福祉教育・交流活動の推進
- (19) 地域福祉活動の促進
- (20) 外国人障害者施策の充実

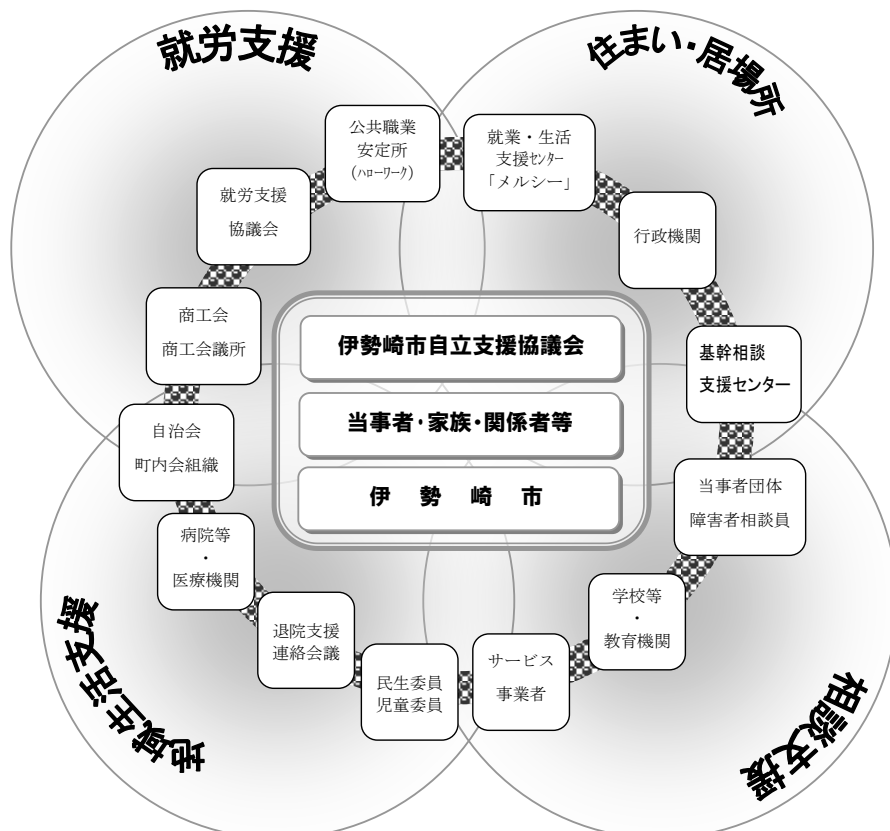
## 5 計画の推進体制

### (1) 伊勢崎市自立支援協議会の役割

サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保や困難事例への対応などのあり方に対する協議・調整、地域関係機関によるネットワーク構築等を行う自立支援協議会は、平成24年4月から設置が法定化されました。また、平成24年10月の障害者虐待防止法の施行により、サービス等利用計画の質の向上、地域移行のネットワークや資源開発、地域における障害者虐待防止のためのネットワーク化という役割の強化が求められました。本市は平成18年度に自立支援協議会を設置しており、全体会議は年2回程度、定例会議は年8回程度、個別支援会議は随時開催し、また、課題の研究等を行う特定課題会議を設置してきましたが、第5期障害福祉計画以降、自立支援協議会を中心に関係機関等との連携を一層強化し、課題の解決に向けた取組を推進しています。

また、平成29年度からは「基幹相談支援センター」を設置しており、地域の相談支援の拠点として明確に位置づけ、相談支援、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着の機能強化のために、関係機関とのネットワークの強化を推進しているところです。

図表 47 伊勢崎市のネットワークの構築



## **（２）市民参加、当事者参加の推進・進行管理**

この計画を推進し目標を達成していくためには、市民、事業者、ボランティア、関係機関、行政の協働が不可欠です。これら各主体による連携を基礎として、進捗状況を把握するとともに、「伊勢崎市自立支援協議会」に報告し、評価を受けることとします。

また、本市の実情に即した、より効果的な施策展開を図るため、当事者の参加・協力の機会を設けます。

## **（３）推進体制の充実**

庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していくとともに、必要に応じて当事者及び関係者の意見が反映できる機会を設定するなど、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

# 6 施策の推進

「施策の推進」の見方

## 基本施策1 教育・育成（育つ・学ぶ）

1 教育・育成  
(育つ・学ぶ)

施策(1) 幼児教育・療育の充実  
施策(2) 学校教育の充実

### 施策(1) 幼児教育・療育の充実

◆◆◆方針◆◆◆

施策ごとに推進する方針を設定します。

- 幼稚園・保育所(園)における障害のある子どもの受入を推進します。
- 発達期にある幼児期からの早期療育体制を充実します。

〔達成目標〕

計画の進捗状況を点検・評価するため、施策ごとに成果指標を設定します。

項目名	現状(令和元年度)	目標(令和8年度)
保育所等協力支援事業年間利用日数	17日	20日

〔推進事業〕

庁内各課が行う各種事業を設定します。

	事業	事業の概要	担当課
1	保育所等訪問支援事業	保護者の相談、要望を受け、保育所(園)等の施設に出向き、対象となる児童が適切に支援、指導が行われるよう指導者に対して助言、指導を行う。	障害福祉課
2	保育所等協力支援事業	保育所(園)、幼稚園、学校、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業を行う事業所等からの相談により、現場に出向き、障害や発達遅れ等がある児童に対する支援・指導方法等について、指導者への助言・指導を行う。	子育て支援課

# 基本施策 1 教育・育成（育つ・学ぶ）

## 1 教育・育成

（育つ・学ぶ）

施策(1) 幼児教育・療育の充実  
 施策(2) 学校教育の充実

### 施策(1) 幼児教育・療育の充実

#### ◆◆◆方針◆◆◆

- 幼稚園・保育所（園）における障害のある子どもの受入を推進します。  
 （推進事業 1～3）
- 発達期にある幼児期からの早期療育体制を充実します。  
 （推進事業 4～9）

#### 〔達成目標〕

項目名	現状（令和元年度）	目標（令和8年度）
保育所等協力支援事業年間利用日数 <small>（推進事業 2）</small>	17日	20日
児童発達支援月間延べ利用者数 <small>（推進事業 8）</small>	96人	140人

#### 〔推進事業〕

	事業	事業の概要	担当課
1	保育所等訪問支援事業	保護者の相談、要望を受け、保育所（園）等の施設に出向き、対象となる児童が適切に支援、指導が行われるよう指導者に対して助言、指導を行う。	障害福祉課
2	保育所等協力支援事業	保育所（園）、幼稚園、学校、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業を行う事業所等からの相談により、現場に出向き、障害や発達遅れ等がある児童に対する支援・指導方法等について、指導者への助言・指導を行う。	子育て支援課



	事業	事業の概要	担当課
3	障害児保育充実費補助金事業	障害のある子どもの円滑な保育施設入所促進のため、私立保育施設に保育士人件費等の補助を行う。	こども保育課
4	遊びの教室なかよし	発達や育てにくさが気になる親子に対し、発達を促す遊びを通して、保護者への具体的な育児支援を行う。赤堀保健福祉センターを会場として、発達の専門職種や保育士等により月2回実施する。	健康づくり課
5	発達相談・子育て相談	子どもの発達や子育てに不安を持つ保護者に対し、発達の専門職種による相談と助言を行い、親子の健やかな成長を支援する。	健康づくり課
6	親子通園事業	親子で一定期間通園することにより、生活習慣・生活リズムを身に付ける。専門家による子育てのアドバイスも行う。	子育て支援課
7	自立支援協議会(こども支援部会)	医療的ケア児及びその他日常生活を営むうえで支援を必要とする障害児について、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関との連携を図るとともに、情報の共有や課題の検討を行う。	障害福祉課
8	児童発達支援事業	就学前の障害児等に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などその他必要な支援を行う。	障害福祉課
9	難聴児補聴器購入支援事業	難聴児の健全な発達を支援するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児に対して補聴器費用の一部を助成する。	障害福祉課

## 施策(2)学校教育の充実

### ◆◆◆方針◆◆◆

- 障害のある子どもの放課後の居場所づくりを充実します。  
(推進事業 10~12)
- 教職員の発達障害をはじめとする障害への理解を促進するとともに、本人の意向や障害の状況等を踏まえた適切な進路指導を推進します。  
(推進事業 13~19)

### [達成目標]

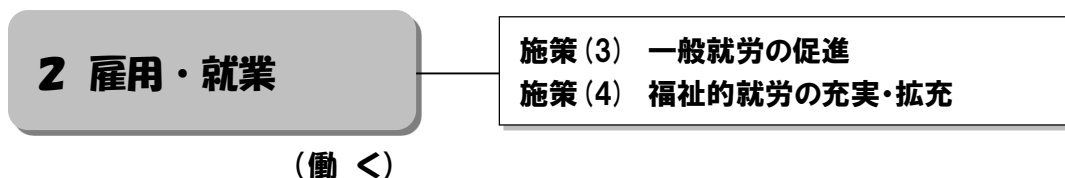
項目名	現状(令和元年度)	目標(令和8年度)
放課後等デイサービス月間利用者数 (推進事業 12)	373人	650人
「発達障害等」に関する教職員研修年間延べ参加者数 (推進事業 19)	1,106人	1,100人

### [推進事業]

	事業	事業の概要	担当課
10	障害児受入推進事業	障害児を1人以上受け入れ、受け入れのために必要な専門的知識等を有する職員を配置した放課後児童クラブに対し、補助を行う。	子育て支援課
11	障害児受入強化推進事業	障害児受入推進事業に加え、障害児を3人以上受け入れた場合に、受け入れのために必要な専門的知識等を有する職員をさらに配置した放課後児童クラブに対し、補助を行う。	子育て支援課
12	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児等に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。	障害福祉課
13	特別支援学校児童生徒等就学援助費の支給	市外の特別支援学校に就学する幼児、児童及び生徒の保護者に対し、就学援助費を支給し、通学に係る保護者の経済的負担を軽減し、教育の機会均等及び特別支援教育の普及奨励を図る。	障害福祉課

	事業	事業の概要	担当課
14	進路指導	教育・福祉・雇用分野の連携を密にし、本人の意向や能力、障害の状況を踏まえ、学校卒業後の適切な進路が選択できるよう指導を行う。	学校教育課
15	教育支援委員会	幼稚園、保育所（園）児等の就学・進路相談機能の充実と相互連携を進める。また、児童生徒の就学指導の方向性について審議を行う。	学校教育課
16	通級指導教室担当教員連絡協議会	こども発達相談室（北・赤堀・あずま・境各小学校）、中学校通級指導教室における相談活動や通級指導の事例検討会を行うとともに、協議会などの研修や各発達相談室の情報交換を行う。	学校教育課
17	授業研究会	各学校からの要請に応じ、指導内容の充実を図る。	学校教育課
18	特別支援教育コーディネーター研修会	幼小中学校の特別支援教育コーディネーターを対象に、研修を推進し、各学校・園の特別支援教育における指導体制の充実を図る。	学校教育課
19	「発達障害等」に関する教職員研修	校内研修の一環として、発達障害等を含めた多様な障害に対する講演や実習を行い、障害に対する理解を深める。	学校教育課

## 基本施策2 雇用・就業（働く）



### 施策(3)一般就労の促進

#### ◆◆◆方針◆◆◆

■障害者の一般就労を促進するための体制づくりに努めます。

(推進事業 20～24)

■市役所における障害者の雇用を推進します。

(推進事業 25・26)

#### [達成目標]

項目名	現状(令和元年度)	目標(令和8年度)
就労継続支援A型年間実利用者数 (推進事業 21)	87人	130人
市役所の障害者雇用率(市長部局) (推進事業 25)	2.68%	2.60%

※「市役所の障害者雇用率(市長部局)」については、法定雇用率の改定に伴い、随時見直しを行います。

**〔推進事業〕**

	事業	事業の概要	担当課
20	総合支援法に基づく 就労移行支援	一般企業等への雇用が見込まれる障害者に、一定期間、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力向上の訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場への定着のための支援を行う。	障害福祉課
21	総合支援法に基づく 就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供する。	障害福祉課
22	知的障害者職親委託事業	知的障害のある人の自立更生を図るため、更生援護に熱意がある事業経営者等に職親として一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練を行う。	障害福祉課
23	伊勢崎市就労支援協議会 との連携	協議会を通して、商工会議所、商工会、相談支援事業者、就労移行支援事業者等との連携を図り、就労意欲の高まりに対応した支援体制づくり等を推進する。	障害福祉課
24	チャレンジウィーク	生徒の希望に応じ、職場体験学習を実施して、将来に対する夢や希望を育む。	学校教育課
25	伊勢崎市障がい者活躍推進計画の進行管理	障がい者である職員の職業生活における活躍を推進し、障がい者雇用率について法定雇用率を上回るよう努めていく。	職員課
26	消防本部障害者活躍推進計画の策定	消防署に在籍する職員が中途障害等により業務遂行が困難になる場合を想定し、障害のある職員の職業生活における活躍を推進する。	消防本部 総務課

## 施策(4)福祉的就労の充実・拡充

### ◆◆◆方針◆◆◆

- 一般就労が困難な人の就労を推進します。  
(推進事業 27・28)
- 市役所が率先して障害者就労施設等へ発注します。  
(推進事業 29)

### [達成目標]

項目名	現状(令和元年度)	目標(令和8年度)
就労継続支援B型月間実利用者数 (推進事業 27)	366人	550人
障害者就労施設等の優先契約件数 (推進事業 29)	37件	40件

### [推進事業]

	事業	事業の概要	担当課
27	総合支援法に基づく 就労継続支援(B型)	一般企業等での雇用が困難な障害者等に、生産活動その他活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行う。	障害福祉課
28	地域活動支援センター事業	地域活動支援センターを通じて、障害のある人に創作的活動、社会適応訓練、機能訓練、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図る。	障害福祉課
29	障害者就労施設等を優先する契約の推進	「障害者優先調達推進法」の趣旨に則り、障害者就労施設等との契約等を推進する。	障害福祉課

## 基本施策3 生活支援（自立した生活をする）

### 3 生活支援

（自立した生活をする）

施策(5) 生活支援体制の充実  
 施策(6) 相談体制の充実・強化  
 施策(7) 権利擁護システムの充実

### 施策(5)生活支援体制の充実

#### ◆◆◆方針◆◆◆

- 障害者施設に入所している障害者や病院に入院中の障害者の地域移行を促進します。  
（推進事業30）
- 障害者の生活支援や家族介護者の負担軽減を図ります。  
（推進事業31～39）
- 障害者やその家族に対し、経済的な支援等を行います。  
（推進事業40～44）

#### 〔達成目標〕

項目名	現状（令和元年度）	目標（令和8年度）
地域移行支援年間実利用者数（推進事業30）	1人	5人
居宅介護月間実利用者数（推進事業31）	182人	220人
日帰り短期事業年間実利用者数（推進事業36）	202人	200人

#### 〔推進事業〕

	事業	事業の概要	担当課
30	総合支援法に基づく地域相談支援	地域移行支援として、福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行を、地域定着支援として、居宅等で生活する障害者の緊急事態等における連絡体制等の便宜を図る。	障害福祉課
31	総合支援法に基づく訪問系サービス	「居宅介護（ホームヘルプサービス）」「重度訪問介護」「重度障害者等包括支援」を提供する。	障害福祉課
32	総合支援法に基づく日中活動系・居住系サービス	日中活動系サービスとして「生活介護」「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練）」「療養介護」「短期入所（ショートステイ）」、居住系サービスとして「施設入所支援」「宿泊型自立訓練」を提供する。	障害福祉課

	事業	事業の概要	担当課
33	日常生活用具給付事業	地域生活支援事業における日常生活用具、住宅改修費、点字図書の給付をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図る。	障害福祉課
34	補装具費の支給	各種補装具の費用を支給する。	障害福祉課
35	聴覚障害者ミニデイサービス事業	地域生活支援事業として、聴覚障害者のうち60歳以上で、ひとり暮らし等で閉じこもりになるおそれ又は要介護になるおそれがある人に対して、日常生活上必要な訓練、指導等を行うために、情報や食事の提供等を行う。	障害福祉課
36	日帰り短期事業	地域生活支援事業として、障害児（者）の家族が一時的に介護できない場合、障害者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行う。	障害福祉課
37	訪問入浴サービス事業	地域生活支援事業として、移動浴槽車を派遣し、居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを行う。	障害福祉課
38	登録介護者事業	地域生活支援事業として、障害児（者）の保護者が一時的に介護できない場合、あらかじめ本市に登録している介護者がサポートを行う。	障害福祉課
39	サービスステーション事業	地域生活支援事業として、障害児（者）の保護者が一時的に介護できない場合、24時間対応型サービスステーションがサポートを行う。	障害福祉課
40	重度心身障害者（児）おむつ給付事業	在宅の重度心身障害者（児）に対し、おむつの現物給付を行う。	障害福祉課
41	NHK受信料減免にかかる証明書の交付	障害者世帯に対し、NHK受信料減免にかかる証明書を交付する。	障害福祉課
42	難病患者見舞金支給事業	難病患者に対し、見舞金を支給する。	障害福祉課
43	特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、一定の障害のある人に対し、手当を支給する。	障害福祉課 子育て支援課
44	心身障害者扶養共済制度	心身障害者扶養共済の申請等の受付を行う。	障害福祉課



## 施策(6)相談体制の充実・強化

### ◆◆◆方針◆◆◆

■障害者や家族からの多様な相談に応じるとともに、問題解決に向けて関係機関や事業者等へ適切につなげます。

(推進事業 45～49)

### [達成目標]

項目名	現状(令和元年度)	目標(令和8年度)
基幹相談支援センター年間延べ相談件数 (推進事業 46)	5,654件	7,200件
発達相談支援事業年間延べ相談件数 (推進事業 45)	1,725件	1,300件

### [推進事業]

	事業	事業の概要	担当課
45	発達相談支援事業	障害や発達に遅れがある子どもや子育てに不安がある保護者を対象に、専門の相談員がライフステージの変化に合わせて適切なアドバイスなどを行い、関係機関などの紹介、連携、調整をする。	子育て支援課
46	障害者(児)相談支援事業	基幹相談支援センターで、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者(児)の保護者や介護者などからの相談に応じ、情報の提供を行う。	障害福祉課
47	総合支援法に基づく計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障害者に対し、サービス利用支援又は継続サービス利用支援として、個別のサービス利用計画等を作成する。	障害福祉課
48	児童福祉法に基づく障害児相談支援	障害福祉サービスを利用する障害児に対し、障害児支援利用援助又は継続障害児支援利用援助として、個別のサービス利用計画等を作成する。	障害福祉課
49	相談支援ネットワークの構築	相談内容によって適切な相談機関につなげるとともに、身近な場所での一次的相談から相談支援事業者等を活用した専門的な相談まで、相談支援のネットワークを構築する。	障害福祉課等

## 施策(7)権利擁護システムの充実

### ◆◆◆方針◆◆◆

■ 障害者への虐待が早期に発見できるよう体制を整備していきます。

(推進事業 50)

■ すべての障害者の権利が守られるよう権利擁護を推進します。

(推進事業 51～54)

### 〔達成目標〕

項目名	現状(令和元年度)	目標(令和8年度)
市町村虐待防止センター担当職員研修会年間延べ参加職員数 (推進事業 50)	3人	4人
成年後見制度に係る市長による審判の年間延べ請求手続件数 (推進事業 53)	3件	5件

### 〔推進事業〕

	事業	事業の概要	担当課
50	障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待防止センターを設置し、障害者の安全確認、一時的に保護する場所の確保、問題解決に向けた相談・指導・助言、虐待防止の啓発活動を行う。	障害福祉課
51	権利擁護事業	虐待の疑いや可能性を含め、関係機関や家族の対応を行うことにより、障害者等を取り巻く環境の改善に向けて、早期発見や早期対応に向けた体制を整備する。	障害福祉課等
52	成年後見制度利用支援事業	地域生活支援事業として、判断能力が不十分な成人の財産管理や契約、福祉サービスの利用契約などについて、選任された成年後見人が代理して行う成年後見制度の利用を支援する。	障害福祉課
53	成年後見制度に係る市長による審判の請求手続	身寄りがいないなどの理由で申立人がいない障害者等の保護を図るため、法律に基づき市長が法定後見(補助・保佐・後見)開始の審判の請求を行う。	障害福祉課 高齢政策課
54	障害者の消費者トラブルの防止	障害者が悪質商法などの消費者トラブルの被害に遭わないよう啓発活動や成年後見制度の推進などを行う。	障害福祉課 商工労働課

## 基本施策4 安心安全で質の高い生活(安全に豊かに暮らす)

### 4 安心安全で 質の高い生活

(安全に豊かに暮らす)

- (8) 住環境の整備
- (9) 外出・社会参加手段の確保
- (10) 生涯学習・スポーツ・レクリエーションの充実
- (11) 安全な建物・道路・交通機関の確保
- (12) 防災・安全対策の充実

### 施策(8)住環境の整備

#### ◆◆◆方針◆◆◆

- 地域生活を希望する障害者の住まいの確保に努めます。  
(推進事業 55~57)
- 障害者が住み慣れた自宅で暮らすことができるよう援助します。  
(推進事業 58~60)

#### [達成目標]

項目名	現状(令和元年度)	目標(令和8年度)
グループホーム月間実利用者数 (推進事業 55)	187人	250人
重度身体障害者(児)住宅改造費の補助 (推進事業 59)	1件	3件

#### [推進事業]

	事業	事業の概要	担当課
55	総合支援法に基づく居住系サービス	居住系サービスとして「グループホーム」等を提供する。	障害福祉課
56	住宅入居等支援事業	地域生活支援事業として、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な場合に、入居に必要な調整などの支援や家主などへの相談、助言を行う。	障害福祉課
57	市営住宅の提供	市営住宅の入居募集において、障害者世帯枠を設けることにより優先入居を実施し、地域での生活を支援する。	住宅課
58	バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額	50万円を超えるバリアフリー化工事費用(補助金などを除く)について、工事が完了した年の翌年度分に限り、住宅1戸あたり100平方メートル相当分までの固定資産税の3分の1を減額する。	資産税課

	事業	事業の概要	担当課
59	重度身体障害者（児）住宅改造費の補助	一定の身体障害者を対象に、住宅のバリアフリー改修の費用の6分の5（上限50万円）の補助金を交付する。	障害福祉課
60	伊勢崎市木造住宅耐震シェルター等設置補助事業	地震発生時に、高齢者や障害者など自身による危険回避や避難等が困難と思われる人などを対象に、耐震性が現行基準に満たない木造住宅への耐震シェルター等の設置費用の一部を補助する。	建築指導課

## 施策(9)外出・社会参加手段の確保

### ◆◆◆方針◆◆◆

■障害者が安全に外出できるよう支援します。

（推進事業 61～63）

■障害者の社会参加を支援します。

（推進事業 64～73）

### 〔達成目標〕

項目名	現状（令和元年度）	目標（令和8年度）
同行援護月間実利用者数 （推進事業 61）	30人	40人
移動支援年間実利用者数 （推進事業 63）	191人	220人
福祉タクシー券年間交付者数 （推進事業 71）	355人	380人

### 〔推進事業〕

	事業	事業の概要	担当課
61	総合支援法に基づく同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。	障害福祉課
62	総合支援法に基づく行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する人に危険を回避するための必要な援護、行動するための必要な援助を行う。	障害福祉課

	事業	事業の概要	担当課
63	移動支援事業	地域生活支援事業として、屋外での移動が困難な障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。	障害福祉課
64	公共施設における障害者用駐車場(思いやり駐車場)の設置	障害者等が利用しやすいよう、本庁舎敷地内に思いやり駐車場及び障害者用駐車場を設置する。	行政課
65	軽自動車税(種別割)の減免	障害者手帳等を所持している人などを対象に、軽自動車税(種別割)を減免する。	市民税課
66	コミュニティバス運行事業	交通弱者の移動手段を確保するため、コミュニティバスを運行する。要件を満たす障害者手帳所持者に対し、運賃を無料とする。	交通政策課
67	自動車運転免許取得費助成事業	市の単独事業として、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する。	障害福祉課
68	自動車改造費助成事業	市の単独事業として、障害のある人が就労等に伴い自動車を取得する場合に、その自動車の改造に要する費用の一部を助成する。	障害福祉課
69	車いす用リフト付車両貸与事業	車いす用リフト付の車両の貸与を行う。	障害福祉課
70	介護用車両購入費の補助	一定の身体障害者を対象に、介護用福祉車両の購入や自動車の改造に補助金を交付する。	障害福祉課
71	福祉タクシー事業	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級の者に、1枚500円のタクシー券を年間40枚交付する。	障害福祉課
72	有料道路における障害者割引制度の手続	要件を満たす障害者手帳所持者に対し、有料道路の割引の手続を行う。	障害福祉課
73	思いやり駐車場利用証の交付	県が発行する思いやり駐車場利用証の手続を行う。	障害福祉課

## 施策(10)生涯学習・スポーツ・レクリエーションの充実

### ◆◆◆方針◆◆◆

- 障害者のスポーツ、レクリエーション活動を支援します。  
(推進事業 74～78)
- 障害者の生涯学習を支援します。  
(推進事業 79・80)

### [達成目標]

項目名	現状(令和元年度)	目標(令和8年度)
レクリエーション活動等支援事業年間延べ参加者数 (推進事業 77)	1,226人	1,410人
障害者等への図書年間配達件数 (推進事業 79)	66件	85件

### [推進事業]

	事業	事業の概要	担当課
74	スポーツ施設等の使用料減免	あずまウォーターランド(プール・トレーニング室)の利用について、障害者及び付添い人の利用料を全額減免する。	スポーツ振興課
75	市民レクリエーションスポーツ祭	子どもから障害者、高齢者等が参加できる多種のレクリエーションスポーツを実施する。	スポーツ振興課
76	トライアルスポーツ祭 in いせさき	障害者、高齢者等が手軽に楽しくできるスポーツであるグラウンドゴルフ・スポーツウェルネス吹矢・ラダーゲッターの3種目の競技を実施する。	スポーツ振興課
77	レクリエーション活動等支援事業	地域生活支援事業としてスポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者等がスポーツに触れる機会を提供するため各種スポーツ・レクリエーション教室や楽器教室等を開催する。	障害福祉課
78	華蔵寺公園遊園地利用料の減免	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等所持者を対象に、華蔵寺公園遊園地利用料の50%の額を減免する。	文化観光課
79	障害者への資料の配達	障害のある人に録音図書を提供し、障害者の生涯学習の支援を図る。	図書館課
80	障害のある人への図書等の提供	LLブックや点字本、大活字本等障害に配慮した図書の収集を行い、読書のバリアフリー化に努める。	図書館課

## 施策(11)安全な建物・道路・交通機関の確保

### ◆◆◆方針◆◆◆

- 障害者にとって安全なまちづくりを推進します。  
(推進事業 81～83)
- 障害者が利用しやすい公共施設の整備を推進します。  
(推進事業 84・85)

### 〔達成目標〕

項目名	現状(令和元年度)	目標(令和8年度)
多目的トイレの設置割合(公共施設における設置率) (推進事業 84)	67%	80%

### 〔推進事業〕

	事業	事業の概要	担当課
81	公共施設における安全対策の推進	階段手摺、段差解消スロープ、点字ブロック、エレベーターにおける視覚障害者仕様及び音声案内を導入するなど、公共施設の安全対策を行う。	行政課等
82	伊勢崎市交通バリアフリー特定事業計画	交通バリアフリー基本構想に即して、公共交通事業者、道路管理者及び公安委員会等が特定事業計画等を作成し、重点整備地区内における特定事業のバリアフリー化を推進する。	交通政策課
83	都市計画道路における歩道等のバリアフリー化の推進	都市計画道路を整備する際に、道路構造令や道路の移動等円滑化ガイドライン等に基づき、歩道の段差解消や視覚障害者用誘導ブロックの設置など、障害のある人が利用しやすいように道路空間の整備を進める。	都市計画課等
84	公共施設における利便性の向上	多目的トイレ、車いすスペースの確保など、障害者をはじめ誰もが利用しやすいよう、公共施設の利便性の向上を図る。	行政課
85	公共交通特定事業	誰もが使いやすい鉄道、バス及びタクシー等の公共交通機関となるよう、それぞれの車両や施設の一層のバリアフリー化の取り組みを推進する。	交通政策課

## 施策(12)防災・安全対策の充実

### ◆◆◆方針◆◆◆

- 交通安全や防犯対策を推進します。  
(推進事業 86)
- 避難行動要支援者対策を推進します。  
(推進事業 87～90)

### 〔達成目標〕

項目名	現状(令和元年度)	目標(令和8年度)
避難行動要支援者名簿登録者数 (推進事業 89)	2,474人	2,500人

### 〔推進事業〕

	事業	事業の概要	担当課
86	緊急情報メールの配信	いせさき情報メール及び緊急速報メール・エリアメールにより災害時等の緊急情報を配信する。	安心安全課
87	避難支援プラン全体計画	平成25年7月に策定した避難支援プラン全体計画に基づき、災害発生時における高齢者や障害者等への適切かつ円滑な支援の実施を図る。	安心安全課
88	防災対策の推進	災害時及び緊急事故発生時における緊急通報体制の充実と迅速・的確な活動のための要配慮者情報ネットワークの充実強化を図るとともに、平常時の要配慮者情報の共有化を進める。また、要配慮者対策の啓発・普及を行う。	安心安全課
89	要配慮者支援の推進	地域において災害時の要配慮者支援をテーマとして普及・啓発活動を進めるとともに、障害のある人や家族が地域で行われる防災訓練に参加しやすい環境づくりに取り組む。	安心安全課
90	聴覚障害者等緊急通報システム	聴覚・言語障害等による音声での119番通報が困難な方が、緊急時に消防を要請するためのメール119、Fax119、Net119などの緊急通報システムを推進する。	消防本部 通信指令課



## 基本施策5 保健・医療（すこやかに生きる）

### 5 保健・医療

（すこやかに生きる）

- (13) 健康増進及び疾病の予防・早期発見の推進
- (14) 医療の充実
- (15) 機能回復・維持訓練の充実

### 施策(13)健康増進及び疾病の予防・早期発見の推進

#### ◆◆◆方針◆◆◆

■生活習慣病の予防を推進するとともに、疾病の早期発見を図ります。

（推進事業 91～93）

#### 〔達成目標〕

項目名	現状（令和元年度）	目標（令和8年度）
こころの健康相談年間実施回数 （推進事業 92）	10回	12回

#### 〔推進事業〕

	事業	事業の概要	担当課
91	疾病予防対策事業	成人保健事業として、各種検（健）診やその後の保健指導により、生活習慣病などの疾病の予防・早期発見や重症化予防に努める。	健康づくり課
92	精神保健福祉事業	こころの不安や悩みを抱えている人や家族に対して精神科医師による健康相談を行う。また、講演会等を通し、こころの健康や自殺予防に関する知識の普及を行う。	健康づくり課
93	母子保健事業	妊産婦健康診査、各種乳幼児健康診査・健康相談等の実施により、妊娠・出産・子育て期の疾病の予防や障害の早期発見、親子の健やかな成長を支援する。	健康づくり課

## 施策(14)医療の充実

### ◆◆◆方針◆◆◆

■障害者が安心して医療を受けられるよう支援します。

(推進事業 94～96)

#### [達成目標]

項目名	現状(令和元年度)	目標(令和8年度)
自立支援医療年間実受給者数 (推進事業 95)	3,420人	3,600人
じん臓機能障害者等通院交通費補助事業年間延べ利用者数 (推進事業 96)	374人	400人

#### [推進事業]

	事業	事業の概要	担当課
94	福祉医療制度	重度心身障害者、高齢重度障害者、精神障害者の医療費の自己負担額(一部負担金)を福祉医療費として負担する。	年金医療課
95	自立支援医療	障害者総合支援法に基づき、更生医療、育成医療及び精神通院医療の給付を行う。	障害福祉課
96	じん臓機能障害者等通院交通費補助事業	じん臓機能等に障害があり、一定の要件を満たす人に、人工透析等の医療を受けるための通院にかかる交通費の補助を行う。	障害福祉課

## 施策(15)機能回復・維持訓練の充実

### ◆◆◆方針◆◆◆

■障害種別や程度に応じた機能訓練や生活訓練を提供します。

(推進事業 97~104)

### [達成目標]

項目名	現状(令和元年度)	目標(令和8年度)
機能訓練等給付年間実利用者数 (推進事業 99)	17人	20人
生活訓練等給付年間実利用者数 (推進事業 99)	19人	20人

### [推進事業]

	事業	事業の概要	担当課
97	身体障害者デイサービス事業	地域生活支援事業として、在宅の身体障害者に対し、通所による各種のサービスを提供することにより、身体障害者の生活の助長、社会的孤独感の解消、心身機能の維持向上を図ることを行う。	障害福祉課
98	在宅重度心身障害者等デイサービス事業	在宅の重度心身障害者等にデイサービス事業を行う。	障害福祉課
99	総合支援法に基づく自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な自立訓練、生活機能の向上のために必要な生活訓練を行う。	障害福祉課
100	聴覚障害者生活訓練事業	地域生活支援事業として、聴覚障害者等に対し、日常生活上必要な訓練、指導等を行うため、情報提供や生活指導を行うもの。	障害福祉課
101	機能訓練事業・生き生きセミナー	脳卒中等の後遺症を持つ障害者や家族を対象に生涯学習を通じた機能訓練を行う。	高齢政策課
102	機能訓練事業・趣味の時間「やまぶき」	脳卒中等の後遺症を持つ障害者を対象に、自主的な趣味の活動の場を設け、機能訓練を行う。	高齢政策課
103	リハビリテーション事業・ふれあいサークル	障害者と家族を対象に日常生活の機能回復を実施する。	高齢政策課
104	リハビリテーション事業・訓練室開放事業	器具の利用や運動を通じて身体機能の維持を図る。	高齢政策課

## 基本施策6 情報・コミュニケーション（つながる）

### 6 情報・コミュニケーション

（つながる）

(16) コミュニケーション手段の確保  
(17) 情報提供の充実

### 施策(16) コミュニケーション手段の確保

#### ◆◆方針◆◆

■ 障害者のコミュニケーションを支援します。

（推進事業 105～109）

#### 〔達成目標〕

項目名	現状（令和元年度）	目標（令和8年度）
手話通訳者派遣事業年間延べ派遣件数 （推進事業 106）	721件	800件
手話奉仕員養成講座年間修了者数 （推進事業 109）	44人	50人

#### 〔推進事業〕

	事業	事業の概要	担当課
105	手話通訳者設置事業	地域生活支援事業として、聴覚障害者の意思疎通の円滑化を図るため、市役所等に手話通訳者を設置する。	障害福祉課
106	手話通訳者派遣事業	地域生活支援事業として、聴覚障害者の福祉向上のため、手話通訳者の派遣を行う。	障害福祉課
107	要約筆記者派遣事業	地域生活支援事業として、聴覚障害者の福祉向上のため、要約筆記者の派遣を行う。	障害福祉課
108	知的障害者等入院時コミュニケーション支援事業	地域生活支援事業として、意思の疎通が困難な知的障害・発達障害のある人が医療機関に入院した場合に、コミュニケーション支援員を派遣する。	障害福祉課
109	手話奉仕員養成事業	地域生活支援事業として、聴覚障害者の日常生活を支援し、社会参加を促進するため、手話奉仕員の養成講座を実施する。	障害福祉課

## 施策(17)情報提供の充実

### ◆◆◆方針◆◆◆

■ 障害者への情報提供体制の充実に努めます。

(推進事業 110～113)

#### [達成目標]

項目名	現状(令和元年度)	目標(令和8年度)
朗読奉仕員養成講座年間修了者数 (推進事業 112)	17人	15人

#### [推進事業]

	事業	事業の概要	担当課
110	障害のある人等に対応した市ホームページ	障害のある人や高齢者等、誰もがホームページで提供する情報や機能を支障なく利用できるサイトづくりに努める。	障害福祉課
111	点字・声の広報等発行事業	地域生活支援事業として、文字による情報入手が困難な障害のある人のために、広報紙をはじめ障害者等が地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的に提供する。	障害福祉課
112	朗読奉仕員養成事業	地域生活支援事業として、視覚障害者の日常生活を支援し、社会参加を促進するため、朗読などの各種養成講座を実施する。	障害福祉課
113	選挙公報音声テープ配布事業	市長選挙及び市議会議員選挙の選挙公報を朗読した音声テープの作成を行い、視覚等に障害のある人の情報提供体制の充実に努める。	選挙課

## 基本施策7 啓発・交流・協働（みんな一緒に）

### 7 啓発・交流・協働

（みんな一緒に）

(18) 啓発・福祉教育・交流活動の推進  
(19) 地域福祉活動の促進  
(20) 外国人障害者施策の充実

### 施策(18)啓発・福祉教育・交流活動の推進

#### ◆◆◆方針◆◆◆

■障害に関する関心や理解を深める啓発活動等に努めます。

（推進事業 114～121）

#### 〔達成目標〕

項目名	現状（令和元年度）	目標（令和8年度）
人権啓発事業の講演会・研修会の回数 （推進事業 114）	28回	30回

#### 〔推進事業〕

	事業	事業の概要	担当課
114	人権啓発事業	講演会や学習会等を開催し、障害のある人を含めたあらゆる人の人権が尊重される社会の実現を目指して、人権意識の普及と高揚を図る。	人権課 生涯学習課
115	人権教育・啓発推進に関する伊勢崎市基本計画策定懇談会の設置	人権教育・啓発に関する伊勢崎市基本計画推進協議会を設置し、市の障害者団体の代表者に委員を委嘱し、市の人権教育・啓発に関する施策の推進に、障害者の意見を反映する。	人権課
116	理解促進研修・啓発事業	手話言語条例の趣旨に基づき、手話教室をはじめとする手話の普及、啓発活動を実施する。	障害福祉課
117	は～とふるフェスティバル	障害者週間（12月3日～9日）に、障害者や高齢者等の福祉について市民の関心と理解を深め、障害者の社会参加の促進と市民福祉の向上を図る。	高齢政策課 障害福祉課

	事業	事業の概要	担当課
118	居住地校交流・学校間交流	県立特別支援学校の児童生徒が居住地の学校の児童生徒と活動をともにし、障害の有無にかかわらず地域で暮らす子どもの連帯意識を育むとともに、障害のある人に対する理解を深める。 県立伊勢崎特別支援学校に近隣の小中学校の児童生徒が訪問し、一緒に活動することで障害に対する理解を深める。	学校教育課
119	社会福祉協力校	市内小学校1校を社会福祉協力校として指定し、体験学習等を通じて日常生活の中で社会福祉への関心を高める。	学校教育課
120	福祉体験	総合的な学習の時間を活用し、車いす・手話・ブラインドウォーク・点字等の体験学習を通じて福祉への理解を推進する。	学校教育課
121	福祉教育・人権教育	総合的な学習の時間や未来力学習講座等を活用して、福祉教育や差別解消などの人権教育の推進を図る。	学校教育課

## 施策(19)地域福祉活動の促進

### ◆◆◆方針◆◆◆

■障害者同士の活動を支援するとともに、障害者を支える人材を育成します。

(推進事業 122~126)

■障害者による地域貢献を支援します。

(推進事業 127)

### 〔達成目標〕

項目名	現状(令和元年度)	目標(令和8年度)
社会福祉援助技術現場実習生の受け入れ (推進事業 122)	3人	3人
自発的活動支援事業年間延べ参加者数 (推進事業 127)	651人	410人

### 〔推進事業〕

	事業	事業の概要	担当課
122	社会福祉援助技術現場実習生の受け入れ	大学等から実習を希望する学生を受け入れ、福祉に関する人材の育成に貢献する。	社会福祉課等
123	障害者団体等との連携	障害者関係団体等との連携を図る。	障害福祉課
124	手をつなぐ育成会の事務局	知的障害者とその保護者等に対する相談・研修や知的障害者全般に関する社会啓発等を行う手をつなぐ育成会の事務局を務める。	障害福祉課
125	自立支援協議会の運営	地域における課題等の検討、連携等を行う。	障害福祉課
126	障害者団体等への補助金の交付	障害者の社会参加、自立促進、援護のための活動をしている団体等に対し、補助金を交付する。	障害福祉課
127	自発的活動支援事業	地域生活支援事業として、障害のある人が地域に貢献し、自主的に社会参加ができるよう、ボランティア活動を支援する。	障害福祉課



## 施策(20)外国人障害者施策の充実

### ◆◇◆方針◆◇◆

■外国人障害者の言葉や生活習慣等の相違による不安の軽減を図ります。

(推進事業 128・129)

#### [推進事業]

	事業	事業の概要	担当課
128	外国人住民への情報提供	障害のある外国人市民に「多文化共生伝言版」及び「外国人生活ガイドブック」による多言語での情報提供を行う。	国際課
129	外国人相談員による相談	外国人相談員による相談及び通訳を行う。	国際課



## 第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画



# 1 前期計画の点検・評価

## (1) 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の進捗状況

第5期障害福祉計画における各サービスの計画値と実績値は以下のとおりです。

図表 48 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の計画値と実績値（月間）

事業種別			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
			平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 (8月現在)	
訪問系サービス	延べ利用量	時間	4,843	4,845	5,046	5,076	5,263	5,064
	実利用者数	人	238	220	252	227	267	226
生活介護	延べ利用量	人日	7,495	7,283	7,680	7,473	7,865	7,031
	実利用者数	人	364	371	373	374	382	371
自立訓練（機能訓練）	延べ利用量	人日	101	138	101	104	101	33
	実利用者数	人	8	11	8	7	8	3
自立訓練（生活訓練）	延べ利用量	人日	123	137	172	121	172	53
	実利用者数	人	10	13	14	12	14	7
就労移行支援	延べ利用量	人日	657	655	728	600	853	469
	実利用者数	人	37	50	41	36	48	31
就労継続支援（A型）	延べ利用量	人日	611	961	650	1127	670	1206
	実利用者数	人	31	48	33	55	34	60
就労継続支援（B型）	延べ利用量	人日	4,996	4,823	5,363	6,029	5,730	5,635
	実利用者数	人	286	298	307	366	328	379
就労定着支援	実利用者数	人	14	8	27	7	41	4
療養介護	実利用者数	人	27	24	28	24	28	24
福祉型短期入所	延べ利用量	人日	326	277	352	166	378	131
	実利用者数	人	37	37	40	27	43	20
医療型短期入所	延べ利用量	人日	60	53	60	45	64	11
	実利用者数	人	13	10	13	6	14	2
自立生活援助	実利用者数	人	3	0	5	0	7	0
共同生活援助 （グループホーム）	実利用者数	人	167	165	180	187	193	191
施設入所支援	実利用者数	人	224	225	222	220	219	217
宿泊型自立訓練	実利用者数	人	6	7	7	3	7	1
計画相談支援	実利用者数	人	167	168	191	189	212	178
地域移行支援	実利用者数	人	1	0	2	0	2	0
地域定着支援	実利用者数	人	3	3	3	1	3	0

注：平成 30 年度は平成 31 年 3 月、令和元年度は令和 2 年 3 月の実績値

- 就労系サービスでは、市内事業所の廃止を受けて就労移行支援の利用が落ち込んでいる一方で、就労継続支援 A 型及び B 型の利用が大きく伸びています。また、平成 30 年度に新設されたサービスである就労定着支援は、事業所数が少ないこともあり利用者数が低迷している状態です。
- 令和元年度末から令和 2 年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響による外出控えがあったことから、短期入所の利用が大きく落ち込んでいます。
- 自立生活援助は、障害者の地域生活への移行を支援するサービスとして平成 30 年度に新設されたものですが、市内に事業所がないことから利用は 0 となっています。
- 地域移行支援は、精神科病院からの退院者や施設からの退所者を対象に、地域生活に移行するための準備等の支援を行うサービスです。実績値が 0 となっていますが、この原因としては事業所数が少ないことや、医療ソーシャルワーカーが役割をカバーしていること等が考えられます。また、「利用を希望してから実際に利用できるまでのタイムラグが大きく、退院支援には利用しづらい」という制度設計上の問題もあり、今後も伸びを見込むことが難しい状況となっています。
- 地域定着支援は、単身等で生活する障害者に対し、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に緊急訪問や相談などを行うサービスです。こちらも地域移行支援と同様の理由から実績値が低くなっています。

## (2) 児童福祉法に基づく障害児支援等の進捗状況

第1期障害児福祉計画における各サービス等の計画値と実績値は以下のとおりです。

図表 49 障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の計画値と実績値（月間）

			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
事業種別			平成30年度		令和元年度		令和2年度 (8月現在)	
児童発達支援	延べ利用量	人日	1,287	1,423	1,305	1,435	1,392	1,492
	実利用者数	人	74	89	75	96	80	103
放課後等デイサービス	延べ利用量	人日	4,985	5,147	5,506	5,740	5,978	6,231
	実利用者数	人	306	333	338	373	367	422
保育所等訪問支援	実利用者数	人	3	5	4	1	5	0
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	人	1	0	1	0	1	0
医療型児童発達支援	実利用者数	人	0	0	0	0	0	0
福祉型障害児入所支援	実利用者数	人	8	11	8	15	8	15
医療型障害児入所支援	実利用者数	人	14	10	16	12	17	12
障害児相談支援	実利用者数	人	93	80	108	98	122	105
医療的ケア児等コーディネーター配置人数	実人数	人	1	2	1	2	1	2

注：平成30年度は平成31年3月、令和元年度は令和2年3月の実績値

- 児童発達支援と放課後等デイサービスは、事業所数の増加に伴い、計画値を上回る勢いで利用者数が増える結果となりました。本市では令和元年度から5歳児健診を実施していることから、今後も利用が伸びていくものと見込まれます。
- 保育所等訪問支援は、支援員が保育所等を訪問し、対象となる児童に集団生活への適応のための直接支援を行うとともに、訪問先施設のスタッフに対する指導を併せて行うサービスです。利用者数に年度ごとのばらつきがあり、令和元年度は計画値を下回る結果となりましたが、利用の相談は寄せられている状況であることから、需要に応じた適切なサービス量を確保していく必要があります。
- 居宅訪問型児童発達支援と医療型児童発達支援は、県内に事業所がないことから実績が0となっています。
- 医療的ケア児等コーディネーターは、他分野にまたがる医療的ケア児等に対する支援の調整を図るとともに、医療的ケア児等支援のための地域づくりを推進する役割を持つ者で、平成30年度から各自治体に1人以上配置するものとされています(P.125参照)。本市では、群馬県が実施する「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」を修了した職員を障害者基幹相談支援センターに2人配置しています(令和2年11月現在)。

### (3) 地域生活支援事業の進捗状況

前期計画における地域生活支援事業の計画値と実績値は以下のとおりです。

(1)～(10)は必須事業、(11)～(21)はその他の事業となっています。

図表 50 地域生活支援事業の計画値と実績値（年間）

事業種別	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
	平成 30 年度		令和元年度		令和 2年度
(1)理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施
(2)自発的活動支援事業（延べ利用者数）	人	実施	実施	実施	実施
(3)障害者児相談・生活支援事業					
①障害者相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター	実施	実施	実施	実施	実施
②相談支援機能強化事業 （基幹相談支援センター等機能強化事業）	実施	実施	実施	実施	実施
③住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
(4)成年後見制度利用支援事業（実利用者数）	人	5	3	5	2
(5)成年後見制度法人後見支援事業		未実施	未実施	未実施	未実施
(6)意思疎通支援事業					
①手話通訳者設置事業（実設置者数）	人	2	2	2	2
②手話通訳者派遣事業（延べ利用者数）	人	656	773	709	721
③要約筆記者派遣事業（延べ利用者数）	人	3	2	3	2
④知的障害者等入院時コミュニケーション支援事業（延べ利用者数）	人	2	0	2	0
(7)日常生活用具給付事業（給付件数）					
①介護・訓練支援用具	件	5	7	5	5
②自立生活支援用具	件	26	17	28	11
③在宅療養等支援用具	件	53	52	63	81
④情報・意思疎通支援用具	件	26	29	28	26
⑤排泄管理支援用具	件	4,000	3,856	4,300	3,866
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	3	2	3	2
(8)手話奉仕員養成事業（受講者数）	人	55	50	56	44
(9)移動支援事業					
（延べ利用時間数）	時間	16,300	15,553	16,700	13,967
（実利用者数）	人	197	217	202	191
(10)地域活動支援センター事業（箇所数／実利用者数）					
（箇所数）	箇所	9	9	9	9
（実利用者数）	人	244	243	244	212
(11)福祉ホーム事業（実利用者数）	人	3	3	3	2
(12)訪問入浴サービス事業（実利用者数）	人	9	8	10	8
(13)聴覚障害者生活訓練等事業（延べ利用者数）	人	280	321	285	285

事業種別	計画値		実績値		計画値		実績値		計画値	
	平成 30 年度		令和元年度		令和元年度		令和2年度		令和2年度	
<b>(14)日中一時支援事業</b> (実施箇所数/実利用者数)										
①登録介護者事業	登録介護者数	人	39	49	40	29	41			
	実利用者数	人	32	36	33	33	34			
②日帰り短期事業	実施箇所数	箇所	26	49	26	48	26			
	実利用者数	人	198	195	201	202	205			
③サービスステーション事業	実施箇所数	箇所	12	12	12	12	12			
	実利用者数	人	32	29	32	22	32			
④身体障害者デイサービス事業	実施箇所数	箇所	5	5	5	4	5			
	実利用者数	人	4	3	5	3	6			
<b>(15)聴覚障害者ミニデイサービス事業</b> (延べ利用者数)										
	人		300	293	300	299	300			
<b>(16)レクリエーション活動等支援事業</b> (延べ利用者数)										
	人		830	1,464	830	1,226	830			
<b>(17)声の広報等発行事業</b> (実利用者数)										
	人		30	22	30	20	30			
<b>(18)朗読奉仕員養成事業</b>										
	人		10	14	10	17	10			
<b>(19)障害者虐待防止対策支援事業</b>										
			実施	実施	実施	実施	実施			
<b>(20)知的障害者職親委託事業</b> (実利用者数)										
	人		3	1	3	2	3			
<b>(21)医療的ケア支援事業</b> (実利用者数)										
	人		3	2	3	3	3			

注：地域生活支援事業は年間の実績

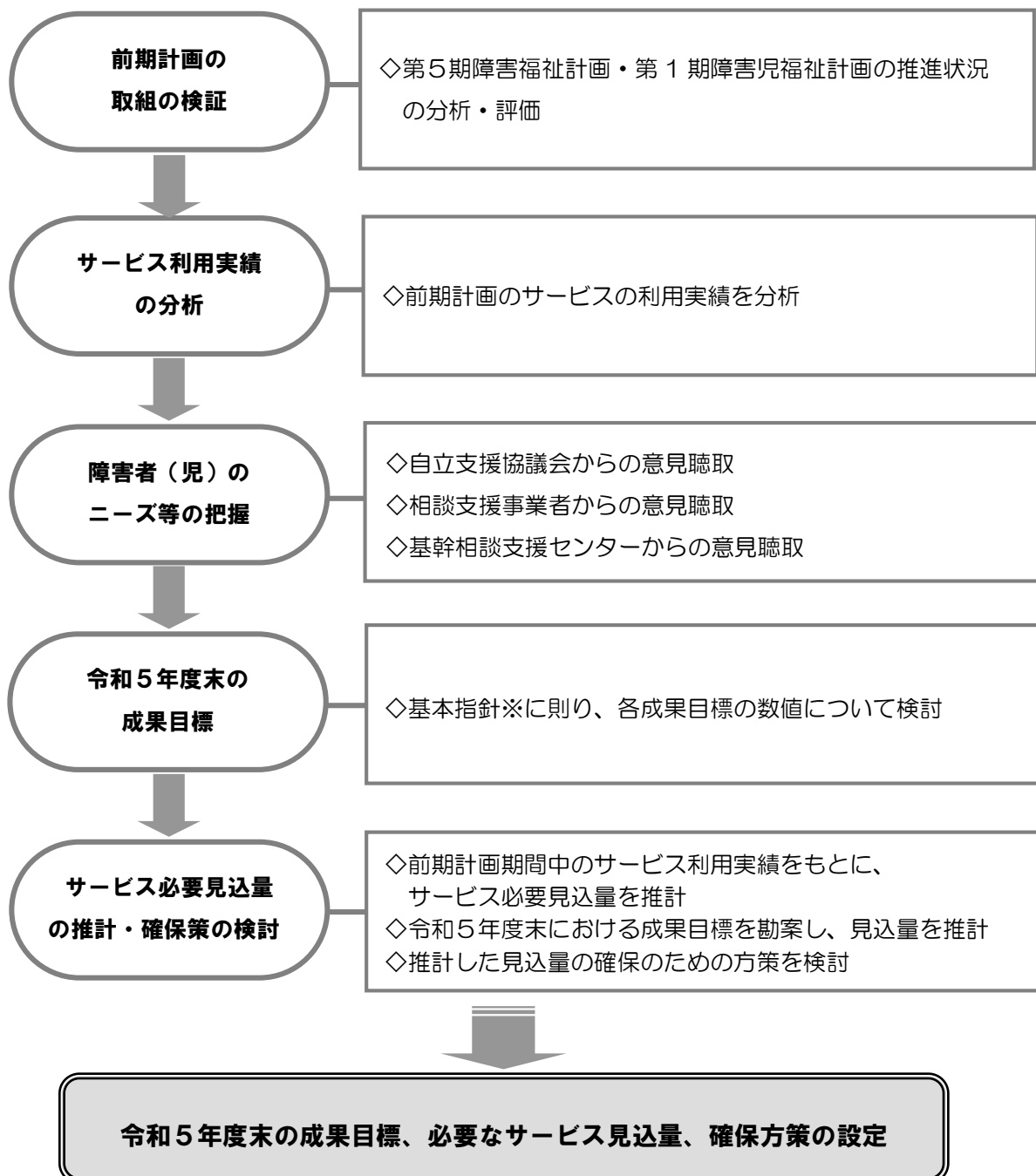
- 成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の申立てに要する費用や後見人等の報酬等を補助することにより、その利用を支援する制度です。計画値を下回る結果となりましたが、障害のある人の権利擁護を図る観点から、引き続き利用の推進に努める必要があります。
- 手話通訳者派遣事業は、手話通訳を必要とする障害のある人に手話通訳者を派遣する事業です。令和元年度までは計画値を超える実績となっていました。新型コロナウイルス感染症の影響によるイベント中止等があったため、令和2年度は計画値を下回る見込みとなっています。
- 日常生活用具給付事業の自立生活支援用具は、耐用年数の長い品目が多く、申請件数には年度ごとのばらつきがあることから、計画値を下回る結果となっています。
- 移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害のある人について、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の支援を行うサービスですが、手話通訳者派遣事業と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響による外出控えなどがあったことから利用は大きく落ち込んでいます。



## 2 サービス見込量設定の考え方

第5期計画の進捗状況の分析・評価、障害者数の実績及び推移、サービス利用実績を基礎とし、自立支援協議会や相談支援事業者からの意見聴取、入所施設や病院からの地域移行等を見込み、令和3～5年度におけるサービスの必要見込量を推計します。

図表 51 サービス必要見込量推計の流れ



※ 障害者総合支援法第87条及び児童福祉法第33条の19において、都道府県・市町村は厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害福祉計画・障害児福祉計画」を定めることとされています。

# 3

## 基本理念・目標

### (1) 基本理念

本計画の基本理念は、第3次伊勢崎市障害者計画の理念である「障害のある人が 生涯を通じて いきいき暮らせる いせさきの実現」(共生社会の実現)の具体化とします。

### 「障害のある人が 生涯を通じて いきいき暮らせる いせさきの実現」の具体化

～ 第 3 次 伊 勢 崎 市 障 害 者 計 画 ～  
基本理念 基本施策 施 策

障害のある人が  
生涯を通じて  
いきいき暮らせる  
いせさきの実現

#### 1 教育・育成

(育つ・学ぶ)

- (1) 幼児教育・療育の充実
- (2) 学校教育の充実

#### 2 雇用・就業

(働く)

- (3) 一般就労の促進
- (4) 福祉的就労の充実・拡充

#### 3 生活支援

(自立した生活をする)

- (5) 生活支援体制の充実
- (6) 相談体制の充実・強化
- (7) 権利擁護システムの充実

#### 4 安心安全で質の高い生活

(安全に豊かに暮らす)

- (8) 住環境の整備
- (9) 外出・社会参加手段の確保
- (10) 生涯学習・スポーツ・レクリエーションの充実
- (11) 安全な建物・道路・交通機関の確保
- (12) 防災・安全対策の充実

#### 5 保健・医療

(おこやかに生きる)

- (13) 健康増進及び疾病の予防・早期発見の推進
- (14) 医療の充実
- (15) 機能回復・維持訓練の充実

#### 6 情報・コミュニケーション

(つながる)

- (16) コミュニケーション手段の確保
- (17) 情報提供の充実

#### 7 啓発・交流・協働

(みんな一緒に)

- (18) 啓発・福祉教育・交流活動の推進
- (19) 地域福祉活動の促進
- (20) 外国人障害者施策の充実

共生社会を実現するため、日常生活・社会生活の支援の総合的・計画的な事業の実施

令和5年度末の成果目標

サービス提供体制の確保に関する  
目標等の設定

福祉施設入所者の地域  
生活への移行

精神障害にも対応した  
地域包括ケアシステム  
の構築

地域生活支援拠点等が  
有する機能の充実

福祉施設から一般就労  
への移行等

障害児支援の提供体制  
の整備等

相談支援体制の充実・  
強化等

障害福祉サービス等の  
質を向上させるための  
取組に係る体制の構築

障害者総合支援法に基づく事業等

指定障害福祉サービス

訪問系サービス

日中活動系サービス

居住系サービス

相談支援

地域生活支援事業

障害児支援（児童福祉法に基づく）

## （２）成果目標（令和５年度末における目標）

基本指針に基づき、本市の実情を踏まえ、令和５年度末における成果目標を設定します。

### 福祉施設入所者の地域生活への移行

（前期からの継続目標）

伊勢崎市の方針			備考
【実績】 令和元年度末時点の施設入所者数		220	人 ○令和元年度末時点の施設に入所している障害者数
令和 5 年度 末	【目標①】 地域生活移行者数	14	人 ○施設からグループホームや一般住宅等に移行する者の数
		6.4	
	令和5年度末における施設入所者数	216	人 ○令和5年度末時点での施設入所者見込数
	【目標②】 施設入所者数の削減	4	人 ○令和5年度末時点での施設入所者の削減目標（見込）数
	1.8	%	

#### <目標設定の考え方>

- ◇国の基本指針では、①令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域移行すること、及び②令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することとされています。
- ◇本市では、他自治体と同様、施設入所者の「障害の重度化・高齢化」が進行しており、地域生活への移行は難航しています。

#### <本市の目標について>

今期の計画では、上記の現状を踏まえつつ、グループホーム等の障害福祉サービスの機能強化や、地域生活支援拠点等の整備等、「障害の重度化・高齢化」に対応するための取組が推進されていることを勘案し、①6.4%、②1.8%を努力目標とし、地域移行を推進していきます。

## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(前期からの継続目標)

伊勢崎市の方針							備考
項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
【活動指標①-1】 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	3	回	3	回	3	回	○保健、医療及び福祉関係者による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込を設定する
【活動指標①-2】 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	1	回	1	回	1	回	○協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する
【活動指標②】 精神障害者の地域移行支援の利用者数	2	人	2	人	2	人	○各年度3月期の実利用者数
【活動指標③】 精神障害者の地域定着支援の利用者数	2	人	2	人	2	人	○各年度3月期の実利用者数
【活動指標④】 精神障害者の共同生活援助の利用者数	93	人	101	人	108	人	○各年度3月期の実利用者数
【活動指標⑤】 精神障害者の自立生活援助の利用者数	1	人	1	人	1	人	○各年度3月期の実利用者数

### <目標設定の考え方>

◇精神病床における長期入院患者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂(ほうせつ)的(インクルーシブ)な社会を構築していく必要があります。国では、この課題に取り組んでいくため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(図表5参照)」の構築を進めていくことを、今期計画の基本理念の一つとして掲げています。

◇群馬県のバリアフリーぐんま障害者プラン(県障害福祉計画・障害児福祉計画・障害者計画を一体として策定したもの)では、国の基本指針に即して「精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数」「精神病床における一年以上長期入院患者数」「精神病床における早期退院率」について数値目標を設定しています。本市はこれらの目標

達成に資するよう、県と連携した計画を策定していくことが求められています。

◇本市では、上記の県計画と国の基本指針を踏まえ、「保健、医療及び福祉関係者による協議の場」の運営に係る目標と、「精神障害者の福祉サービス利用者数」に係る目標を設定します。

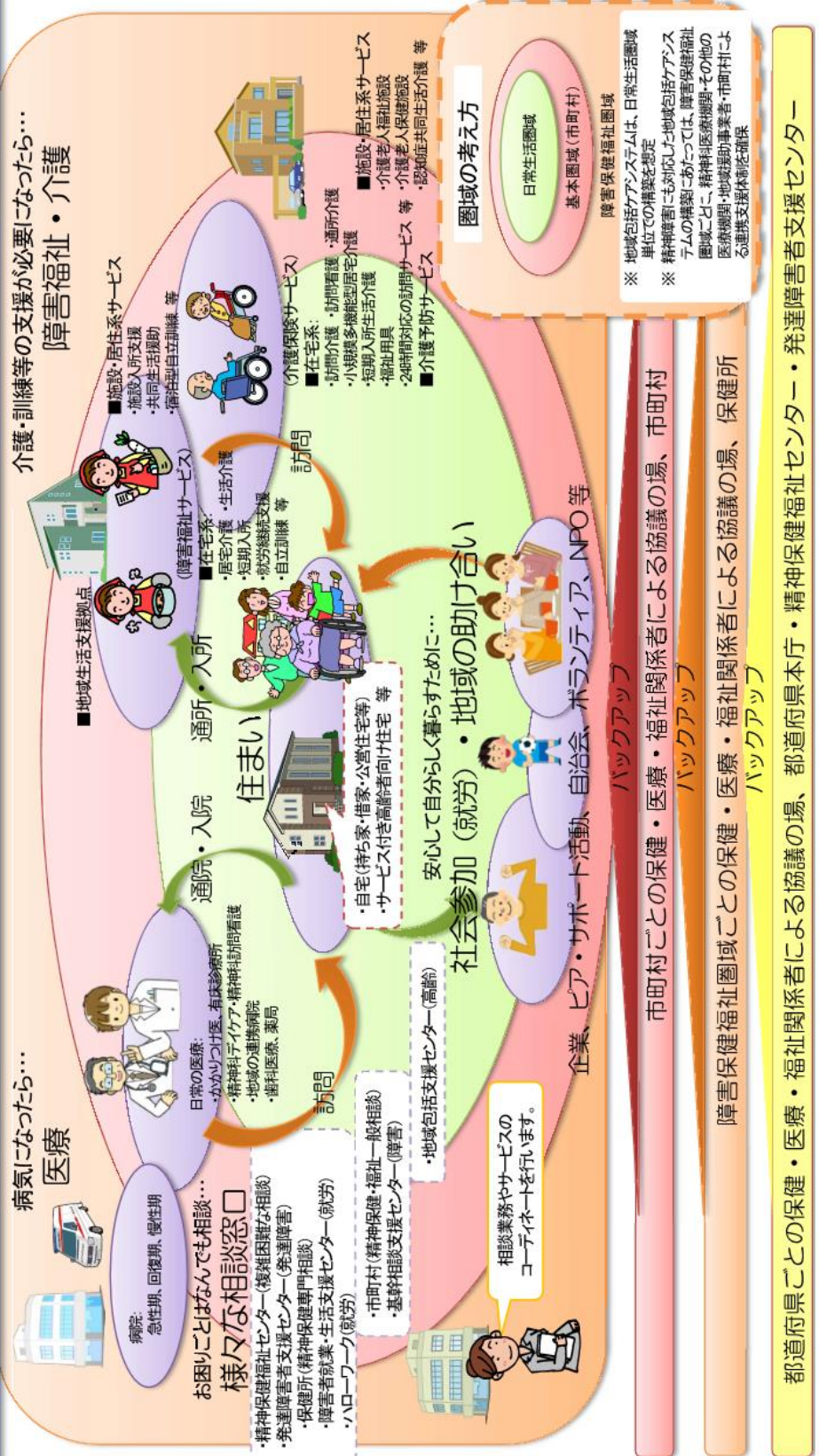
#### <本市の目標について>

住民に最も身近な基礎自治体として、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、年3回を目標として協議の場を円滑に運営していきます。また、地域移行を推進する観点から、適切なサービスの利用を促していきます。

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

○精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加（就労）、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。

○このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



資料：厚生労働省

## 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

(一部新規目標)

伊勢崎市の方針							備考
項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
【目標】 地域生活支援拠点等の確保 及び機能の充実	○国の基本指針では、地域生活支援拠点等を1つ以上確保しつつ、その機能を充実させるため、年1回以上は運用状況を検証及び検討することを基本としている						
【活動指標①】 設置箇所数	1	箇所	1	箇所	1	箇所	○地域生活支援拠点等の設置箇所数を設定する。本市では、複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」の整備を行う
【活動指標②】 検証及び検討の実施回数	1	回	1	回	1	回	○地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する

国の基本指針において、障害者（児）の重度化・高齢化や「親なき後」といった問題に備えるとともに、障害者（児）の地域移行を進めていくための体制として、地域生活支援拠点等（以下、拠点等）の整備を進めることが求められています。拠点等とは、具体的に次のような機能の強化を図るものとされています。

- ①緊急時の支援が見込めない世帯等に対する必要な支援提供のための相談及び調整
- ②ショートステイの利便性・対応力の向上等による、緊急時の受入れ体制の確保
- ③一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供
- ④人材の確保・養成・連携等による専門性の確保
- ⑤サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり

本市では、上記の5つの機能のうち、拠点等の目的を達成するために特に重要と考える①から③の機能について優先的に整備を行いました<sup>7</sup>が、④専門的人材の確保・養成及び⑤地域の体制づくりについては、まだ整備が完了していない状況です<sup>7</sup>。この2つの機能は、現在、基幹相談支援センターが部分的に担っているため、引き続き基幹相談支援センターを中心とした整備を検討していきます。なお、整備済みとした機能についても、実際に運用する中で課題等を抽出し、各機能がより充実したものとなるよう見直しを行っていく必要があります。

<sup>7</sup> 実際の運用開始は令和3年の4月を予定しています。また、詳細につきましては、広報及び市ホームページにてお知らせする予定となっています。



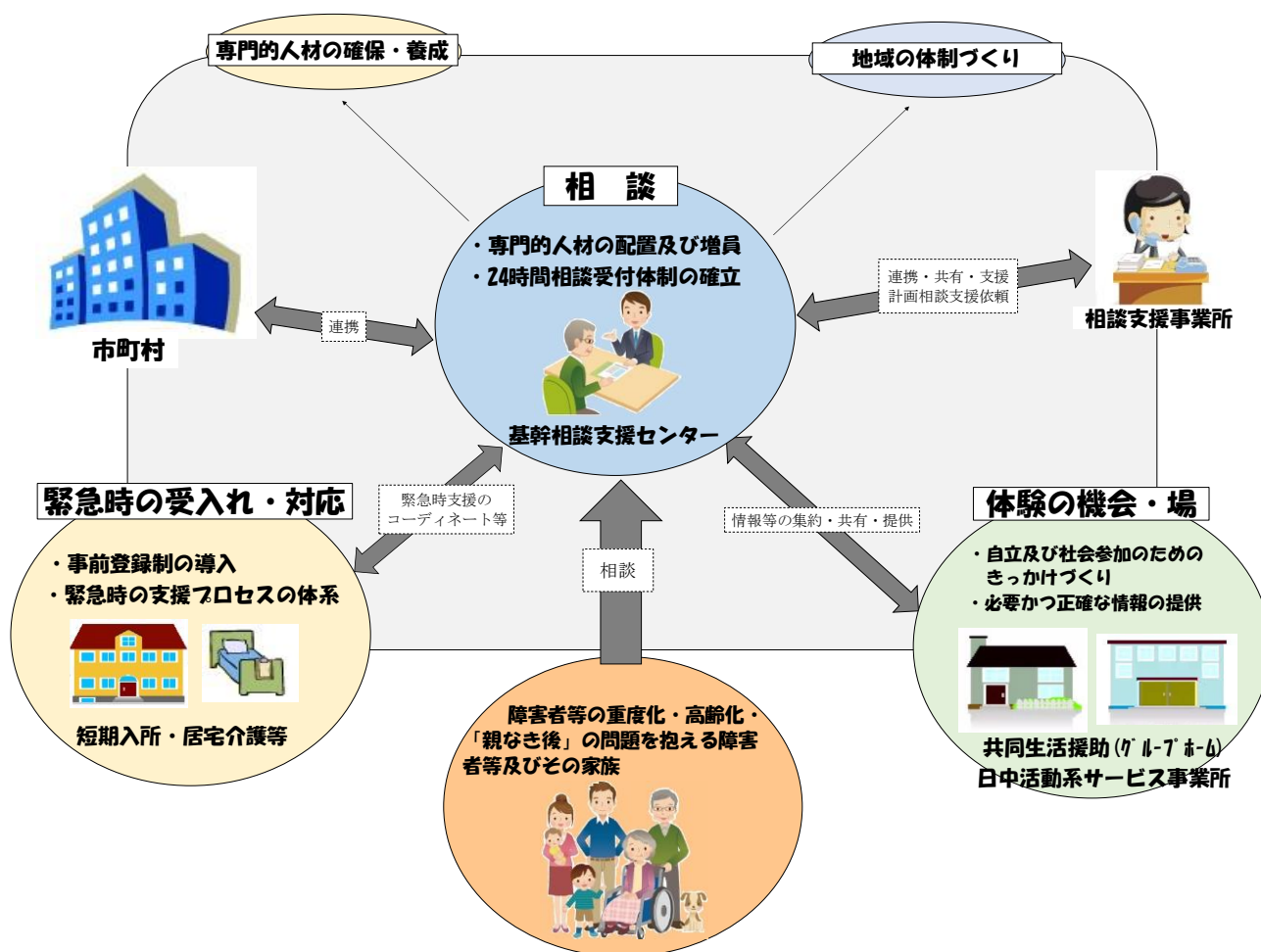
<目標設定の考え方>

◇国の基本指針に即し、拠点等の設置箇所数と、検証及び検討の実施回数を見込みます。

<本市の目標について>

本市では、拠点等の設置箇所数を1か所（面的整備）とします。また、拠点等の有する機能の充実に向けた検証及び検討を年1回行うことを目標とします。

図表 53 地域生活支援拠点等（面的整備）のイメージ図



## 福祉施設から一般就労への移行等

(前期からの継続目標)

伊勢崎市の方針			備考	
【実績①】 令和元年度の一般就労への移行者数	19	人	○福祉施設の利用者の内、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて令和元年度において一般就労した者の数	
【実績②】 令和元年度の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	5	人	○令和元年度における就労移行支援事業の一般就労への移行者数	
【実績③】 令和元年度の就労継続支援 A 型事業の一般就労への移行者数	5	人	○令和元年度における就労継続支援 A 型事業の一般就労への移行者数	
【実績③】 令和元年度の就労継続支援 B 型事業の一般就労への移行者数	9	人	○令和元年度における就労継続支援 B 型事業の一般就労への移行者数	
令和5年度末	【目標①-1】 福祉施設から一般就労への移行者数	26	人	○福祉施設利用者の内、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数（令和元年度末実績との比較）
		1.37	倍	
	【目標①-2】 就労移行支援事業の一般就労移行者数	7	人	○福祉施設利用者の内、就労移行支援事業を通じて、一般就労する者の数（令和元年度末実績との比較）
		1.40	倍	
	【目標①-3】 就労継続支援 A 型事業の一般就労移行者数	7	人	○福祉施設利用者の内、就労継続支援 A 型事業を通じて、一般就労する者の数（令和元年度末実績との比較）
		1.40	倍	
	【目標①-4】 就労継続支援 B 型事業の一般就労移行者数	12	人	○福祉施設利用者の内、就労継続支援 B 型事業を通じて、一般就労する者の数（令和元年度末実績との比較）
		1.33	倍	
【目標②】 就労定着支援事業の利用者数	19	人	○国の基本指針では、令和5年度末の就労移行支援事業等を通じて、令和5年度に一般就労する者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本としている	
	7.3	割		
【目標③】 就労定着支援事業の就労定着率	7	割	○国の基本指針では、就労定着支援事業の内、就労定着率が8割以上の事業所を、全体の7割以上とすることを基本としている	

### <目標設定の考え方>

- ◇「福祉施設から一般就労への移行等」は第1期障害福祉計画からの継続目標ですが、就労系サービスの現状に合わせ、その活動指標の内容は大きく変更されています。
- ◇国の基本指針では、令和元年度の実績値を基準として、令和5年度末における「就労移行支援事業等利用者のうち一般就労する者の数」を1.27倍以上に、「就労移行支援事業利用者のうち一般就労する者の数」を1.30倍以上に、「就労継続支援 A 型事業利用者のうち一般就労する者の数」を1.26倍以上に、就労継続支援 B 型事業利用者の

うちの一般就労する者の数を 1.23 倍以上にすることが基本とされています。  
 また、就労定着支援事業については、令和 5 年度に福祉施設を通じて一般就労を達成した者のうち 7 割が利用すること、就労定着率が 8 割以上の就労定着支援事業所を全体の 7 割以上とすることが求められています。

<本市の目標について>

国の基本指針に即し、目標値をP.90の表のとおり定め、一般就労への移行を促進していきます。

**障害児支援の提供体制の整備等**

(一部新規目標)

伊勢崎市の方針			備考
令和5年度末	【目標①】 児童発達支援センターの設置	1 箇所	○児童発達支援センターの設置により、センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指す
	【目標②】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1 箇所	○市内で保育所等訪問支援事業が利用できる体制を構築することを基本とする
	【目標③-1】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	2 箇所	○令和5年度末までに各市町村において1か所以上確保することを基本とする
	【目標③-2】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	3 箇所	○令和5年度末までに各市町村において1か所以上確保することを基本とする
	【目標④】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1 箇所	○保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する
	【目標⑤】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	3 人	○令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

<目標設定の考え方>

◇平成28年6月に公布された「改正児童福祉法」において、「すべて児童は、健やかな成長及び発達を等しく保障される権利を有し」ており、「社会のあらゆる分野において子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるべき」である旨が明記されました。

◇このことに鑑みて、障害児支援を行うにあたっては、身近な地域において、障害の種別によらない、質の高い専門的な支援を行える体制を整備していく必要があります。併せて、障害児のライフステージに沿った、切れ目のない一貫した支援を提供していくとともに、障害の有無にかかわらず全ての児童がともに成長できる社会を構築していくた

め、地域の諸関係機関が連携を図っていく必要があります。

◇前期計画に係る国の基本指針では、上記の理念を具体化していく方策として、①児童発達支援センターを少なくとも1箇所以上設置すること、②保育所等訪問支援を利用できる体制を整備すること、③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、少なくとも1箇所以上確保すること、及び④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置することの4点が、障害児福祉計画の成果目標として示されました。今期の計画ではこれらの目標に加え、平成30年度に新設された⑤「医療的ケア児等に関するコーディネーター」を配置することが求められています。

### <本市の目標について>

本市の現状を鑑み、①1箇所、②1箇所、③-1は2か所、③-2は3か所、④1箇所、⑤3人と定め、障害児支援の提供体制の整備に努めます。

### 相談支援体制の充実・強化等

(新規目標)

伊勢崎市の方針						備考	
項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
【目標】 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	○国の基本指針では、令和5年度末までに各市町村（又は各圏域）において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としている ○なお、これらの取組を実施するにあたっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討することとされている						
【活動指標①】 総合的・専門的な相談支援の実施	有		有		有	○障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する	
【活動指標②】 地域の相談支援体制の強化①	15	件	15	件	15	件	○地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する
【活動指標③】 地域の相談支援体制の強化②	3	件	3	件	3	件	○地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する
【活動指標④】 地域の相談支援体制の強化③	3	回	3	回	3	回	○地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する

### <目標設定の考え方>

- ◇障害のある人が地域において自立した日常生活・社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制を確保するだけでなく、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。
- ◇サービス利用者の増加に伴い、相談支援事業所と相談支援専門員が着実に増えていく中で、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成や、個別事例における専門的な指導や助言を行うなど、相談支援体制の充実・強化を図るための施策を講じていくことが求められています。
- ◇国の基本指針では、令和5年度末までに、「総合的・専門的な相談支援の実施」及び「地域の相談支援体制の強化」を実施する体制を確保することとしています。また、地域の相談支援体制強化を図る施策の活動指標として、「相談支援を行う人材の育成支援」「個別事例における専門的な指導や助言」「地域の相談機関との連携強化の取組」の件数や回数をそれぞれ見込むこととしています。

### <本市の目標について>

本市では障害者基幹相談支援センターを中心として、P.92の表のとおり「総合的・専門的な相談支援」及び「地域の相談支援体制の強化」を実施する体制を確保していきます。

### 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(新規目標)

伊勢崎市の方針						備考	
項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
【活動指標①】 障害福祉サービス等に係る 各種研修の活用	2	人	3	人	4	人	○都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数の見込みを設定する
【活動指標②】 障害者自立支援審査支払 等システムによる審査結果 の共有	無		無		有		○障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する
	0	回	0	回	1	回	

### <目標設定の考え方>

- ◇障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中で、利用者

が真に必要としている障害福祉サービス等を提供していくことが求められています。これを実現するためには、サービスの利用状況を把握し、適切なサービス提供がなされているかの検証を行うとともに、適正な運営を行っている事業所を確保していくことが必要です。

◇国の基本指針では、利用者が真に必要としている障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに「障害福祉サービス等に係る各種研修の活用」及び「障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有」を実施する体制を構築することとしています。

#### <本市の目標について>

本市では国の基本指針に即し、上表のとおり障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築を目指します。

### (3) 本市の方針

#### ① 指定障害福祉サービス・相談支援

- ◇成果目標達成のために、指定障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの実施に対する考え方や必要な見込量、見込量確保の方策等を定めます。
- ◇基幹相談支援センターを中心として、相談支援専門員のスキルアップに向けた研修等を実施し、地域の相談支援体制の充実化を図ります。

#### ② 地域生活支援事業

- ◇全国一律のサービスである障害福祉サービスと地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業が両輪となって成果目標の達成に資するよう地域生活支援事業を実施します。
- ◇必須事業については原則すべて実施することとし、任意事業については本市の実情等にに応じた事業を実施します。

#### ③ 障害児支援

- ◇障害の重度化・多様化に対応する専門的機能を備えた児童発達支援センターを中心として、重層的・効果的な障害児通所支援が身近な地域で受けられる体制の整備に努めます。
- ◇適切な障害児支援のため、障害児支援担当課を中心に、教育委員会等との連携を図り、障害児支援の体制整備を進めます。
- ◇医療的ニーズの高い、重症心身障害児・医療的ケア児への支援の充実を図ります。
- ◇障害児入所支援と障害児通所支援の相互連携、及び障害児入所支援から障害福祉サービスへの移行を円滑なものとするため、県と緊密な連携を行っていきます。
- ◇発達障害のある児童については、早期から発達段階に応じた切れ目のない支援を行っていくことが重要であるため、児童発達支援センターを中心とした早期発見・早期発達支援体制の構築を図ります。また、困難ケースへも対応していくため、県の発達障害者支援センターや医療機関等と連携を緊密に行っていきます。

#### ④ 障害者虐待防止

- ◇障害者虐待に関する通報等に対して24時間対応できる体制を維持し、今後も迅速かつ適切な対応を行っていきます。
- ◇県及び児童・高齢者の関係機関と連携して虐待防止体制の構築を目指します。
- ◇必要に応じて成年後見制度の利用を支援し、障害のある人等の権利擁護を図ります。

#### ⑤ 関係機関との連携

- ◇成果目標を達成するためには、分野を超えた総合的な取組が不可欠であることから、自立支援協議会等の会議体を中心として、事業者、雇用、保健、介護、児童福祉、教育、医療等の関連機関との連携を図っていきます。

## ⑥ 障害を理由とする差別の解消

- ◇共生社会の実現に向けて、障害者（児）に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供がなくなるよう、啓発活動等を行っていきます。
- ◇障害者差別解消支援地域協議会において、差別解消のための取組について協議するとともに、関係機関との情報共有を促進することにより、地域全体の相談・紛争解決機能の向上を図ります。

## ⑦ 障害者（児）の芸術文化活動の支援

- ◇障害者（児）の社会参加及び障害者（児）に対する理解を促進するため、国・県と連携して芸術文化活動の振興を図っていきます。

## ⑧ サービス利用者の安全確保に向けた取組の充実

- ◇障害者支援施設等は、地域共生を実現するための「地域に開かれた場」であるとともに、利用者が安心して過ごせる場であるべきことから、利用者の安全確保に向けた取組を一層支援していきます。



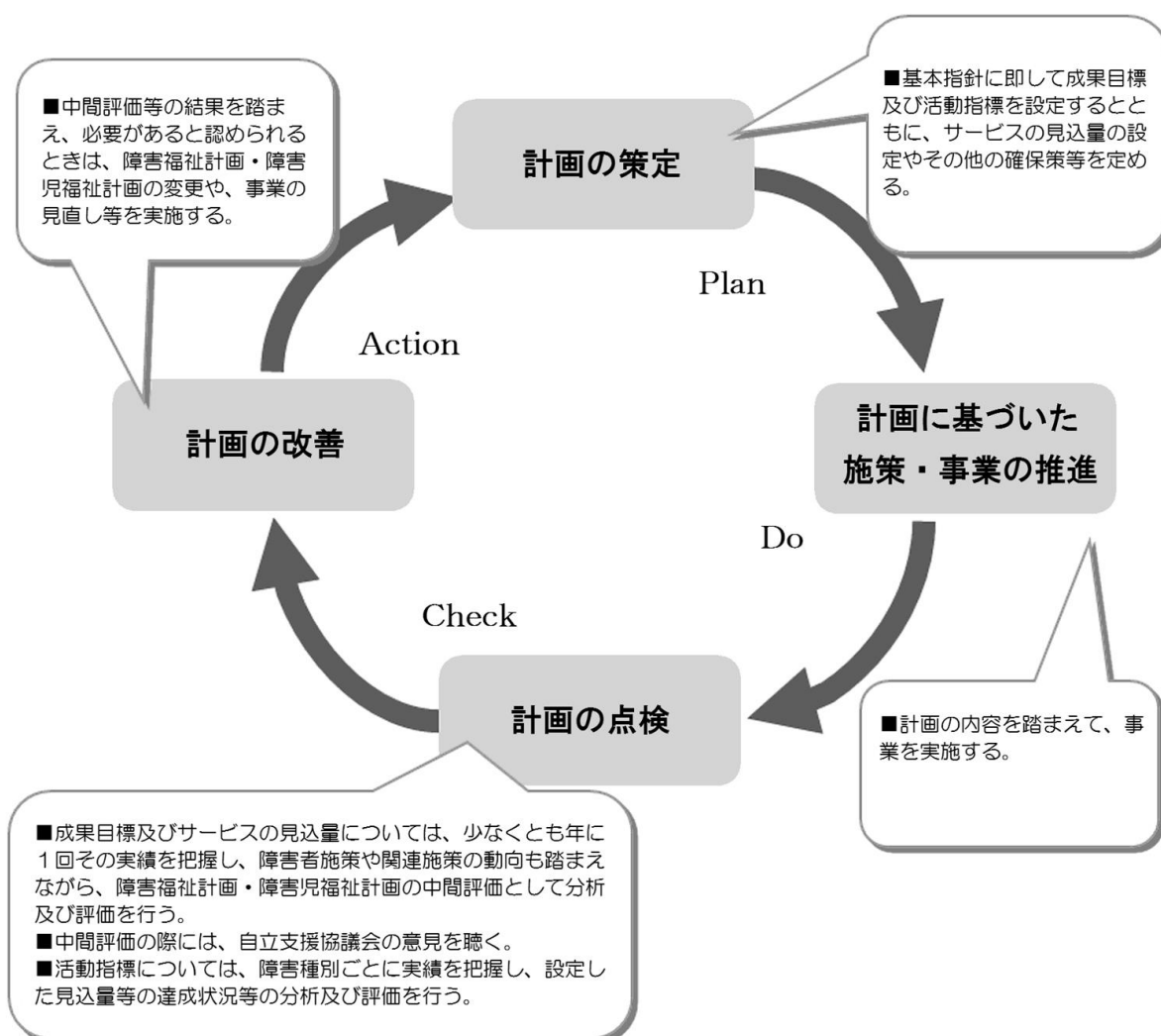
## 4 計画の推進体制

### (1) PDCAサイクルの推進

国の基本指針では、障害福祉計画等に盛り込んだ事項について、PDCAサイクルに則った定期的な調査・分析・評価を行うこととされています。また、「障害福祉計画等を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを利用する障害者（児）をはじめ、事業者、雇用、保健、介護、児童福祉、教育、医療等の幅広い関係者の意見を反映することが必要である」とされています。

本市では上記の内容を踏まえて、前期計画に引き続き、自立支援協議会において計画の分析・評価を行います。

図表 54 PDCA サイクルの流れ

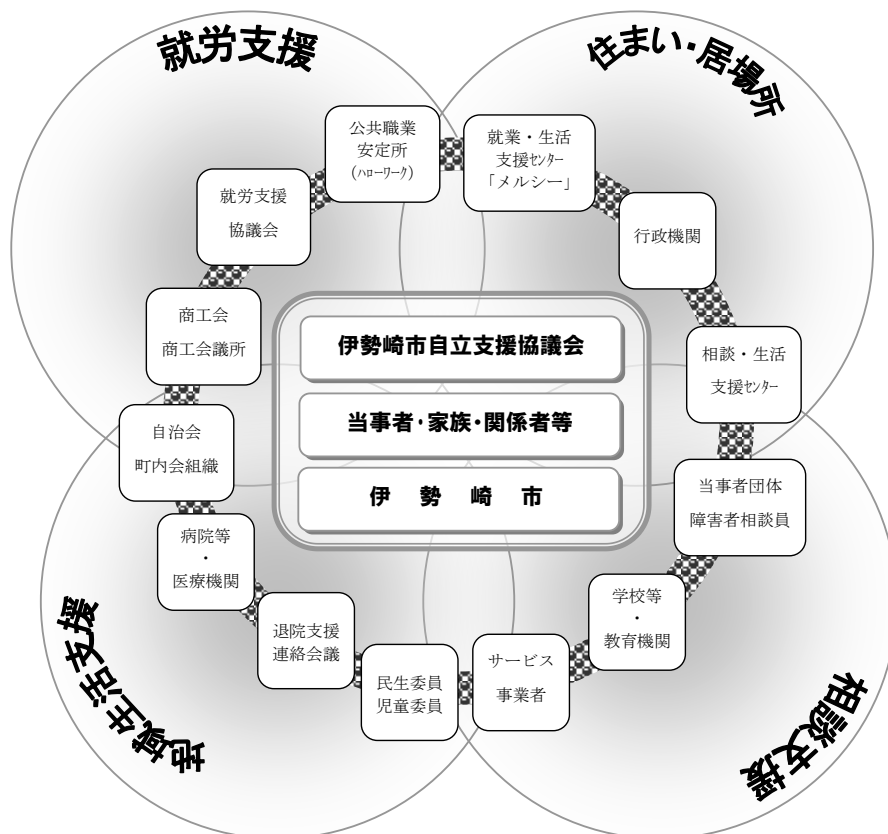


## (2) 伊勢崎市自立支援協議会の役割

平成24年4月に設置が法定化された自立支援協議会は、個別事例から吸い上げた地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている組織です。平成24年10月には障害者虐待防止法の施行に伴い、サービス等利用計画の質の向上、地域移行のネットワークや社会資源の開発、地域における障害者虐待防止のためのネットワーク強化という役割が、改めて明確化されました。

本市では平成18年度に自立支援協議会を設置しており、全体会議は年2回程度、定例会議は年8回程度開催したほか、課題の研究等を行う特定課題会を設置してきました。平成29年度からは、地域の相談支援の拠点である「基幹相談支援センター」が自立支援協議会の運営に関与しており、地域課題の解決に向けた取組・関係機関等との連携はより強固なものとなっています。

図表 55 伊勢崎市のネットワークの構築

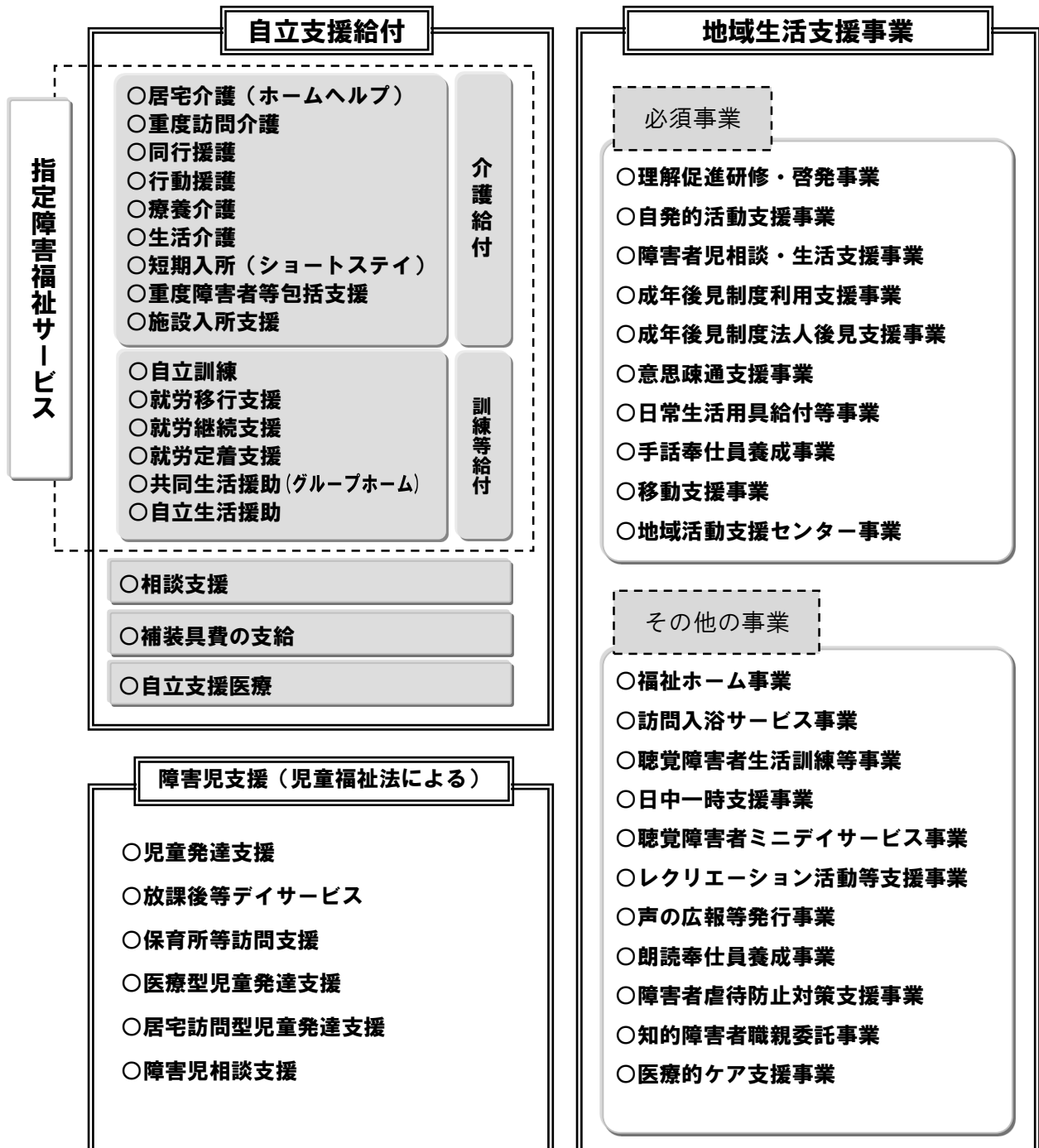


# 5

## サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する国の基本指針に即して、次のサービス（補装具費の支給及び自立支援医療を除く。）の実施に関する考え方、必要な見込量とその確保のための方策について定めます。

図表 56 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系

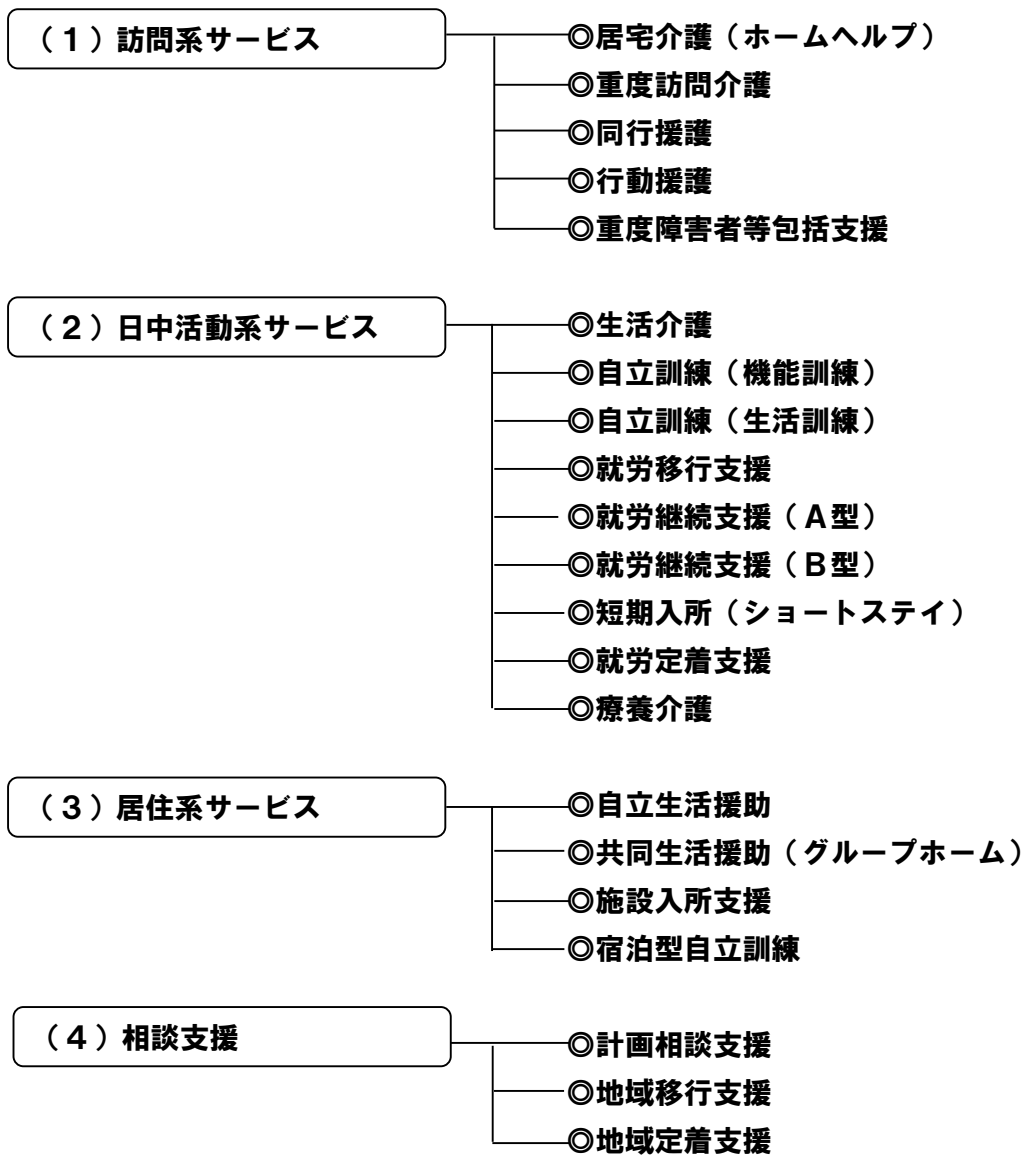


# 6

## 指定障害福祉サービス及び相談支援に関する事項

令和5年度の目標値の実現に向けて、令和3～5年度の各年度における指定障害福祉サービス及び相談支援の各サービスの実施に関する考え方、必要な見込量を設定し、その確保に努めていきます。見込量等を設定するサービスは、次のとおりです。

図表 57 指定障害福祉サービス及び相談支援一覧



## (1) 訪問系サービス

訪問系サービスには次の五つのサービスがあります。

サービス種別	実施内容
◎居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排泄、食事等の介護を行います。
◎重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障害者、行動上著しい困難を有する精神障害者で、常に介護を必要とする人に、居宅等において、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
◎同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
◎行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
◎重度障害者等包括支援	意思疎通を図ることに著しい障害があり、重度の身体障害又は行動上著しい困難を有する知的障害者・精神障害者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

### 〔内容・現状〕

■利用者数、利用時間ともに増加傾向にあります。

### 〔サービス見込量の設定〕

■過去の実績の伸び率を基礎として利用者総数を推計し、これに過去の利用実績における平均利用時間を乗じて算出しています。

■利用者総数を推計するにあたり、入所施設や精神科病院から地域移行する人の利用増を加味しています。

図表 58 訪問系サービスの実績の推移と見込量(月間)

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延べ利用量 (時間)	4,102	4,275	4,875	4,845	5,076	5,064	5,540	5,727	5,896
実利用者数 (人)	215	198	226	220	227	226	236	246	256

注：平成27年度から令和元年度は3月実績、令和2年度は8月実績

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 3障害及び難病患者に共通の制度でサービスが提供されることを踏まえ、サービス提供事業者に対して障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、サービス充実に努めていきます。
- 障害者自立支援給付認定審査会の意見や障害支援区分、生活環境等を勘案しつつ、利用者の自立した生活を目指した適切なサービスの提供に努めていきます。
- 利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。
- 支給決定基準に則った支給決定をするとともに、支給決定基準を超える支給量を希望する人には、その心身の状態や生活環境等を考慮して、支給量の決定を行います。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- 地域生活に移行した障害者が安定した地域生活を送れるように、適切なサービスを提供します。

## (2) 日中活動系サービス

### 1 生活介護

#### 〔内容・現状〕

- 常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排泄、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

#### 〔サービス見込量の設定〕

- 特別支援学校卒業生、精神科病院からの退院者等のニーズを考慮して利用者数を推計し、これに過去の利用実績から求めた平均利用日数を乗じて算定しています。

図表 59 生活介護の実績の推移と見込量（月間）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延べ利用量 （日数）	7,069	7,346	7,332	7,283	7,473	7,031	<b>7,391</b>	<b>7,547</b>	<b>7,703</b>
実利用者数 （人）	338	348	361	371	374	371	<b>379</b>	<b>387</b>	<b>395</b>
1人あたり 利用日数	20.9	21.1	20.3	19.6	20.0	19.0	<b>19.5</b>	<b>19.5</b>	<b>19.5</b>

注：平成27年度から令和元年度は3月実績、令和2年度は8月実績

#### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 身近な地域で必要なサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。
- 3障害及び難病患者に共通の制度のもとでサービス提供が行われることを踏まえつつ、サービス提供事業者に対して障害特性を理解した従事者の確保・養成を促し、サービスの充実に努めます。
- 利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。

## 2 自立訓練（機能訓練）

### 〔内容・現状〕

- 身体障害者又は難病患者が自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために、リハビリテーションや生活等に関する相談等の支援を行います。標準利用期間は原則18か月です。

### 〔サービス見込量の設定〕

- 過去の新規利用者数の推移から利用者数を見込み、平均利用日数を乗じて算出しています。
- 福祉施設等から地域生活へ移行する人の利用を一定数見込みます。

図表 60 自立訓練（機能訓練）の実績の推移と見込量（月間）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延べ利用量 （日数）	56	55	62	138	104	33	139	195	195
実利用者数 （人）	4	4	5	11	7	3	10	14	14
1人あたり 利用日数	14.0	13.8	12.4	12.5	14.9	11.0	13.9	13.9	13.9

注：平成27年度から令和元年度は3月実績、令和2年度は8月実績

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- サービス事業者との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。
- サービス利用希望の情報を適切に把握し、有効なサービス提供体制の整備に努めます。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。



### 3 自立訓練（生活訓練）

#### 〔内容・現状〕

- 知的障害者又は精神障害者が自立した日常生活または社会生活が送れるよう、一定期間、日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談等を行います。標準利用期間は24か月、長期入所・入院等の事情がある場合は36か月です。

#### 〔サービス見込量の設定〕

- 過去の新規利用者数の推移から利用者数を見込み、平均利用日数を乗じて算出しています。
- 精神科病院からの退院者の利用を一定数見込みます。

図表 61 自立訓練（生活訓練）の実績の推移と見込量（月間）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延べ利用量 （日数）	143	125	89	137	121	53	121	212	212
実利用者数 （人）	15	10	10	13	12	7	12	21	21
1人あたり 利用日数	9.5	12.5	8.9	10.5	10.1	7.8	10.1	10.1	10.1

注：平成27年度から令和元年度は3月実績、令和2年度は8月実績

#### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- サービス事業者との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。
- サービス利用希望の情報を適切に把握し、有効なサービス提供体制の整備に努めます。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。

## 4 就労移行支援

### 〔内容・現状〕

- 就労を希望する人に対し、一定期間、生産活動や職場体験などの就労に必要な知識能力向上のための訓練や求職活動に関する支援などを行います。標準利用期間は24か月です。

### 〔サービス見込量の設定〕

- 新規利用者数の推移から利用者数を見込み、平均利用日数を乗じて算出しています。
- 特別支援学校卒業生の新規利用等を見込みます。

図表 62 就労移行支援の実績の推移と見込量（月間）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延べ利用量 （日数）	471	720	615	655	600	469	593	593	593
実利用者数 （人）	27	40	38	50	36	31	39	39	39
1人あたり 利用日数	17.4	18.0	16.2	18.3	16.7	15.1	15.2	15.2	15.2

注：平成27年度から令和元年度は3月実績、令和2年度は8月実績

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 相談支援事業者や就労移行支援事業者との連携を図り、就労意欲の高まりに対応した支援体制づくり等に取り組みます。
- 自立支援協議会及び就労支援協議会を通じて、企業、学校、福祉施設、ハローワーク等関係機関との連携を促進し、職場の開拓、個々の障害者に応じた支援計画の作成等、就職・職場定着を支援します。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- 利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。
- 成果目標達成のために、相談支援等を通して就労のニーズを把握し、利用拡大に努めます。

## 5 就労継続支援（A型）

### 〔内容・現状〕

- 一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約等に基づき、生産活動など就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
- 市内事業所数の増加に伴い、利用者数は着実に増加しています。

### 〔サービス見込量の設定〕

- 新規利用者数の推移から利用者数を見込み、平均利用日数を乗じて算出しています。
- 特別支援学校卒業生の新規利用等を見込みます。

図表 63 就労継続支援（A型）の実績の推移と見込量（月間）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延べ利用量 （日数）	436	652	746	961	1,127	1,206	1,401	1,604	1,827
実利用者数 （人）	23	31	37	48	55	60	69	79	90
1人あたり 利用日数	19.0	21.0	20.2	20.0	20.5	20.1	20.3	20.3	20.3

注：平成27年度から令和元年度は3月実績、令和2年度は8月実績

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 自立支援協議会及び就労支援協議会を通じて事業者間の連携を図り、就労意欲に応える体制づくりを推進します。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- 利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。

## 6 就労継続支援（B型）

### 〔内容・現状〕

- 一般就労が困難になった就労経験のある人や就労移行支援の利用で一般就労に至らなかった人等に対し、生産活動など就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練などを提供します。
- 市内の事業所数は増加傾向にあり、それに伴って利用者も年々増加しています。

### 〔サービス見込量の設定〕

- 新規利用者数の推移を基に利用者数を見込み、平均利用日数を乗じて算出しています。
- 特別支援学校卒業生の新規利用等を見込みます。
- 成果目標を勘案し、精神科病院からの退院者の利用を一定数見込みます。

図表 64 就労継続支援（B型）の実績の推移と見込量（月間）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延べ利用量 （日数）	4,257	4,659	4,471	4,823	6,029	5,635	<b>6,952</b>	<b>8,026</b>	<b>9,211</b>
実利用者数 （人）	239	255	263	298	366	379	<b>440</b>	<b>508</b>	<b>583</b>
1人あたり 利用日数	17.8	18.3	17.0	16.2	16.5	14.9	<b>15.8</b>	<b>15.8</b>	<b>15.8</b>

注：平成27年度から令和元年度は3月実績、令和2年度は8月実績

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 利用者の自立した生活を支えることができるよう、福祉施設や地域の関係機関、企業等との連携の下で、工賃の確保に留意するとともに、本市においても、障害者優先調達推進法の趣旨に則り、障害者就労施設等を優先する契約を推進します。
- 自立支援協議会及び就労支援協議会を通じて事業者間の連携を図り、就労意欲に応える体制づくりを推進します。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- 利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。

## 7 就労定着支援

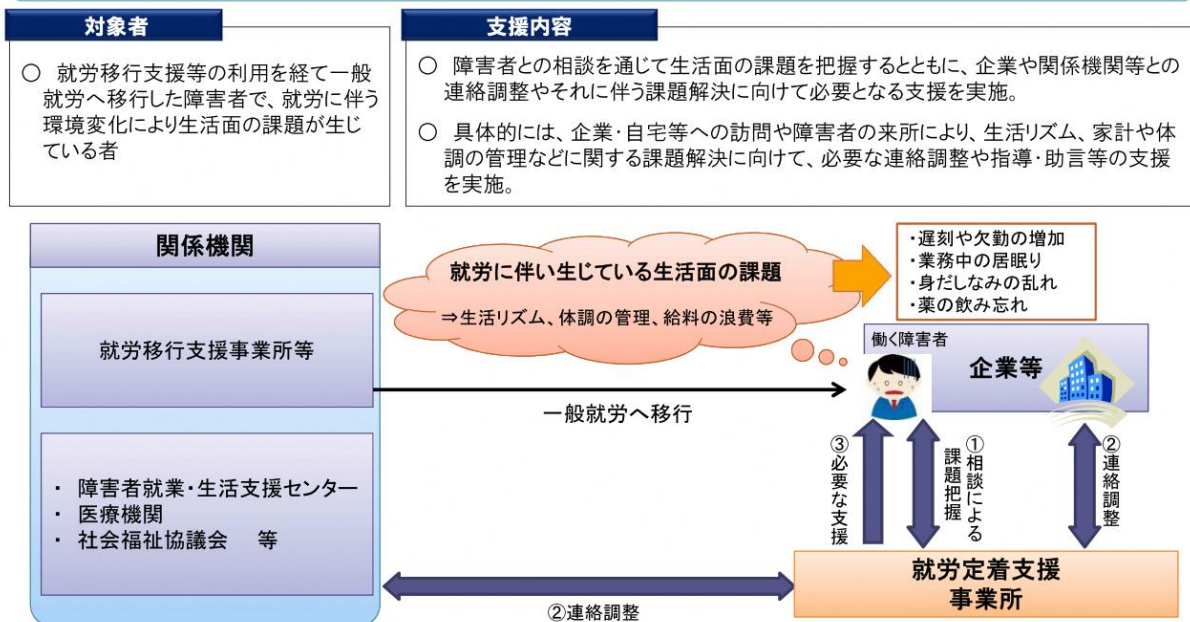
### 〔内容・現状〕

- 平成30年4月に新設されたサービスです。
- 一般就労へ移行した障害者が抱えている、就労に伴う生活面の課題に対して、訪問または来所により必要な連絡調整・指導・助言等を行い、就労の継続を図ります。
- 生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した障害者がサービスの対象となります。
- サービスの利用期間は原則3年間で、1年ごとに支給決定期間を更新する必要があります。

図表 65 就労定着支援の概要

### 就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
- このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。



資料：厚生労働省

### 〔サービス見込量の設定〕

- 成果目標（福祉施設から一般就労への移行等）を考慮し、令和5年度末には一般就労へ移行する者の7割が利用することを見込みます。

図表 66 就労定着支援の見込量（月間）

	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数 （人）	8	7	4	10	16	19

注：平成30年度から令和元年度は3月実績、令和2年度は8月実績

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 一般就労への移行を推進する観点から、事業所の確保に努めていきます。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- 支援を必要とする人にサービスが行き届くよう、適切な情報提供を行っていきます。

## 8 療養介護

### 〔内容・現状〕

- 医療機関への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話などを行います。
- 平成24年度以降、利用者数はほぼ横ばいとなっています。

### 〔サービス見込量の設定〕

- 利用者が限定される事業であることから、これまでの利用実績の継続を見込みます。

図表 67 療養介護の実績の推移と見込量（月間）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数 （人）	24	24	24	24	24	24	25	25	25

注：平成27年度から令和元年度は3月実績、令和2年度は8月実績

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 医療機関においてサービス提供が行われており、今後も医療機関との連携を図ります。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。

## 9 短期入所（ショートステイ）

### 〔内容・現状〕

- 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
- 障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院・診療所・介護老人保健施設において実施する「医療型」があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年3月から利用が大幅に落ち込んでいます。

### 〔サービス見込量の設定〕

- 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ、過去の実績の推移を基に利用者数を見込み、これに利用実績による平均利用日数を乗じてサービス見込量を算出します。
- レスパイト（家族介助者等の休息）や緊急時の受け皿としての役割を考慮し、利用者を見込みます。
- 入所施設や精神科病院から退所・退院し、地域移行する人の利用を見込みます。

図表 68 短期入所（福祉型・医療型）の実績の推移と見込量（月間）

福祉型	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延べ利用量 （日）	286	254	267	277	166	131	150	163	177
実利用者数 （人）	31	34	39	37	27	20	22	24	26
1人あたり 利用日数	9.2	7.5	6.8	7.5	6.1	6.6	6.8	6.8	6.8

医療型	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延べ利用量 （日）	73	54	44	53	45	11	18	24	30
実利用者数 （人）	13	10	11	10	6	2	3	4	5
1人あたり 利用日数	5.6	5.4	4.0	5.3	7.5	5.5	6.0	6.0	6.0

注：平成27年度から令和元年度は3月実績、令和2年度は8月実績

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 身近な地域で必要なサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- 利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。
- 利便性、対応力の向上等による、緊急時の受入れ体制の確保に努めます。

### (3) 居住系サービス

#### 1 自立生活援助

##### 〔内容・現状〕

- 平成30年4月に新設されたサービスです。
- 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービスです。具体的には、以下の五つの支援を行います。
  - ① 定期的な巡回または随時通報を受けて行う訪問
  - ② 相談対応等の方法による障害者等に係る状況の把握
  - ③ 必要な情報の提供及び助言ならびに相談
  - ④ 関係機関との連絡調整
  - ⑤ その他、障害者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助
- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で、一人暮らしを希望する人等が自立生活援助の対象者<sup>8</sup>になります。
- 利用期間は原則1年間で、必要が認められる場合には更新することができます。

図表 69 自立生活援助の概要

### 地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

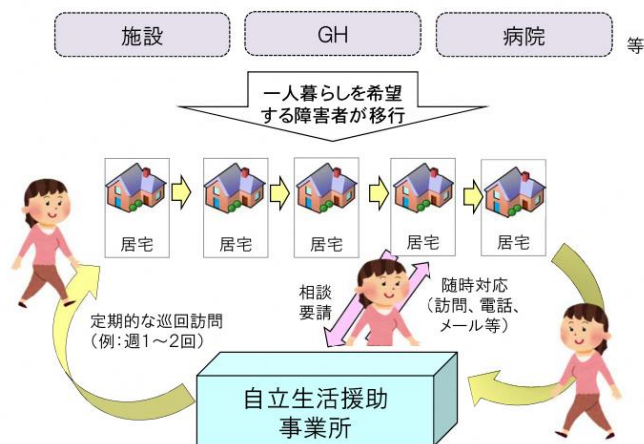
- 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する(「自立生活援助」)。

#### 対象者

- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等

#### 支援内容

- 定期的に利用者の居宅を訪問し、
  - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
  - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
  - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
  - ・ 地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。



資料：厚生労働省

<sup>8</sup> 自立生活援助の対象者：

家族と同居している場合でも、家族等が障害や疾病等のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者は、サービスの対象になるとされています。



### 〔サービス見込量の設定〕

- 成果目標（福祉施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築）の達成に資するものとして、一定数のサービス利用を見込みます。

図表 70 自立生活援助の見込量（月間）

	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数 （人）	0	0	0	1	1	1

注：平成30年度から令和元年度は3月実績、令和2年度は8月実績

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 令和2年11月現在、市内に事業所がないことから、事業所の確保に努めていきます。
- 地域生活移行に係る成果目標の達成に資するよう、計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- 支援を必要とする人にサービスが行き届くよう、適切な情報提供を行っていきます。

## 2 共同生活援助（グループホーム）

### 〔内容・現状〕

- 共同生活援助（グループホーム）は、主として夜間や休日に、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排泄、食事の介護などの日常生活上の援助を提供します。
- 利用者の重度化・高齢化に対応した日中サービス支援型グループホーム<sup>9</sup>は、地域生活へ移行する人の受け皿として大きな役割を果たしていくことが期待されています。

### 〔サービス見込量の設定〕

- 事業者の動向や福祉施設・精神科病院からの地域移行等に係るニーズを勘案して、新規利用者を見込みます。

図表 71 共同生活援助（グループホーム）の実績の推移と見込量（月間）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数 （人）	155	152	160	165	187	191	205	221	238

注：平成27年度から令和元年度は3月実績、令和2年度は8月実績

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- サービス見込量の確保にあたっては、事業者によるグループホームの整備を促進するよう、協力を求めています。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- 利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。
- 必要に応じて、地域移行支援を利用した入居を検討します。
- 体験利用を確保していくなど、地域生活支援拠点等としての整備を進めています。

<sup>9</sup> 日中サービス支援型グループホーム：

障害者の重度化・高齢化が進行していることを受け、平成30年度の報酬改定で新設されたグループホームの類型で、24時間体制でのスタッフ配置や、緊急の入居者等に対応するための短期入所の併設が義務付けられている。

### 3 施設入所支援

#### 〔内容・現状〕

- 施設に入所する障害者に対して、主として夜間や休日に、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の支援を行います。
- 平成24年度以降の利用者数はほぼ横ばいとなっています。
- 令和2年11月時点で、施設入所の待機者が62人おり、潜在的なニーズは多いサービスとなっています。

#### 〔サービス見込量の設定〕

- 令和元年度末の施設入所者数の6.4%（14人）が地域生活に移行することを見込んでいます。
- 施設入所者の地域生活への移行を考慮し、令和元年度末の入所者数220人から、令和5年度末において1.8%（4人）の削減を見込んでいます。

図表 72 施設入所支援の実績の推移と見込量（月間）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数 (人)	220	224	224	225	220	217	217	217	216

注：平成27年度から令和元年度は3月実績、令和2年度は8月実績

#### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 施設入所者の円滑な地域生活への移行を実現するため、地域における社会資源の整備等に取り組みます。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- 利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。
- 必要に応じて、介護保険制度など他制度への移行を検討します。
- 真に必要な障害者が入所できるよう、待機者や入所中の障害者の状況確認を行います。
- 居宅系サービスやバリアフリー改修など地域移行に必要なサービスを活用して、地域移行を推進していきます。
- グループホームの体験利用を活用するなど、施設入所者の地域移行への意欲を高めるための体制を整備していきます。

## 4 宿泊型自立訓練

### 〔内容・現状〕

- 日中に一般就労や障害福祉サービスを利用している知的障害又は精神障害のある人に、一定期間、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。標準利用期間は24か月となっています。

### 〔サービス見込量の設定〕

- 市内精神科病院から地域生活へ移行する人の需要が一定数見込まれるため、過去3年間の実績平均程度の利用を見込みます。

図表 73 宿泊型自立訓練の実績の推移と見込量（月間）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数 (人)	5	5	4	7	3	1	4	4	4

注：平成27年度から令和元年度は3月実績、令和2年度は8月実績

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- サービス事業者との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。
- サービス利用希望者の情報を適切に把握し、有効なサービス提供体制の整備に努めます。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。

## (4) 相談支援

### 〔内容・現状〕

- 相談支援には、基本相談支援、計画相談支援及び地域相談支援があります。個別給付の対象となるのは、計画相談支援及び地域相談支援です。
- 計画相談支援には、サービス利用支援と継続サービス利用支援があります。サービス利用支援は、障害福祉サービスや地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用する際にサービス等利用計画を作成するものです。継続サービス利用支援は、いわゆるモニタリングと言われているもので、サービス等利用計画が適当であるかどうかを一定期間ごとに検証し、見直しを行うものです。
- 地域相談支援のうち、地域移行支援は、障害者支援施設等入所者または精神科病院入院者に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る）の体験的な利用支援など必要な支援を行います。
- 地域相談支援のうち、地域定着支援は、単身等で生活する障害者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

<b>障害者</b>	<b>特定相談支援</b>	指定特定相談支援事業者【市が指定】
		○計画相談支援（個別給付）
		・サービス利用支援（サービス等利用計画の作成）
		・継続サービス利用支援（モニタリング）
	○基本相談支援	
	<b>一般相談支援</b>	指定一般相談支援事業者【県が指定】
		○地域相談支援（個別給付）
		・地域移行支援（外出同行支援・入居支援等）
・地域定着支援（24時間相談支援体制等）		
○基本相談支援		

### 〔サービス見込量の設定〕

- 個別給付の対象となっている計画相談支援及び地域相談支援についてサービス見込量を設定します。
- 計画相談支援については、サービス利用支援と継続サービス利用支援の利用者数の合計を見込量として設定し、各年度に更新やモニタリングが予定されている人数、過去3年程度の平均的な支給決定数を基に見込みます。
- 地域移行支援については、福祉施設や精神科病院等からの地域移行者のうち、一定数の利用を見込んでいます。
- 地域定着支援については、福祉施設や精神科病院等からの地域移行者のうち、居宅での一人暮らしが見込まれる者を想定しています。

図表 74 計画相談支援の見込量（月間平均）

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
計画相談支援(人)	95	125	142	168	189	178	208	239	275

注：月ごとの利用者数に偏りが出るサービスであるため、年間利用量を 12 で割った月間平均値を用いる  
 注：令和 2 年度の値は、令和 2 年 4 月から 8 月までの 5 か月間の利用量を 5 で割った月間平均値

図表 75 地域相談支援の見込量（月間）

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
地域移行支援(人)	1	0	2	0	0	0	2	2	2
地域定着支援(人)	2	2	3	3	1	0	2	2	2

注：平成 27 年度から令和元年度は 3 月実績、令和 2 年度は 8 月実績

【実施に関する考え方・見込量確保の方策】

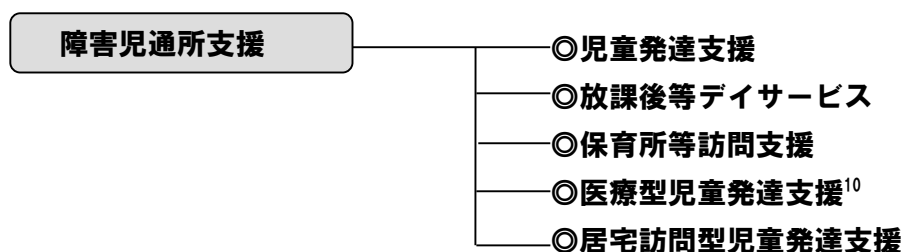
- 相談支援体制の強化・充実に取り組み、相談支援体制の整備に努めます。
- 利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。
- サービス利用支援により、真に必要なサービスの選択や真に本人が希望する事業所の選択など対象者をきめ細かく支援するとともに、個々の利用者の実情に応じた継続サービス利用支援（モニタリング）の実施に努めます。
- 効果的な計画相談が実施されるよう、指定特定相談支援事業者や相談支援専門員の負担を軽減する体制の整備に努めます。
- 地域移行生活に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等に努めるとともに、医療機関・行政機関等との連携及び調整を密に行います。

## 7 障害児支援に関する事項

令和5年度の目標値の実現に向けて、令和3～5年度の各年度における障害児支援に関する各サービスの実施に関する考え方、必要な見込量を設定し、その確保に努めていきます。見込量等を設定するサービス等は、以下のとおりです。

図表 76 児童福祉法に基づく障害児支援等の一覧

### ・児童福祉法に基づくサービス



### ・医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

<sup>10</sup> 医療型児童発達支援：

上肢、下肢又は体幹の機能の障害があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要な児童に対し、児童発達支援と治療を併せて提供するサービスです。県内に事業所が存在せず、整備の見通しも立っていないため、本市では実績値・見込量ともに0とします。

## 1 児童発達支援

### 〔内容・現状〕

- 療育の必要性が認められる就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
- 市内事業所数は着実に増加しており、令和2年11月現在、10事業所がサービスを提供しています。また、重症心身障害児も支援対象としている事業所が開所するなど、ニーズの多様化への対応も進んでいます。

### 〔サービス見込量の設定〕

- 過去の新規利用児童数の伸び率を基に、地域における児童数の推移と事業所の動向を加味して利用児童数を推計し、1人当たりの平均利用日数を乗じて各年度の必要量を見込みます。

図表 77 児童発達支援の実績の推移と見込量（月間）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延べ利用量 （日）	949	1,156	1,206	1,423	1,435	1,492	<b>1,676</b>	<b>1,797</b>	<b>1,933</b>
実利用者数 （人）	60	70	75	89	96	103	<b>111</b>	<b>119</b>	<b>128</b>
1人あたり 利用日数	15.8	16.5	16.1	16.0	14.9	14.5	<b>15.1</b>	<b>15.1</b>	<b>15.1</b>

注：平成27年度から令和元年度は3月実績、令和2年度は8月実績

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 身近な地域でも支援が受けられる重層的な支援体制の構築を目指して、関係機関との連携を図っていきます。
- 障害児相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- 医療的ニーズに対応していくため、重症心身障害児を主に支援する事業所の確保に努めます。
- 第3次伊勢崎市障害者計画に掲げた成果目標（令和8年度末の月間利用者数 140人）を達成するため、サービス提供事業者に対して障害特性を理解した指導員等の確保・養成を促し、量的・質的なサービスの充実に努めます。



## 2 放課後等デイサービス

### 〔内容・現状〕

- 障害のある就学児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等の支援を行います。
- 非常にニーズの多いサービスであり、事業所の増加に伴って利用者数と利用日数が急増しています。また、重症心身障害児も支援対象としている事業所が開所するなど、ニーズの多様化への対応も進んでいます。

### 〔サービス見込量の設定〕

- 過去の新規利用児童数の伸び率を基に、地域における児童数の推移と事業所の動向を加味して利用児童数を推計し、1人当たりの平均利用日数を乗じて各年度の必要量を見込みます。

図表 78 放課後等デイサービスの実績の推移と見込量（月間）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延べ利用量 （日）	2,718	3,545	4,536	5,147	5,740	6,231	<b>7,068</b>	<b>7,980</b>	<b>8,998</b>
実利用者数 （人）	174	230	293	333	373	422	<b>465</b>	<b>525</b>	<b>592</b>
1人あたり 利用日数	15.6	15.4	15.5	15.5	15.4	14.8	<b>15.2</b>	<b>15.2</b>	<b>15.2</b>

注：平成27年度から令和元年度は3月実績、令和2年度は8月実績

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- ニーズの多いサービスであることから、引き続き事業所の確保に努めます。
- 障害児相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- 医療的ニーズに対応していくため、重症心身障害児を主に支援する事業所の確保に努めます。

### 3 保育所等訪問支援

#### 〔内容・現状〕

- 支援員が保育所等を訪問し、対象となる児童に集団生活への適応のための直接支援を行うとともに、訪問先施設のスタッフに対する指導を併せて行います。
- 市内でも1事業所がサービスを提供していますが、平成24年のサービス創設時から、実績はほぼ横ばいとなっています。理由としては、市の単独事業である「保育所等協力支援<sup>11</sup>」とサービスの棲み分けができておらず、より利用しやすい保育所等協力支援にニーズが集中していること等が挙げられます。
- 平成30年4月より支援対象が拡大され、乳児院及び児童養護施設に入所している児童もサービスを利用できるようになりました。

#### 〔サービス見込量の設定〕

- 過去の利用者数の推移と把握しているニーズを基に利用者数を見込みます。

図表 79 保育所等訪問支援の実績の推移と見込量（月間）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数 (人)	1	3	2	5	1	0	3	3	3

注：平成27年度から令和元年度は3月実績、令和2年度は8月実績

#### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 障害児相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- 保健センター等の市内各機関を介して情報提供を行うなど、事業の周知に努め、利用の推進を図ります。

<sup>11</sup> 保育所等協力支援：

伊勢崎市が単独事業として実施しているサービスです。保育所等からの相談・要望を受け、現場に出向き、そこで指導者に対して、発達の遅れや障害のある児童に対する支援・指導方法等について助言・指導を行います。なお、児童福祉法に基づく保育所等訪問支援と異なり、特定の児童に対する直接支援は行いません。

## 4 居宅訪問型児童発達支援

### 〔内容・現状〕

- 児童福祉法の改正に伴い、平成30年4月に新設されたサービスです。
- 重症心身障害児など、重度の障害があり、児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難な在宅障害児を対象としたサービスで、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

### 〔サービス見込量の設定〕

- 対象者が非常に限られているサービスであるため、事業所の動向等を踏まえてサービス量を見込みます。

図表 80 居宅訪問型児童発達支援の見込量（月間）

	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1

注：平成30年度から令和元年度は3月実績、令和2年度は8月実績

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 在宅の障害児の発達支援の機会を確保する観点から、事業所の確保に努めます。
- 障害児相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。

## 5 障害児相談支援

### 〔内容・現状〕

- 障害児相談支援には、障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助があります。障害児支援利用援助は、障害児通所支援を利用する際に障害児支援利用計画を作成するものです。継続障害児支援利用援助は、いわゆるモニタリングと言われているもので、障害児支援利用計画が適当であるかどうかを一定期間ごとに検証し、見直しを行うものです。なお、障害児が障害者総合支援法の障害福祉サービスを利用する場合、障害児支援利用計画は、障害者総合支援法のサービス等利用計画と一体として作成することとされています。
- 平成27年度からは、障害児通所支援を利用するすべての障害児の保護者が対象となっています。

障害児	特定相談支援	指定特定相談支援事業者【市が指定】
		○計画相談支援（個別給付）
		・サービス利用支援（サービス等利用計画の作成）
		・継続サービス利用支援（モニタリング）
	○基本相談支援	
	障害児相談支援	指定障害児相談支援事業者【市が指定】
		○障害児相談支援（個別給付）
		・障害児支援利用援助（障害児支援利用計画の作成）
・継続障害児支援利用援助（モニタリング）		

### 〔サービス見込量の設定〕

- 障害児相談支援については、障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助（モニタリング）の利用者数の合計を見込量として設定し、各年度に更新やモニタリングが予定されている人数、過去3年程度の平均的な支給決定数を基に見込みます。

図表 81 障害児相談支援の実績の推移と見込量（月間）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数 （人）	49	66	64	80	98	105	128	156	191

注：月ごとの利用者数に大きな偏りが出るサービスであるため、年間利用量を12で割った数値を用いる

注：令和2年度の値は、令和2年4月から8月までの5か月間の利用量を5で割った月間平均値

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 相談支援体制の強化・充実に取り組み、相談支援体制の整備に努めます。
- 障害児本人及びその家族が、障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、適切な事業者情報の提供を行っていきます。
- 障害児相談支援により、障害児本人が真に必要なサービスと事業所が選択できるように支援するとともに、個々の利用者の実情に応じたモニタリングの実施に努めていきます。
- 効果的な障害児相談支援が実施されるよう、指定障害児相談支援事業者や相談支援専門員の負担を軽減する体制の整備に努めます。

## 6 医療的ケア児等<sup>12</sup>に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

### 〔内容・現状〕

- 国の基本指針において、多分野にまたがる医療的ケア児等に対する支援の調整を図るとともに、医療的ケア児等支援のための地域づくりを推進する役割を持ったコーディネーターを設置することが求められています。
- なお、配置するコーディネーターについては、都道府県及び指定都市が実施する「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」を修了した相談支援専門員等であることが要件となっています。
- 本市では、令和2年11月現在、障害者基幹相談支援センターに研修修了者を2人配置しています。

### 〔コーディネーターの配置人数の設定〕

- 地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案し、コーディネーターを3人配置します。

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 地域づくりを推進するための課題整理や資源開発等、コーディネーターに期待される役割が十分に発揮されるよう、情報共有を緊密に行っていくとともに、情報発信のための場を確保していきます。

---

<sup>12</sup> 医療的ケア児等：

ここでは、次の障害児者の方を「医療的ケア児等」としています。

①人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児  
②重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害児者

## 8

### 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障害者（児）が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

本市では次の4点の基本的な考え方を重視しながら、地域生活支援事業の計画的・効果的な実施を目指します。

- ① 本市の実情や利用者の状況を勘案して、地域生活支援に関わるサービスの必要見込量を設定し、その提供体制の確保に努めます。
- ② 障害の種別を問わず対応できる、実効性のある障害者ケアマネジメントが行える相談支援体制の充実を図り、当事者の生活を支援する仕組みを確保します。
- ③ 事業の効率性を高めながら、インフォーマルサービス<sup>13</sup>等の社会資源の活用にも取り組み、サービス提供体制の整備を推進します。
- ④ 地域社会における共生を実現していくため、「必須事業<sup>14</sup>」に関しては全て実施することとし、未だ実施されていない事業については早期の事業化を図ります。

---

<sup>13</sup> インフォーマルサービス：

行政の公的サービス（フォーマルサービス）と対比して使われる言葉で、地域住民、ボランティア、NPO、民間事業者等によって有償・無償で提供されるきめ細かなサービスのことを指します。

<sup>14</sup> 必須事業：

地域生活支援事業の内、法律上実施しなければならないと定められている10事業（理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、障害者（児）相談・生活支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業）を指します。具体的な内容については、次ページを参照してください。

(1) 実施する事業の内容 (必須事業)

サービス種別	実施内容										
<b>理解促進研修・啓発事業</b>	障害者等への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することで、共生社会の実現を図ります。										
<b>自発的活動支援事業</b>	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。										
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="260 595 651 678"><b>障害者相談支援事業</b></td> <td data-bbox="651 512 1442 595">自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者(児)の保護者や介護者などからの相談に応じ、情報の提供を行います。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="260 678 651 757"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="316 678 651 757"><b>基幹相談支援センター</b></td> <td data-bbox="651 678 1442 757">障害に関する多様な相談に対応できるよう、総合的な相談支援の場として、基幹相談支援センターを設置しています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="260 757 651 842"><b>基幹相談支援センター等機能強化事業</b></td> <td data-bbox="651 757 1442 842">障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、障害者各法に定められた業務を総合的にを行います。</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="651 757 1442 842">基幹相談支援センターに専門職員を配置することにより、相談支援機能等の強化を図ります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="260 842 651 992"><b>住宅入居等支援事業</b></td> <td data-bbox="651 842 1442 992">賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談、助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。</td> </tr> </table>	<b>障害者相談支援事業</b>	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者(児)の保護者や介護者などからの相談に応じ、情報の提供を行います。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="316 678 651 757"><b>基幹相談支援センター</b></td> <td data-bbox="651 678 1442 757">障害に関する多様な相談に対応できるよう、総合的な相談支援の場として、基幹相談支援センターを設置しています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="260 757 651 842"><b>基幹相談支援センター等機能強化事業</b></td> <td data-bbox="651 757 1442 842">障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、障害者各法に定められた業務を総合的にを行います。</td> </tr> </table>	<b>基幹相談支援センター</b>	障害に関する多様な相談に対応できるよう、総合的な相談支援の場として、基幹相談支援センターを設置しています。	<b>基幹相談支援センター等機能強化事業</b>	障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、障害者各法に定められた業務を総合的にを行います。	基幹相談支援センターに専門職員を配置することにより、相談支援機能等の強化を図ります。	<b>住宅入居等支援事業</b>	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談、助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。	
<b>障害者相談支援事業</b>	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者(児)の保護者や介護者などからの相談に応じ、情報の提供を行います。										
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="316 678 651 757"><b>基幹相談支援センター</b></td> <td data-bbox="651 678 1442 757">障害に関する多様な相談に対応できるよう、総合的な相談支援の場として、基幹相談支援センターを設置しています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="260 757 651 842"><b>基幹相談支援センター等機能強化事業</b></td> <td data-bbox="651 757 1442 842">障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、障害者各法に定められた業務を総合的にを行います。</td> </tr> </table>	<b>基幹相談支援センター</b>	障害に関する多様な相談に対応できるよう、総合的な相談支援の場として、基幹相談支援センターを設置しています。	<b>基幹相談支援センター等機能強化事業</b>	障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、障害者各法に定められた業務を総合的にを行います。	基幹相談支援センターに専門職員を配置することにより、相談支援機能等の強化を図ります。						
<b>基幹相談支援センター</b>	障害に関する多様な相談に対応できるよう、総合的な相談支援の場として、基幹相談支援センターを設置しています。										
<b>基幹相談支援センター等機能強化事業</b>	障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、障害者各法に定められた業務を総合的にを行います。										
<b>住宅入居等支援事業</b>	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談、助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。										
<b>成年後見制度利用支援事業</b>	成年後見制度の利用を支援することにより、障害のある人等の権利擁護を図ります。										
<b>成年後見制度法人後見支援事業</b>	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。										
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="260 1339 651 1417"><b>手話通訳者設置事業</b></td> <td data-bbox="651 1223 1442 1339">聴覚・言語機能・音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人(以下「聴覚障害者等」という。)に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="260 1417 651 1462"><b>手話通訳者派遣事業</b></td> <td data-bbox="651 1417 1442 1462">聴覚障害者等の福祉向上のため、手話通訳者の派遣を行います。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="260 1462 651 1518"><b>要約筆記者派遣事業</b></td> <td data-bbox="651 1462 1442 1518">聴覚障害者等の福祉向上のため、要約筆記者の派遣を行います。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="260 1518 651 1599"><b>知的障害者等入院時コミュニケーション支援事業</b></td> <td data-bbox="651 1518 1442 1599">意思の疎通が困難な知的障害・発達障害のある人が医療機関に入院した場合に、コミュニケーション支援員を派遣します。</td> </tr> </table>	<b>手話通訳者設置事業</b>	聴覚・言語機能・音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人(以下「聴覚障害者等」という。)に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。	<b>手話通訳者派遣事業</b>	聴覚障害者等の福祉向上のため、手話通訳者の派遣を行います。	<b>要約筆記者派遣事業</b>	聴覚障害者等の福祉向上のため、要約筆記者の派遣を行います。	<b>知的障害者等入院時コミュニケーション支援事業</b>	意思の疎通が困難な知的障害・発達障害のある人が医療機関に入院した場合に、コミュニケーション支援員を派遣します。			
<b>手話通訳者設置事業</b>	聴覚・言語機能・音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人(以下「聴覚障害者等」という。)に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。										
<b>手話通訳者派遣事業</b>	聴覚障害者等の福祉向上のため、手話通訳者の派遣を行います。										
<b>要約筆記者派遣事業</b>	聴覚障害者等の福祉向上のため、要約筆記者の派遣を行います。										
<b>知的障害者等入院時コミュニケーション支援事業</b>	意思の疎通が困難な知的障害・発達障害のある人が医療機関に入院した場合に、コミュニケーション支援員を派遣します。										
<b>日常生活用具給付事業</b>	重度障害者等に対し、日常生活用具、住宅改修費、点字図書の給付をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。										
<b>手話奉仕員養成研修事業</b>	意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、手話奉仕員を養成します。										
<b>移動支援事業</b>	屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の支援を行います。										
<b>地域活動支援センター事業</b>	地域活動支援センターを通じて、障害のある人に創作的活動、社会適応訓練、機能訓練、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを行います。										

(その他の事業)

サービス種別	実施内容								
<b>福祉ホーム事業</b>	現に住居を求めている障害のある人に対し、低額な料金で、居室その他の設備の利用を支援します。								
<b>訪問入浴サービス事業</b>	移動浴槽車を派遣し、居宅において入浴サービスを提供することにより、障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。								
<b>聴覚障害者生活訓練等事業</b>	主に社会文化活動の面で大きな制限を受ける聴覚障害者に対して、生活指導や情報提供に関する事業を実施することにより、社会的孤立感の解消及び生活の質の向上を図ります。								
<b>日中一時支援事業</b> <table border="1" data-bbox="258 786 651 1167"> <tr> <td data-bbox="258 786 651 875"><b>登録介護者事業</b></td> <td data-bbox="651 786 1423 875">心身障害児(者)の保護者が一時的に介護できない場合、あらかじめ本市に登録している介護者がサポートします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 875 651 965"><b>日帰り短期事業</b></td> <td data-bbox="651 875 1423 965">障害のある人を一時的に預かり、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等を行います。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 965 651 1055"><b>サービスステーション事業</b></td> <td data-bbox="651 965 1423 1055">心身障害児(者)の保護者が一時的に介護できない場合、24時間対応型サービスステーションがサポートします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 1055 651 1167"><b>身体障害者デイサービス事業</b></td> <td data-bbox="651 1055 1423 1167">身体障害者の生活の助長、社会的孤独感の解消、心身機能の維持向上等を図るため、通所による各種サービス(生活相談・機能訓練・食事の提供・入浴介助等)を提供します。</td> </tr> </table>	<b>登録介護者事業</b>	心身障害児(者)の保護者が一時的に介護できない場合、あらかじめ本市に登録している介護者がサポートします。	<b>日帰り短期事業</b>	障害のある人を一時的に預かり、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等を行います。	<b>サービスステーション事業</b>	心身障害児(者)の保護者が一時的に介護できない場合、24時間対応型サービスステーションがサポートします。	<b>身体障害者デイサービス事業</b>	身体障害者の生活の助長、社会的孤独感の解消、心身機能の維持向上等を図るため、通所による各種サービス(生活相談・機能訓練・食事の提供・入浴介助等)を提供します。	障害者等の家族の就労支援及び休息のため、障害者等に日中活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練その他の支援を行います。
<b>登録介護者事業</b>	心身障害児(者)の保護者が一時的に介護できない場合、あらかじめ本市に登録している介護者がサポートします。								
<b>日帰り短期事業</b>	障害のある人を一時的に預かり、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等を行います。								
<b>サービスステーション事業</b>	心身障害児(者)の保護者が一時的に介護できない場合、24時間対応型サービスステーションがサポートします。								
<b>身体障害者デイサービス事業</b>	身体障害者の生活の助長、社会的孤独感の解消、心身機能の維持向上等を図るため、通所による各種サービス(生活相談・機能訓練・食事の提供・入浴介助等)を提供します。								
<b>聴覚障害者ミニデイサービス事業</b>	聴覚に障害のある60歳以上の高齢者が一人暮らし等で閉じこもりがちになったり、要介護になるおそれがある場合を対象に、情報提供や食事の提供をはじめ趣味活動等を通じて身体機能の維持を図るとともに、社会的孤立感の解消や自立生活の維持及び介護予防を図ります。								
<b>レクリエーション活動等支援事業</b>	障害者の社会参加促進のため、スポーツやレクリエーション活動を行います。								
<b>声の広報等発行事業</b>	広報紙をはじめとした、地域生活を送る上で必要度の高い情報などを、文字による情報入手が困難な障害のある人へ定期的に提供します。								
<b>朗読奉仕員養成事業</b>	視覚障害者等の日常生活を支援し社会参加を促進するため、音訳などの養成研修を実施します。								
<b>障害者虐待防止対策支援事業</b>	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。								
<b>知的障害者職親委託事業</b>	知的障害のある人の自立更生を図るため、更生援護に熱意がある事業経営者等に職親として一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。								
<b>医療的ケア支援事業</b>	看護師等を配置していない学校や施設等において、障害者(児)に対する医療的ケアを提供します。								



## (2) サービス見込量及び設定の考え方と確保の方策

### 1 理解促進研修・啓発事業

#### 〔内容・現状〕

- 障害のある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための教室等の開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等を実施します。

図表 82 理解促進研修・啓発事業の実績の推移と見込

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
未実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

#### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 必須事業であることから、今後も継続して実施していきます。
- 共生社会の実現に向け、障害のある人に対する理解を深めるため、障害福祉にかかる事業を実施している法人に事業を委託するなど、専門性を確保しつつ、市民に理解しやすい企画・運営を行います。

### 2 自発的活動支援事業

#### 〔内容・現状〕

- 障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における取組を支援します。

図表 83 自発的活動支援事業の実績の推移と見込量

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

#### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 必須事業であることから、今後も継続して実施していきます。
- 共生社会の実現に向け、障害のある人に対する理解を深めるため、障害福祉にかかる事業を実施している法人に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な企画・運営を行います。

### 3 障害者（児）相談・生活支援事業

#### 〔内容・現状〕

- 障害者相談支援事業は、専門の相談員やピアカウンセラーが、障害のある人やその家族、支援者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行います。
- 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、障害者各法に定められた相談等の業務を総合的にを行います。
- 基幹相談支援センター等機能強化事業は、センターに専門的職員を配置することにより、相談支援体制の強化や人材の育成、地域移行・地域定着の促進のための取組等を強化します。
- 住宅入居等支援事業は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望する障害のある人に対し、入居に必要な支援や家主等への相談・助言を行う事業です。
- 本市では、平成29年4月に、複数の指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所を1箇所に集約する形で基幹相談支援センターを整備しています。

図表 84 障害者（児）相談・生活支援事業の実績の推移と見込

サービス種別	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
障害者相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター	未設置	未設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

注：基幹相談支援センター等機能強化事業は、平成28年度まで相談支援機能強化事業

#### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 必須事業であることから、今後も継続して実施していきます。
- 障害の種別を問わず対応できる相談体制を確保し、サービス提供事業者等との連携のもとで相談・支援体制の充実に努めます。
- 専門的職員を配置し、困難ケースに対応できる体制を整備していきます。

## 4 成年後見制度利用支援事業

### 〔内容・現状〕

- 知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の申立てに要する費用や後見人等の報酬等を補助することにより、その利用を支援し、権利擁護を図る事業です。

### 〔サービス見込量の設定〕

- これまでの実績の推移を踏まえて必要量を見込みます。

図表 85 成年後見制度利用支援事業の実績の推移と見込量（年間）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用人数 (人)	2	4	4	3	2	4	4	5	6

注：令和2年度は見込値

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 必須事業であることから、今後も継続して実施していきます。
- 市長申立てと併せて、成年後見制度が適切に利用できるような支援し、権利擁護に努めます。
- 必要とする障害者が適切に利用できるような、本人や支援者への情報提供に努めます。

## 5 成年後見制度法人後見支援事業

### 〔内容・現状〕

- 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

図表 86 成年後見制度法人後見支援事業の実績の推移と見込

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 必須事業であることから、速やかな実施を検討していきます。
- 障害福祉にかかる事業を実施している法人に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な企画・運営を行います。

## 6 意思疎通支援事業

### 〔内容・現状〕

- 意思疎通を図ることに支障がある障害のある人の意思疎通を支援するための事業です。
- 手話通訳者設置事業として、伊勢崎市障害者センターに手話通訳者を2人配置しています。
- 手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業は、手話通訳や要約筆記を必要とする障害のある人に手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業です。
- 知的障害者等コミュニケーション支援事業は、意思の疎通が困難な人が医療機関に入院した場合に、本人と意思疎通が充分できる人を派遣する事業です。

### 〔サービス見込量の設定〕

- 令和元年度までの利用実績と、令和2年度の利用状況を踏まえて必要量を見込みます。

図表 87 意思疎通支援事業の実績の推移と見込量（年間）

サービス種別		平成 27年度	28年 度	29年 度	30年 度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
手話通訳者設置事業	実設置 者数 (人)	2	2	2	2	2	2	2	2	2
手話通訳者派遣事業	延べ派遣 回数 (回)	477	585	600	773	721	574	640	705	770
要約筆記者派遣事業	延べ派遣 回数 (回)	2	3	2	2	2	2	2	2	2
知的障害者等入院時 コミュニケーション 支援事業	延べ利用 者数 (人)	0	2	0	0	0	0	2	2	2

注：令和2年度は見込値

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 必須事業であることから、今後も継続して実施していきます。
- 手話が言語であるとの認識に基づき、手話通訳に関する事業を実施していきます。
- 事業の周知をするとともに、ニーズの拡大に対応できるよう派遣通訳者等の増加や技術力の向上等に努めます。
- 障害福祉にかかる事業を実施している法人、当事者団体等に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な企画・運営を行います。

## 7 日常生活用具給付事業

### 〔内容・現状〕

■日常生活用具の給付や住宅改修費の支給を行う事業です。

■

### 〔サービス見込量の設定〕

■過去の給付実績と令和2年度の給付状況を基に給付件数を見込みます。

図表 88 日常生活用具給付事業の実績の推移と見込量（年間）

サービス種別		平成 27年 度	28年 度	29年 度	30年 度	令和 元年 度	2年 度	3年 度	4年 度	5年 度
介護・訓練支援用具	給付件 数 (件)	9	4	8	7	5	14	9	9	9
自立生活支援用具	給付件 数 (件)	17	16	23	17	11	24	17	17	17
在宅療養等支援用具	給付件 数 (件)	21	23	73	52	81	62	68	74	81
情報・意思疎通支援用具	給付件 数 (件)	13	26	32	29	26	17	24	24	24
排泄管理支援用具	給付件 数 (件)	3,170	3,457	3,677	3,856	3,866	4,006	4,080	4,160	4,240
住宅改修費（居宅生活 動作補助用具）	給付件 数 (件)	1	4	2	2	2	4	3	3	3

注：令和2年度は見込値

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

■必須事業であることから、今後も継続して実施していきます。

■給付する用具の種類や給付条件など、他市町村の動向や実情を考慮して検討していきます。

■事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

## 8 手話奉仕員養成研修事業

### 〔内容・現状〕

- 聴覚障害者等との交流活動の促進等のために、手話奉仕員を養成する研修を実施する事業です。

### 〔サービス見込量の設定〕

- 新型コロナウイルス感染症対策が必要となることを踏まえつつ、過去の実績を基に修了者数を見込みます。

図表 89 手話奉仕員養成研修事業の実績の推移と見込量（年間）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
講習修了者数 (人)	58	51	47	50	44	-	37	40	43

注：令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 意思疎通支援事業の円滑な実施を図るためには、人材の養成が重要であることから、必須事業である手話奉仕員養成研修事業について、今後も積極的・計画的に実施していきます。
- 手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及を推進していきます。
- 多くの市民が参加できるよう広報紙やホームページを活用した周知活動を行います。
- 手話奉仕員の養成や技能の向上を図るとともに、手話奉仕員を確保していきます。
- 当事者団体等に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な企画・運営を行います。

## 9 移動支援事業

### 〔内容・現状〕

- 屋外での移動が困難な障害のある人について、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の支援を行います。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年の3月から利用が急激に減少しています。

### 〔サービス見込量の設定〕

- 利用者数に1人あたりの利用時間を乗じて算出しています。
- 1人あたりの利用時間については、過去の実績を勘案して推計しています。また、実利用者の増加数については、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案しつつ、従前の利用が戻ることを見込みます。

図表 90 移動支援事業の実績の推移と見込量（年間）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
年間延べ利 用時間 (時間)	15,560	15,507	15,616	15,553	13,967	10,228	11,500	13,200	14,800
実利用者数 (人)	186	189	199	217	191	141	157	180	202

注：令和2年度は見込値。

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 必須事業であることから、今後も継続して実施していきます。
- 障害特性やニーズに対応できる提供体制の整備に努めるとともに、ニーズの拡大に対応できるよう、サービス提供事業者の参入の促進に努めます。
- 通学の機会を確保するため、緊急時の通学について支援していきます。
- 地域の実情に応じて、適宜利用条件や対象者などを検討していきます。

## 10 地域活動支援センター事業

### 〔内容・現状〕

- 雇用されることが困難な障害者等に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等の便宜を供与する事業です。
- 令和2年度現在、市内にある地域活動支援センターは、Ⅰ型が1箇所、Ⅱ型が5箇所、Ⅲ型が3箇所整備されています。

### 〔サービス見込量の設定〕

- 設置数については、いずれも現在の設置数を維持します。
- いずれの施設も高い稼働率を維持していることから、現在の実績と同程度の利用量を見込みます。

図表 91 地域活動支援センター事業の実績の推移と見込量（年間）

サービス種別		平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地域活動支援 センターⅠ型	設置数(箇所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実利用者数(人)	76	68	73	82	60	49	50	50	50
地域活動支援 センターⅡ型	設置数(箇所)	6	6	6	6	5	5	5	5	5
	実利用者数(人)	129	123	120	116	93	91	95	95	95
地域活動支援 センターⅢ型	設置数(箇所)	2	2	2	2	3	3	3	3	3
	実利用者数(人)	50	50	51	45	49	44	50	50	50

注：令和2年度は9月までの実績値。

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 必須事業であることから、今後も継続して実施していきます。
- 障害特性に応じた活動の場の充実とともに、活動内容の充実に努め、地域生活支援の促進が図られるよう努めます。
- 事業のさらなる強化に向け、サービス内容を含めて、地域活動支援センターのあり方について検討します。
- 障害福祉にかかる事業を実施している法人を指定管理者に選定し、又は事業を委託することにより、専門性を確保した効果的かつ効率的な事業運営を行います。
- 適正な職員配置など、必要な体制の確保に努めます。
- 市内の障害者が利用することを基本としつつ、空きがある場合には市外の障害者等にも利用を認めていきます。



## 11 福祉ホーム事業

### 〔内容・現状〕

- 住居を求めている障害のある人に、低額な料金で、居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与する事業です。

### 〔サービス見込量の設定〕

- 利用者数は現状の継続を見込みます。

図表 92 福祉ホーム事業の実績の推移と見込量（年間）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数(人)	5	4	4	3	2	1	1	1	1

注：令和2年度は見込値

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 任意事業であるため、地域におけるグループホーム等の社会資源の実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。
- サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。

## 12 訪問入浴サービス事業

### 〔内容・現状〕

- 身体の清潔の保持や心身機能の維持等のために、身体障害者の居宅に移動浴槽車を派遣して訪問入浴サービスを提供する事業です。

### 〔サービス見込量の設定〕

- これまでの実績を踏まえ、利用者数の増加を見込みます。

図表 93 訪問入浴サービス事業の実績の推移と見込量（年間）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数 (人)	6	9	8	8	8	9	10	10	10

注：令和2年度は見込値

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 任意事業であるため、地域における同様のサービスの実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。
- サービス提供事業者と連携し、ニーズに対応できる体制の確保に努めます。

- 事業の周知をするとともに、サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。
- 障害福祉にかかる事業を実施している法人に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な運営を行います。
- サービス提供時における利用者の病状の急変など緊急時の対応をあらかじめ定めておくなど安全体制の確保に努めます。

### 13 聴覚障害者生活訓練等事業

#### 〔内容・現状〕

- 主に社会文化活動の面で大きな制限を受ける聴覚障害者に対して、生活指導や情報提供に関する事業を実施することにより、社会的孤立感の解消及び生活の質の向上を図ります。

#### 〔サービス見込量の設定〕

- 過去の実績を基に、利用者数の増加を見込みます。

図表 94 聴覚障害者生活訓練等事業の実績の推移と見込量（年間）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延べ利用者数 (件)	286	265	262	321	285	220	300	300	300

注：令和2年度は見込値。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、9月まで事業は中止。

#### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 任意事業であるため、地域における同様のサービスの実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。
- 当事者団体等に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な企画・運営を行います。

## 14 日中一時支援事業

### 〔内容・現状〕

- 障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人を日常的に介護している家族の就労支援や一時的な休息を目的とする事業です。
- 登録介護者事業は、保護者が一時的に介護できない場合に、一定の要件を満たした登録介護者が保護者に代わって介護を行う事業です。
- 日帰り短期事業は、保護者が一時的に介護できない場合に、障害福祉サービス事業所において日中活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等を行う事業です。
- サービスステーション事業は、保護者が一時的に介護できない場合に、24時間対応のサービスステーションで介護を行う事業です。
- 身体障害者デイサービス事業は、身体障害者の生活の助長、社会的孤独感の解消、心身機能の維持向上等を図るため、通所による各種サービス（生活相談・機能訓練・食事の提供・入浴介助等）を提供する事業です。

### 〔サービス見込量の設定〕

- これまでの実績と事業所の動向を踏まえ、利用者数を見込みます。

図表 95 日中一時支援事業の実績の推移と見込量（年間）

サービス種別		平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
登録介護者 事業	登録介護者数 (人)	82	41	39	49	29	26	26	26	26
	利用者数 (人)	39	30	31	36	33	34	34	34	34
日帰り短期 事業	実施箇所数 (箇所)	24	25	30	49	48	50	50	50	50
	利用者数 (人)	195	193	195	195	202	198	200	200	200
サービスステー ション事業	実施箇所数 (箇所)	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	利用者数 (人)	23	32	32	29	22	26	26	26	26
身体障害者デイ サービス事業	実施箇所数 (箇所)	-	5	5	5	4	4	4	4	4
	利用者数 (人)	-	7	5	3	3	3	3	3	3

注：令和2年度は見込値。また、サービスステーション事業実施箇所数は市外を含む。

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 任意事業であるため、地域における同様のサービスの実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。
- 事業者に対し必要な情報を提供し、ニーズに対応できる体制の確保に努めます。
- 事業を周知するとともに、サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。
- 委託をする介護者や事業所が必要な要件を満たしているか確認するなど適正な運営に努めます。

## 15 聴覚障害者ミニデイサービス事業

### 〔内容・現状〕

- 聴覚に障害のある60歳以上の高齢者が一人暮らし等で閉じこもりがちになったり、要介護になるおそれがある場合を対象に、情報提供や食事の提供をはじめ趣味活動等を通じて身体機能の維持、社会的孤立感の解消や自立生活及び介護予防を図ります。

### 〔サービス見込量の設定〕

- 過去の実績の推移を考慮して利用者数を見込みます。

図表 96 聴覚障害者ミニデイサービス事業の実績の推移と見込量（年間）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延べ利用件数 (件)	250	259	281	283	263	204	300	300	300

注：令和2年度は見込値。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、9月まで事業は中止。

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 任意事業であるため、地域における同様のサービスの実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。
- 当事者団体等に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な企画・運営を行います。

## 16 レクリエーション活動等支援事業

### 〔内容・現状〕

- スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため各種スポーツ・レクリエーション教室を開催する事業です。

### 〔サービス見込量の設定〕

- 過去の利用実績の推移を勘案して利用者数を見込みます。

図表 97 レクリエーション活動等支援事業の実績の推移と見込量（年間）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延べ利用者数 (人)	1,000	789	1,132	1,464	1,226	830	1,410	1,410	1,410

注：令和2年度は計画値

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 任意事業であるので、地域における実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。
- 障害特性やニーズを反映した事業を実施することにより、障害者の社会参加を積極的に推し進めるとともに、支援する人材の養成に努めます。
- 事業を周知するとともに、多くの人々が利用しやすい環境づくりに努めます。
- 障害福祉にかかる事業を実施している団体等に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な企画・運営を行います。

## 17 声の広報等発行事業

### 〔内容・現状〕

- 広報紙をはじめとして、地域生活を送る上で必要度の高い情報などを障害のある人等に定期的に提供します。

### 〔サービス見込量の設定〕

- 過去の利用実績の推移を勘案して利用者数を見込みます。

図表 98 声の広報等発行事業の実績の推移と見込量（年間）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数 (人)	32	33	24	22	20	21	21	21	21

注：令和2年度は見込値

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 任意事業であるため、地域における実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。
- 事業を周知するとともに、サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。
- 障害福祉にかかる事業を実施している団体等に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な企画・運営を行います。

## 18 朗読奉仕員養成事業

### 〔内容・現状〕

- 朗読奉仕員の養成のための研修を行う事業です。

### 〔サービス見込量の設定〕

- 過去の実績を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症対策が必要となることを勘案して受講者数を見込みます。

図表 99 朗読奉仕員養成事業の実績の推移と見込量（年間）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受講者数(人)	15	6	12	14	17	-	10	15	15

注：令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 任意事業であるため、地域における実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。
- 多くの市民が参加できるよう広報紙やホームページを活用した周知活動を行います。
- 障害福祉にかかる事業を実施している団体等に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な企画・運営を行います。
- 奉仕員の養成や技能の向上を図るとともに、奉仕員の確保に努めます。

## 19 障害者虐待防止対策支援事業

### 〔内容・現状〕

- 障害者虐待の未然防止や早期発見、適切な支援のために、支援体制の強化や協力体制の整備、普及啓発を図る事業です。
- 本市では障害者センター内に障害者虐待防止センターを設置し、障害者やその家族、関係者からの連絡や相談を受け付けています。24時間対応の専用電話も設置しています。
- 障害者の安全を確保していく観点から、緊急一時保護の委託先を増やすなどの取組を進めています。

図表 100 障害者虐待防止対策支援事業の実績の推移と見込

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 障害者の安全確認、障害者を一時的に保護する場所の確保、問題解決に向けた相談・指導・助言を行います。
- 虐待に関する通報義務や通報窓口について周知するなど虐待防止の啓発活動を行うとともに、障害者の権利擁護や障害に関する正しい知識を広めます。
- 専門性の強化を図るとともに、関係機関等との連携協力体制を整備します。
- 権利擁護のために、必要に応じて、成年後見制度の利用を検討します。

## 20 知的障害者職親委託事業

### 〔内容・現状〕

- 知的障害者を一定期間職親に預けて、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用促進等を図る事業です。

### 〔サービス見込量の設定〕

- これまでの実績を踏まえて利用者数を見込みます。

図表 101 知的障害者職親委託事業の実績の推移と見込量（年間）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数 (人)	3	3	2	1	2	1	2	2	2

注：令和2年度は見込値

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 任意事業であるため、地域における実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。
- 障害者や家族等からの相談に応じ、適切な職親の紹介に努めます。
- 事業の周知をするとともに、職親の確保に努めます。
- 職親への委託に際しては、職員が職親の家庭を訪問して説明をするなど、委託が効果的に行えるよう必要な準備を行います。

## 21 医療的ケア支援事業

### 〔内容・現状〕

- 看護師等を配置していない学校や施設等において、障害者（児）に対する医療的ケアを提供します。

### 〔サービス見込量の設定〕

- これまでの利用実績を基に、市内の医療的ケアに対するニーズを考慮して利用者数を見込みます。

図表 102 医療的ケア支援事業の実績の推移と見込量（年間）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数 (人)	1	2	2	2	3	2	3	3	3

注：令和2年度は見込値

### 〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 地域における実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。また、実施に当たっては、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターと連携し、支援の質の確保を図ります。
- 事業の周知を図るとともに、医療的ケアを提供する訪問看護事業者の確保に努めます。



# 資料編





# 1 策定経過

開催日等	項目	内容
令和2年		
4月14日 ～5月7日	第1回障害者計画策定委員会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次伊勢崎市障害者計画の進捗状況報告</li> <li>次期計画で取組を強化すべきと思われる施策について</li> <li>市民アンケートの内容について</li> </ul>
6月29日 ～8月21日	市民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズ調査</li> </ul>
9月18日	障害福祉計画の成果目標及びサービス必要見込量の中間報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>群馬県に資料提出</li> </ul>
10月2日	第2回障害者計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民アンケート調査の結果報告</li> <li>第3次伊勢崎市障害者計画骨子案について</li> </ul>
10月16日 ～10月23日	第1回障害者計画庁内検討委員会(書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次伊勢崎市障害者計画骨子案について</li> <li>推進事業についての検討</li> </ul>
11月16日 ～11月27日	第3回障害者計画策定委員会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次伊勢崎市障害者計画素案について</li> </ul>
11月24日 ～12月3日	自立支援協議会全体会委員からの意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>第6期伊勢崎市障害福祉計画・第2期伊勢崎市障害児福祉計画素案について</li> </ul>
12月10日 ～12月28日	第1回自立支援協議会(全体会) (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント案について</li> </ul>
12月11日	第4回障害者計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント案について</li> </ul>
令和3年		
1月18日 ～2月16日	パブリックコメント手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見募集</li> </ul>
2月26日 ～3月15日	自立支援協議会全体会委員からの意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント手続で提出された意見について</li> <li>計画案の最終精査</li> </ul>
2月26日 ～3月15日	第5回障害者計画策定委員会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント手続で提出された意見について</li> <li>計画案の最終精査</li> </ul>
3月12日	障害福祉計画の成果目標及びサービス必要見込量の最終報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>群馬県に資料提出</li> </ul>
3月26日	提言書提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次伊勢崎市障害者計画・第6期伊勢崎市障害福祉計画・第2期伊勢崎市障害児福祉計画(案)</li> </ul>

## 2 伊勢崎市障害者計画策定委員名簿

敬称略 令和3年3月末現在

所 属	氏 名
伊勢崎市身体障害者福祉団体連合会	人見 友明 (~令和2年12月31日)
	飯島 邦敏 (令和3年1月1日~)
社会福祉法人 群馬県社会福祉事業団 (群馬県立障害者リハビリテーションセンター)	奥寺 淳子
伊勢崎市手をつなぐ育成会	安藝 みどり
伊勢崎市親の会ネットワーク	橋本 公章
社会福祉法人 伊勢崎市愛のはぐるま会	荒井 一美
社会福祉法人 桑の実福祉会	中塚 美子
社会福祉法人 キャッチジャパン	森村 静枝
社会福祉法人 明清会	高山 千恵美
社会福祉法人 やよい福祉会	山本 新四郎
社会福祉法人 グリーンフィンガーズ	渡辺 美有紀
群馬県立伊勢崎特別支援学校	松村 正史
社会福祉法人 檉の木	岡部 眞砂美
NPO法人 生涯発達ケアセンター さんれんいし	中林 亜衣
社会福祉法人 伊勢崎市社会福祉協議会	久保田 勝夫
伊勢崎市民生委員児童委員連絡協議会	山内 良一
伊勢崎公共職業安定所	磯貝 茂夫
東京福祉大学	三野 宏治
一般社団法人 伊勢崎佐波医師会	久保 讓
市民公募	湯本 真弓
市民公募	岡部 雅明

### 3 伊勢崎市障害者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づく伊勢崎市障害者計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、市民と行政の連携による計画案の検討を行うため、市民が主体で組織する伊勢崎市障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) 伊勢崎市障害者計画庁内検討委員会との連携による計画案に関する調査、研究及び検討に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者及び福祉関係機関の代表者
- (2) 市民各界の代表者
- (3) 公募の市民のうちから市長が認めた者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務の終了する日までとする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委嘱後最初に招集される委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は必要に応じて随時開催するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉こども部障害福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成 26 年 3 月 31 日決裁）から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。



**第3次伊勢崎市障害者計画**

**第6期伊勢崎市障害福祉計画**

**第2期伊勢崎市障害児福祉計画**

発行日:令和 3 年 3 月

発 行:伊勢崎市

編 集:伊勢崎市福祉こども部障害福祉課

〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目 410

TEL 0270-27-2753 (直通)

FAX 0270-26-1808

E-mail [f-shogai@city.isesaki.lg.jp](mailto:f-shogai@city.isesaki.lg.jp)